

## 平成26年第4回那珂市議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○平成26年第4回那珂市議会定例会会期日程	2
○応招・不応招議員	4

### 第1号（11月26日）

○議事日程	5
○本日の会議に付した事件	6
○出席議員	6
○欠席議員	6
○地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者	6
○議会事務局職員	7
○開会及び開議の宣告	8
○諸般の報告	8
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○議案第59号～議案第70号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	9
○報告第16号～議案第79号の一括上程、説明	14
○散会の宣告	17

### 第2号（11月28日）

○議事日程	19
○本日の会議に付した事件	19
○出席議員	19
○欠席議員	19
○地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者	19
○議会事務局職員	20
○開議の宣告	21
○諸般の報告	21
○一般質問	21

#### 7番 古川 洋一 君

投票率アップの施策について	22
職員採用と人事考課について	26
カミスガプロジェクトについて	30

2番 寺門 厚 君	
防災及び危機管理について……………	3 4
有害鳥獣対策について……………	4 3
9番 萩谷 俊行 君	
人口減少について……………	5 2
旧幸久橋について……………	5 8
15番 遠藤 実 君	
住民投票条例について……………	6 3
防災体制について……………	7 4
那珂市PRの手法について……………	7 9
20番 木村 静枝 君	
学校給食について……………	8 1
○散会の宣告……………	9 4

第 3 号 (12月1日)

○議事日程……………	9 7
○本日の会議に付した事件……………	9 7
○出席議員……………	9 7
○欠席議員……………	9 8
○地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者……………	9 8
○議会事務局職員……………	9 8
○開議の宣告……………	9 9
○諸般の報告……………	9 9
○一般質問……………	9 9

6番 木野 広宣 君

地域包括ケアシステムについて……………	9 9
---------------------	-----

19番 石川 利秋 君

久慈川栗原釣場運営について……………	1 0 7
--------------------	-------

道路行政について……………	1 1 0
---------------	-------

13番 君嶋 寿男 君

国道118号線について……………	1 1 4
------------------	-------

近年、豪雨発生による市内の被害状況について……………	1 1 6
----------------------------	-------

那珂西部工業団地について……………	1 1 7
-------------------	-------

那珂市の魅力度発信について……………	1 1 9
--------------------	-------

○議案等の質疑……………	1 2 1
--------------	-------

○議案等の委員会付託	1 2 2
○請願の委員会付託	1 2 2
○散会の宣告	1 2 2

#### 第 4 号 (12月12日)

○議事日程	1 2 5
○本日の会議に付した事件	1 2 5
○出席議員	1 2 5
○欠席議員	1 2 6
○地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者	1 2 6
○議会事務局職員	1 2 6
○開議の宣告	1 2 7
○諸般の報告	1 2 7
○議員定数等調査特別委員会調査事項報告、質疑、採決	1 2 7
○報告第17号～議案第79号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決	1 2 8
○議員派遣について	1 3 3
○委員会の閉会中の継続(調査・審査)申出について	1 3 3
○閉会の宣告	1 3 3
○署名議員	1 3 5

那珂市告示第 1 3 5 号

平成 2 6 年第 4 回那珂市議会定例会を下記のとおり招集する。

平成 2 6 年 1 1 月 1 8 日

那珂市長 海 野 徹

記

1. 期 日 平成 2 6 年 1 1 月 2 6 日 (水)

2. 場 所 那珂市役所

## 平成26年第4回那珂市議会定例会会期日程

(会期17日間)

日次	月日	曜	開議時刻	区分	摘要
第1日	11月26日	水	午前10時	全員協議会	1. 全員協議会
			全員協議会終了後	本会議	1. 開会 2. 諸般の報告 3. 会議録署名議員の指名 4. 会期の決定 5. 議案の上程・説明・質疑・討論・採決
第2日	11月27日	木		休会	(議案調査) (議案質疑通告締切、正午まで)
第3日	11月28日	金	午前9時30分	委員会	1. 議会運営委員会
			午前10時	本会議	1. 一般質問
第4日	11月29日	土		休会	
第5日	11月30日	日		休会	
第6日	12月1日	月	午前10時	本会議	1. 一般質問 2. 議案質疑 3. 議案の委員会付託 4. 請願・陳情の委員会付託
第7日	12月2日	火		休会	(議事整理)
第8日	12月3日	水	午前10時	委員会	1. 総務生活常任委員会
第9日	12月4日	木	午前10時	委員会	1. 産業建設常任委員会
第10日	12月5日	金	午後1時	委員会	1. 教育厚生常任委員会
第11日	12月6日	土		休会	
第12日	12月7日	日		休会	
第13日	12月8日	月	午前10時	委員会	1. 議員定数等調査特別委員会
第14日	12月9日	火		休会	(議事整理)
第15日	12月10日	水		休会	(議事整理)
第16日	12月11日	木	午前9時30分	委員会	1. 議会運営委員会 (次期定例会会期日程案)
			午前10時	全員協議会	1. 全員協議会 (討論通告締切、正午まで)

日 次	月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	摘 要
第 1 7 日	1 2 月 1 2 日	金	午前 1 0 時	本会議	1. 委員長報告及び質疑・討論・採決 2. 閉 会

○応招・不応招議員

応招議員（22名）

1番	筒井かよ子君	2番	寺門厚君
3番	小宅清史君	4番	助川則夫君
5番	綿引孝光君	6番	木野広宣君
7番	古川洋一君	8番	中庭正一君
9番	萩谷俊行君	10番	勝村晃夫君
11番	中崎政長君	12番	笹島猛君
13番	君嶋寿男君	14番	武藤博光君
15番	遠藤実君	16番	福田耕四郎君
17番	須藤博君	18番	加藤直行君
19番	石川利秋君	20番	木村静枝君
21番	海野進君	22番	木内良平君

不応招議員（なし）

平成26年第4回定例会

# 那珂市議会会議録

第1号（11月26日）

## 平成26年第4回那珂市議会定例会

### 議事日程(第1号)

平成26年11月26日(水曜日)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第59号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
議案第60号 那珂市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例  
議案第61号 那珂市教育委員会教育長の給与及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例  
議案第64号 平成26年度那珂市一般会計補正予算(第5号)  
議案第65号 平成26年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)  
議案第66号 平成26年度那珂市下水道事業特別会計補正予算(第3号)  
議案第67号 平成26年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算(第2号)  
議案第68号 平成26年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号)  
議案第69号 平成26年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)  
議案第70号 平成26年度那珂市水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第 4 報告第16号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)  
報告第17号 専決処分について(平成26年度那珂市一般会計補正予算(第4号))  
議案第62号 那珂市立小学校・中学校設置条例の一部を改正する条例  
議案第63号 那珂市いじめ問題対策連絡協議会等条例  
議案第71号 平成26年度那珂市一般会計補正予算(第6号)  
議案第72号 平成26年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)  
議案第73号 平成26年度那珂市公園墓地事業特別会計補正予算(第1号)  
議案第74号 平成26年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算(第3号)

議案第75号 平成26年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算  
（第3号）

議案第76号 平成26年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第77号 平成26年度那珂市水道事業会計補正予算（第3号）

議案第78号 市道路線の認定について

議案第79号 市道路線の廃止について

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

## 出席議員（22名）

1番	筒井かよ子君	2番	寺門厚君
3番	小宅清史君	4番	助川則夫君
5番	綿引孝光君	6番	木野広宣君
7番	古川洋一君	8番	中庭正一君
9番	萩谷俊行君	10番	勝村晃夫君
11番	中崎政長君	12番	笹島猛君
13番	君嶋寿男君	14番	武藤博光君
15番	遠藤実君	16番	福田耕四郎君
17番	須藤博君	18番	加藤直行君
19番	石川利秋君	20番	木村静枝君
21番	海野進君	22番	木内良平君

## 欠席議員（なし）

---

## 地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野徹君	副市長	松崎達人君
教育長	秋山和衛君	企画部長	関根芳則君
総務部長	宮本俊美君	市民生活部長	秋山悦男君
保健福祉部長	萩野谷康男君	産業部長	助川保彦君
建設部長	岡崎隆君	上下水道部長	檜村悦雄君
教育部長	会沢直君	消防長	豊島克美君
会計管理者	野上隆男君	行財政改革推進室長	車田豊君
危機管理監	石井亨君	農業委員会事務局長	檜村武君

総務部次長 川崎 薫 君

---

**議会事務局職員**

事務局長 城宝信保君      事務局次長 深谷 忍 君  
書 記 萩谷将司君

開会 午前10時45分

**◎開会及び開議の宣告**

○議長（助川則夫君） 改めまして、おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。欠席議員はおりません。定足数に達しておりますので、ただいまより平成26年第4回那珂市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

---

**◎諸般の報告**

○議長（助川則夫君） 議案等説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、市長、副市長、教育長、企画部長、総務部長、市民生活部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長、上下水道部長、教育部長、消防長、会計管理者、行財政改革推進室長、危機管理監、農業委員会事務局長、総務部次長の出席を求めています。

職務のため、議会事務局より事務局長、書記が出席をしております。

閉会中の議長職務報告を別紙のとおりお手元に配付しております。

市長から行政概要報告及び平成27年度予算編成方針が別紙のとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

監査委員から平成26年9月、10月、11月の例月現金出納検査の結果について報告書が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

---

**◎会議録署名議員の指名**

○議長（助川則夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、17番、須藤 博議員、18番、加藤直行議員、19番、石川利秋議員を指名いたします。

---

**◎会期の決定**

○議長（助川則夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月12日までの17日間にしたいと思

います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から12月12日までの17日間に決定いたしました。

なお、会期中の審議日程等については、議会運営委員会、遠藤 実委員長から同委員会の決定事項として報告されております。その決定事項に従った会期日程表を配付しております。

---

### ◎議案第59号～議案第70号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（助川則夫君） 日程第3、議案第59号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第60号 那珂市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第61号 那珂市教育委員会教育長の給与及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例、議案第64号 平成26年度那珂市一般会計補正予算（第5号）から議案第70号 平成26年度那珂市水道事業会計補正予算（第2号）までの、以上10件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 平成26年第4回那珂市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご参集を賜り、まことにありがとうございます。提出いたしました議案の概要説明に先立ちまして一言ご挨拶を申し上げます。

日ごろより、議員の皆様には市政の進展と行政運営の円滑な推進のために、格別なるご高配を賜っており、心から感謝を申し上げたいと存じます。

さて、さる11月15日に、この10年の歩みを振り返り、これからの那珂市づくりに向けて市民と行政がともに考える機会となるよう「那珂市市制施行10周年記念式典」を中央公民館において開催いたしました。

助川議長をはじめ議員各位、多くのご来賓の方々のご臨席を賜り大変ありがたく、この場をおかりいたしまして、厚く御礼申し上げます。

式典では、本市の市勢発展に多大なるご貢献をいただきました122名の方々に対しまして、敬意と感謝の意を表させていただきました。

あわせて、4人の那珂市名誉市民の親族に対し、名誉市民章を贈呈いたしました。名誉市民の方々には、幾多の困難に遭いながらも決して揺らぐことなく、自身の信念に基づき、地域住民はもとより、日本国民のためにさまざまな施策を実現してこられました。

今回、賢人たちの顕彰を行い、功績を後世に伝えることは、将来を担う人材の育成にも多

くの影響を与えるものであり、賢人たちを輩出した自分の郷里への誇りと愛着を深くするものと確信をしております。今後、学校教育の場において、先賢教育として展開していきたいというふうに考えております。

私としましては、市民の代表である市議会議員各位はもとより、今回受賞された皆様のお力添えをいただきながら、今後とも「市民一人ひとりが輝くまち」「未来に夢がもてるまち」那珂市の実現を目指して、職員とともに一丸となって取り組んでまいりたい気持ちで新たにいたしました。どうか引き続き、議員の皆様にはご助言、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます、開会に先立ってのご挨拶といたします。

それでは、議案第59号から議案第61号、議案第64号から議案第70号までの議案10件につきまして提案理由の説明をさせていただきます。

議案内容の関係上、議案第59号から第61号につきましては、一括して説明をさせていただきます。

議案書の3ページをごらんいただきたいと思います。

議案第59号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

続きまして、28ページをごらんください。

議案第60号 那珂市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

続きまして、32ページをごらんください。

議案第61号 那珂市教育委員会教育長の給与及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例。

この3件につきましては、平成26年8月の人事院勧告を受け、当該条例について所要の改正を行おうとするものでございます。この改正につきましては、官民格差解消のため、若年層を重点に置いて俸給等の0.3%引き上げ、一時金支給月の0.15月引き上げ、また通勤手当の引き上げなどが主な内容となっております。

続いて、議案第64号から議案第70号までの平成26年度各種会計補正予算についてご説明をいたします。補正予算の予算書をごらんいただきたいと思います。

議案第64号 平成26年度那珂市一般会計補正予算（第5号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ1,724万2,000円を追加し、185億46万1,000円とするものでございます。

歳出の主な内容につきましては、議会費については、議員の期末手当支給率の改正に伴い、議員人件費を増額するものでございます。

総務費、教育費については、特別職の期末手当支給率の改正に伴い、特別職人件費を増額するものでございます。

各費目において、人事院勧告等に伴い、職員人件費及び関連する特別会計への繰出金を補正するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、繰越金を増額するものでございます。

議案第65号 平成26年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）。  
予算総額に、歳入歳出それぞれ960万円を減額し、57億2,440万円とするものでございます。

歳出の主な内容としては、総務費において、人事院勧告等に伴い、職員手当等の調整により減額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、繰入金を減額するものでございます。

議案第66号 平成26年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ289万7,000円を追加し、24億436万6,000円とするものでございます。

歳出の主な内容としては、総務費、下水道建設費において、人事院勧告等に伴い、職員手当等の調整により増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、繰越金を増額するものでございます。

議案第67号 平成26年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第2号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ163万9,000円を追加し、8億981万4,000円とするものでございます。

歳出の主な内容としては、総務費、農業集落排水整備事業費において、人事院勧告等に伴い、職員手当等の調整により増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、繰越金を増額するものでございます。

議案第68号 平成26年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ15万9,000円を減額し、43億3,699万6,000円とするものでございます。

歳出の主な内容としては、総務費において、人事院勧告等に伴い、職員手当等の調整により減額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、繰入金を減額するものでございます。

議案第69号 平成26年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ3,000円を追加し、1億8,601万9,000円とするものでございます。

歳出の主な内容としては、総務費において、人事院勧告等に伴い、職員共済組合負担金の

増により増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、繰越金を増額し、繰入金を減額するものでございます。

議案第70号 平成26年度那珂市水道事業会計補正予算（第2号）。

予算総額に、収益的支出269万5,000円を減額し、11億3,592万8,000円とするものでございます。

収益的支出の内容としては、営業費用の総係費において、人事院勧告等に伴い、職員給与等の調整により減額するものでございます。

また、予算総額に資本的支出9万7,000円を追加し、4億2,203万2,000円とするものでございます。

資本的支出の内容としては、建設改良費の配水施設費において、人事院勧告等に伴い、職員給与等の調整により増額するものでございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（助川則夫君） これより議案第59号から議案第61号まで及び議案第64号から議案第70号までの10件を一括して質疑を行います。

質疑の通告がありませんでした。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第59号から議案第61号まで及び議案第64号から議案第70号までの以上10件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第59号から議案第61号まで及び議案第64号から議案第70号までの10件については、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありましたので、木村静枝議員に発言を許します。

木村議員。

○20番（木村静枝君） 議案第60号 那珂市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第61号 那珂市教育委員会教育長の給与及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例、議案第64号 平成26年度那珂市一般会計補正予算（第5号）、以上3議案について、反対する立場から討論をいたします。

いずれも平成26年8月の人事院勧告を受けての条例改正によるものです。常勤の特別職は行政職給料や消防職給料の最高額と比較してもかなり高い給料となっております。したがって、引き上げる必要はありません。

議案64号は、人事院勧告に伴う補正予算です。

以上、3議案について反対をいたします。

○議長（助川則夫君） 以上で討論を終結いたします。

これより、議案第59号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第59号は原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第60号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は起立による採決を行います。議案第60号は、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（助川則夫君） 着席願います。

起立多数と認めます。

よって、議案第60号は原案可決することに決定をいたしました。

続きまして、議案第61号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は起立による採決を行います。議案第61号は、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（助川則夫君） 着席願います。

起立多数と認めます。

よって、議案第61号は原案可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第64号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は起立による採決を行います。議案第64号は、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（助川則夫君） 着席願います。

起立多数と認めます。

よって、議案第64号は原案可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第65号 平成26年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）から議案第70号 平成26年度那珂市水道事業会計補正予算（第2号）まで、以上6件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第65号から議案第70号までの6件は原案のとおり決することに決定いたし

ました。

---

◎報告第16号～議案第79号の一括上程、説明

○議長（助川則夫君） 日程第4、報告第16号 専決処分について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）、報告第17号 専決処分について（平成26年度那珂市一般会計補正予算（第4号））、議案第62号 那珂市立小学校・中学校設置条例の一部を改正する条例、議案第63号 那珂市いじめ問題対策連絡協議会等条例、議案第71号 平成26年度那珂市一般会計補正予算（第6号）から議案第79号 市道路線の廃止についてまでの、以上13件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） それでは、報告第16号、報告第17号、議案第62号、議案第63号、議案第71号から議案第79号までの議案13件につきまして提案理由をご説明申し上げます。

まず、報告の案件でございます。

議案書の1ページをごらんいただきたいと思います。

報告第16号 専決処分について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）。

平成26年7月15日に菅谷地内で発生した市道の穴ぼこにより転倒したけがについて、賠償額が決定し和解したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において平成20年議決第3号により指定された事項について、専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき議会に報告するものでございます。

報告第17号 専決処分について（平成26年度那珂市一般会計補正予算（第4号））。

予算総額に、歳入歳出それぞれ2,082万1,000円を追加し、184億8,321万9,000円とするものでございます。

衆議院の解散により、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が平成26年12月14日に執行予定であることから、その執行経費を計上するものでございます。

続いて、議案のうち条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

36ページをごらんください。

議案第62号 那珂市立小学校・中学校設置条例の一部を改正する条例。

那珂市立本米崎小学校が、平成27年3月31日をもって閉校となるため、那珂市立小学校・中学校設置条例の一部を改正するものでございます。

続いて、新規条例の制定についてご説明を申し上げます。

39ページをお開きください。

議案第63号 那珂市いじめ問題対策連絡協議会等条例。

平成25年9月に施行されたいじめ防止対策推進法及び平成26年8月に定めた那珂市いじめ防止基本方針に基づき、那珂市いじめ問題対策連絡協議会、那珂市いじめ調査委員会及び那珂市いじめ再調査委員会を設置するため条例を制定するものでございます。

続きまして、平成26年度各種会計補正予算についてご説明を申し上げます。

補正予算の予算書をごらんいただきたいと思います。

議案第71号 平成26年度那珂市一般会計補正予算（第6号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ1億54万7,000円を追加し、186億100万8,000円とするものでございます。

歳出の主な内容としては、総務費については、市税等過誤納還付金において、固定資産税等に係る還付金を増額するものでございます。らぼーる管理事業において、ガス使用料及びエアコン修繕に係る修繕料を増額するものでございます。

また、会計事務費においては、個人事業主に支払った委託料等に係る源泉所得税徴収漏れに伴う本税及び加算税等を計上するものでございます。

民生費については、障害福祉サービス給付事業において、更生医療給付費及び障害児通所給付費の増並びに地域生活支援事業において、日中一時支援事業及び訪問入浴事業の増に伴い、扶助費を増額するものでございます。また、地域介護・福祉空間整備補助事業において、2事業所に対して地域介護・福祉空間整備交付金を計上するものでございます。

衛生費については、聖苑運営事業において、自動制御装置の修繕料を増額するものでございます。

農林水産業費については、土地改良補助事業において、那珂川統合土地改良区に対して災害復旧に係る補助金を計上するものでございます。また、土地改良基盤整備事業において、ため池排水ゲートの工事請負費を増額するものでございます。

商工費については、緊急雇用創出事業を活用した静峰ふるさと公園再生事業の新規事業を計上するものでございます。

土木費については、道路維持補修事業において、重機の使用不能に伴い、新規の重機購入費を増額するものでございます。道路改良舗装事業において、測量設計費の増に伴い、委託料を増額するものでございます。両宮排水路整備事業において、資材高騰に伴い、工事請負費を増額するものでございます。下菅谷地区まちづくり事業、上菅谷駅前地区まちづくり事業及び菅谷地区まちづくり事業において、国からの社会資本整備総合交付金の交付決定額が予定額を大幅に下回ったことに伴い、事業費をそれぞれ減額するものでございます。また、市営住宅管理事業において、鷺内住宅等の修繕料を増額するものでございます。

教育費については、小学校管理事務費において、平成27年度から使用する教師用教科書及び指導書の購入費を計上するものでございます。小学校施設整備事業において、雨漏りする菅谷東小学校の屋根改修に係る工事請負費を計上するものでございます。就学奨励事業及び

就園奨励事業において、制度改正による補助単価の増に伴い、扶助費を増額するものでございます。また、中学校施設補修事業において、消防設備、排水管の修繕の増に伴い、修繕料を増額するものでございます。

諸支出金については、国・県負担金等返納金において、生活保護費等の国庫負担金精算返納金を計上するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、県支出金、繰越金及び諸収入をそれぞれ増額し、国庫支出金、繰入金及び市債をそれぞれ減額するものでございます。

議案第72号 平成26年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ1億4,682万8,000円を追加し、58億7,122万8,000円とするものでございます。

歳出の主な内容としては、保険給付費において、一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費等をそれぞれ増額するものでございます。後期高齢者支援金及び介護給付金について、額の決定等によりそれぞれ減額するものでございます。

諸支出金については、国・県負担金等返納金において、国民健康保険療養給付費及び高齢者医療制度円滑運営補助金の国庫負担金等返納金を計上するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、前期高齢者交付金、繰越金をそれぞれ増額し、国民健康保険税、国庫支出金、療養給付費等交付金、県支出金及び繰入金をそれぞれ減額するものでございます。

議案第73号 平成26年度那珂市公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ401万7,000円を追加し、1,601万7,000円とするものでございます。

歳入の主な内容としては、繰越金を計上するものでございます。

歳出については、諸支出金の一般会計繰出金を増額するものでございます。

議案第74号 平成26年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第3号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ328万円を追加し、8億1,309万4,000円とするものでございます。

歳出の主な内容としては、農業集落排水施設維持管理費において、処理施設に係る電気料を増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、繰越金を増額するものでございます。

議案第75号 平成26年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ168万6,000円を追加し、43億3,868万2,000円とするものでございます。

歳出の主な内容としては、地域生活支援事業において、配食サービス事業の委託料を増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、国庫支出金、県支出金、繰入金及び繰越金をそれぞれ増額するものでございます。

議案第76号 平成26年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ55万円を追加し、5億1,455万円とするものでございます。

歳出の内容としては、諸支出金において、保険料還付金、還付加算金をそれぞれ増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、繰入金を減額し、諸収入及び繰越金をそれぞれ増額するものでございます。

議案第77号 平成26年度那珂市水道事業会計補正予算（第3号）。

予算総額に、収益的支出350万円を追加し、11億3,942万8,000円とするものでございます。

収益的支出の内容としては、営業費用の原水及び浄水費において、燃料費調整額の増加に伴い、浄水場関係電気料を増額するものでございます。

続きまして、43ページをお開きいただきたいと思います。

議案第78号 市道路線の認定について。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を経て、市道路線の認定を行うものでございます。

議案第79号 市道路線の廃止について。

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を経て、市道路線の廃止を行うものでございます。

以上でございます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

---

### ◎散会の宣告

○議長（助川則夫君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時22分

平成26年第4回定例会

# 那珂市議会会議録

第2号（11月28日）

平成26年第4回那珂市議会定例会

議事日程(第2号)

平成26年11月28日(金曜日)

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員(21名)

1番	筒井かよ子君	2番	寺門厚君
3番	小宅清史君	4番	助川則夫君
5番	綿引孝光君	6番	木野広宣君
7番	古川洋一君	8番	中庭正一君
9番	萩谷俊行君	10番	勝村晃夫君
11番	中崎政長君	12番	笹島猛君
13番	君嶋寿男君	14番	武藤博光君
15番	遠藤実君	16番	福田耕四郎君
17番	須藤博君	18番	加藤直行君
19番	石川利秋君	20番	木村静枝君
22番	木内良平君		

欠席議員(1名)

21番 海野進君

---

地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野徹君	副市長	松崎達人君
教育長	秋山和衛君	企画部長	関根芳則君
総務部長	宮本俊美君	市民生活部長	秋山悦男君
保健福祉部長	萩野谷康男君	産業部長	助川保彦君
建設部長	岡崎隆君	上下水道部長	樫村悦雄君
教育部長	会沢直君	消防長	豊島克美君
会計管理者	野上隆男君	行財政改革推進室長	車田豊君

危機管理監	石井	亨	君	農業委員会 事務局長	樫村	武	君
総務部次長	川崎	薫	君				

---

**議会事務局職員**

事務局長	城宝	信保	君	次長補佐	渡辺	莊一	君
書記	横山	明子	君	書記	萩谷	将司	君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（助川則夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名であります。欠席議員は、21番、海野 進議員の1名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（助川則夫君） 議案等説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、本定例会の冒頭に報告したとおりであります。

なお、出席者名簿を議席に配付いたしましたので、ご了承願います。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

---

◎一般質問

○議長（助川則夫君） 日程第1、一般質問を行います。

質問事項については、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

質問者の質問時間は1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

傍聴者の皆さんにお知らせいたします。

会期日程の中に一般質問者の順番及び期日を定めました。したがって、今期定例会の一般質問は、本日は通告1番から5番までの議員が行います。また、来週12月1日は通告6番から8番までの議員が行います。

以上、ご理解及びご協力のほどよろしくお願いいたします。

---

◇ 古 川 洋 一 君

○議長（助川則夫君） 通告1番、古川洋一議員。

質問事項 1. 投票率アップの施策について。 2. 職員採用と人事考課について。 3. カ

ミスガプロジェクトについて。

古川洋一議員、登壇願います。

古川議員。

〔7番 古川洋一君 登壇〕

○7番（古川洋一君） 皆様、おはようございます。

議席番号7番、古川洋一でございます。

前回に引き続き、トップバッターとして、今回も那珂市を住みたい、住んでよかった、ずっと住み続けたいと思えるまちにするために一般質問をさせていただきます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

最初の質問は、前回、時間の関係で中途半端になってしまいました選挙における投票率アップの施策について、改めてお伺いをしたいと思います。

まず、投票率の現状でございますが、2011年の那珂市長選挙と2012年度の那珂市議会議員選挙について、期日前投票の投票率及び普通投票も含めた投票率をお伺いたします。

また前回、一部の投票所に限られるということでございますが、年代別の投票率もわかるということでございましたので、その投票率についてもあわせてお伺いしたいと思います。

○議長（助川則夫君） 総務部次長。

○総務部次長（川崎 薫君） 2011年那珂市長選挙と2012年那珂市議会議員選挙の投票率を申し上げます。

期日前投票率でございますが、市長選が9.67%、市議選が14.10%、不在者投票率は、市長選が0.42%、市議選が0.43%。全ての投票を合せた投票率は、市長選が50.77%、市議選が57.76%でございます。

続きまして、年代別の投票率でございますが、これは那珂市全体の投票率ではなく、市の選挙管理委員会が標準的投票区として指定している五台第2投票区の投票率でございます。60歳、70歳代の投票率が高く、市長選につきましては、60歳代が71.93%、70歳代が68.06%、市議選につきましては、60歳代が71.51%、70歳代が75.21%となっております。20歳代につきましては、市長選が22.03%、市議選が24.12%となっております。30歳代になりますと、市長選が40.57%、市議選が40.79%と、年齢が高くなるにつれて投票率が徐々に上がる傾向にございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） よく、若い方は投票に行かないということを申しますけれども、市議選で言えば、70代の方が4名に3名は投票するのに対して、20代は4名に1名ということで、とても残念な結果が出ております。私は、子育て世代の代表として、子育てを含む教育問題に重きを置いて議員活動をしているつもりでございますが、その世代の方々の投票行動に結びつかないという結果に、私自身の責任も感じ、大いに反省をしなければならないと感

じております。投票率のアップ、またはダウンは、我々自身の行動にあるのかなと言っても過言ではないのかなということで、その要因になっているような気もいたします。それを自覚した上で、行政として何ができるのかということをお伺いしてまいりたいと思います。

行政としての投票率アップの施策について、現状の取り組みについてお伺いをしたいと思います。

○議長（助川則夫君） 総務部次長。

○総務部次長（川崎 薫君） まず、常時の啓発といたしまして、市のホームページで情報提供を行っている外、月1回発行の「広報なか」に「選挙いろいろQ&A」というページを用意し、そこで選挙に関するいろいろな疑問・質問にお答えするということをしております。若年層向けの啓発といたしまして、成人式に新成人へ啓発パンフレットを配布しております。また、8月30日に開催されました、なかひまわりフェスティバルにおきましても、啓発物品とパンフレットの配布を行っております。

また、選挙時の啓発といたしまして、本庁舎や支所に横断幕、懸垂幕の設置、大型スーパーでの店内放送や街頭啓発、デマンドタクシーに啓発用マグネットシートの張りつけの外、可能な限りの啓発を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） わかりました。

では次に、今後の取り組みについて、提案も含めてお伺いをしてまいります。

期日前投票所は、現在、市役所の本庁、それから瓜連支所の2カ所だけでございますが、増設することはできないでしょうか。また、交通弱者の投票をサポートするため、土、日を含めた選挙期間中、ひまわりバス等による巡回運行は可能なのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（助川則夫君） 総務部次長。

○総務部次長（川崎 薫君） お答えいたします。

期日前投票におきましては、二重投票等を防ぐため、瞬時に投票状況を把握する必要がございます。このことから、期日前投票所では、オンラインシステムである期日前投票システムを利用しております。現在、このシステムが利用できる施設が、那珂市役所本庁と瓜連支所となることから、期日前投票所の増設は難しいと考えてございます。

ひまわりバス等による巡回運行についてでございますが、投票日におけるひまわりバスやひまわりタクシーの臨時運行につきましては、バスが3台、タクシーが4台と限られた台数の中で、市内26カ所ある投票所への巡回送迎は難しいと考えております。

現段階では、期日前投票所である那珂市役所本庁及び瓜連支所が、ひまわりバスの停留所となっておりますので、期日前投票期間中の投票をお願いできればと思います。障害をお持ちの方につきましては、障害の区分、程度によりますが、あらかじめ選挙管理委員会に届け

出れば、郵便等で不在者投票を行うことができることとなっておりますので、ご利用いただければと思います。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） では、その不在者投票ですけれども、長期の出張者とか入院患者などは、どのような方法で投票ができるのかお伺いします。

○議長（助川則夫君） 総務部次長。

○総務部次長（川崎 薫君） お答えいたします。

長期出張等で、当日投票ができない方につきましては、滞在先の最寄りの市区町村選挙管理委員会では不在者投票ができることになっております。また、入院あるいは施設入所における投票所に出向けない方につきましては、その病院、施設等が都道府県選挙管理委員会から指定されていれば、そこで不在者投票ができることとなっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 若い世代の投票率アップの取り組みといたしまして、立候補者が掲示板に張る自分自身のポスターに、QRコードのシールを張る、または印刷をして、市民が候補者のホームページ上から経歴や公約等を検索できるようにするのは、候補者の自由だと思うんですけれども、前回、行政として市のホームページからでも検索できるようにできないかということでご提案をさせていただきましたけれども、その後の検討結果はいかがでしょうか、お伺いします。

○議長（助川則夫君） 総務部次長。

○総務部次長（川崎 薫君） お答えいたします。

QRコードをポスター掲示板に張って、若い方に興味を持たせる手法につきましては、古川議員から9月にご提言をいただき、先進地事例を参考に研究してきたところでございます。

当委員会といたしましては、立候補者のポスターではなく、ポスター掲示場に直接QRコードを表示し、まずは選挙のお知らせのページに誘導をして、選挙啓発に努めたいと考えております。そのページから選挙公報を開けるように設定し、候補者の経歴や公約等を見られるようにしたいと考えております。早ければ来年の那珂市長選挙から実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 早ければ来年の市長選からということで、ぜひお願いをしたいと思っております。

では次に、市独自で、市のホームページ上で、候補者の政見放送みたいなものがないのかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 総務部次長。

○総務部次長（川崎 薫君） お答えいたします。

政見放送は、公職選挙法上、地方選挙では県知事選挙のみできることとなっております。また、放送事業者につきましても、NHK等、指定された基幹放送事業者のみができることと規定されております。このことから、古川議員がおっしゃっているのは、政見放送をまねた政策動画を、市のホームページ上で流すことができないかというご質問と解釈して回答いたします。

市の公費負担で行える選挙運動、いわゆる選挙公営につきましては、一つ一つ公職選挙法に明文化されております。しかし、ご質問の件につきましては、法令に規定がありません。よって、市のインターネット上で候補者の政策動画を流すことは、市では行えない行為と考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 昨年の10月だと思うんですけども、神戸市長選がございました。その際に、地元の神戸新聞社が、ホームページ上で候補者4名の自己PRや公約などを1分間で語ってもらい、それを動画で配信したところ、有権者からかなりの好評を得たという話を聞きました。市ではできないということであれば、市がメディア等に対して働きかけるというのも一つの策だと思うんですけどもいかがでしょうか、お伺いします。

○議長（助川則夫君） 総務部次長。

○総務部次長（川崎 薫君） お答えいたします。

古川議員がおっしゃられましたように、事例を調べてみますと、地元の新聞社等が自社等のインターネット上に、市長選挙や市議会議員選挙の候補者の政策動画をアップしている例を見ることができます。本市でも、地元新聞社に働きかけてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） それでは、もう一つ、大学等と連携して、若年層の投票率を上げる施策を企画している自治体もございます。実際に、その結果、20代前半の投票率が向上したという事例がありますが、本市でもそういうところに持ちかけてみたらいかがかなと思います。いかがでしょうか、お伺いします。

○議長（助川則夫君） 総務部次長。

○総務部次長（川崎 薫君） お答えいたします。

全国の活動事例を見ますと、大学の構内での選挙啓発や期日前投票所の設置、市内イベントや街頭での大学生参加による啓発が多いようでございます。また、連携しているのは自治体内にある大学のようにございます。

本市には、茨城女子短期大学がございまして、当短期大学において選挙権を持っている方、

さらにそのうち市内に居住する学生の割合を考えると、選挙啓発の意味では有効であると考えられますが、那珂市の投票率アップに直接つながるかという点、効果は薄いように考えております。

投票率の向上を図ることは容易なことではございません。総務省では、有識者、メンバーは大学教授や新聞社関係者、選挙管理委員会関係者でございます。これらの有識者に常時啓発のあり方を検討してもらい、その報告書をホームページ上にアップしております。しかし、その報告書も啓発を根本的に変えるとか投票率を飛躍的に伸ばすとかというのではなく、どちらかという点投票率向上のための地味な提言でございます。この報告書の中には、全国の常時啓発活動の事例も掲載されておりますので、参考にしながら研究を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 地元の茨城女子短期大学は1年生のみでございますし、かつ居住者である有権者は少ないかもしれませんが、大学生たちの意識を変えるという意味で、決して無駄なことではないと思います。そういった地道な取り組みの積み重ねが大切なんだと思います。

これまでいただいた答弁の中で、できないことはできないで仕方ありませんが、難しいというお答えになったことについては、お金とその気があればできると私は理解したいと思えます。いずれにいたしましても、先進事例を調査・研究していただき、費用対効果も考慮しつつ、有効なものは、ぜひとも導入していただきたいなというふうに思います。

投票率の話からはそれですが、私も50代です。本音を申せば、自分たちの世代のことは自分たちで考えていただくのが理想かと思えます。そのような意味では、30代、いや20代の若い方々が、みずから議員になって行動していただきたいというのが本音であります。

それでは、次の質問事項、職員の採用と人事考課についてに移ります。

まず、職員の採用についてですが、本市の職員採用の現状について、どのような区分があり、どのような試験を行っているのかお伺いしたいと思います。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

職員採用につきましては、事務職、技術職、教諭、保育士職といった職種の中で、大学卒、短大・高校卒の区分ごとに試験を行っております。一次試験は教養試験及び論文試験、二次試験は面接により選考を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 高い競争率のもと採用される職員は、優秀なのはわかります。ただ、休職中の職員も多いと伺っておりますし、体力的にも精神的にも強い職員が必要なのではな

いかという気がいたします。

そこで、学力だけではなく、例えばですけれども、文化やスポーツ面で全国レベルの成績を修めた方など、一芸に秀でた方を特別枠として採用することはできないか、お伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

一芸に秀でた者、例えばスポーツにおいて優秀な成績を修めた者を採用するにあたりまして、その能力のみをもって特別枠を設けることは、今のところ考えてはございません。と申しますのは、当然のことながら、職員として採用された場合には、事業の企画力や一定の事務処理能力も要求されることから、教養・論文試験で一定の得点をとることは必要条件であると考えているからであります。

また、那珂市は、受験者は県内でも多いほうでありまして、一次合格者を可能な限りふやし、面接による人物の見きわめにも重きを置いているところでございます。その面接で、学生時代など、今までに取り組んできたことや得意分野などをアピールできる場面があります。面接の重要な評価の一つになっておりますので、通常の採用枠の中での選考で足りると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 優秀な職員というのは、頭がいいということではなく、役に立つ職員という意味であります。従来の学力や面接力と言っているんでしょうか、そういったようなものを試すような選考、特に面接にはマニュアルというものが存在します。学生は面接をうまくこなすテクニックを身につけて試験に臨みます。そのような選考だけではなく、今後、考えていきたい選考方法がございましたらお伺いしたいと思っております。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

古川議員さんの意図する特別枠とは、若干ニュアンスが異なるかもしれませんが、地元の大学や高校から優秀な学生の推薦枠、これを設けること、さらには、水戸市とか笠間市などで行われている事例でございますけれども、地域での活動やボランティア活動などの社会貢献活動経験者の力を市政に反映させられる人材として早期に確保するような、従来の採用試験に捉われない方法で優秀な人材を確保することも考えていかなければならないと考えております。しかし、その場合でも、一定の知識の習得状況を見た上で判断すべきであると思っております。

また、通常の一般職の枠組みではありませんけれども、新たなプロジェクトや、ある特別な事業を行おうとする際に、短期の任期を定めて、その分野で専門的な知識を有する者を採用するという考えられるところでございます。

今後は、時代の変化に対応でき、また市民の皆さんの要望に応えられるよう、よりすぐれた人材を確保していくことが求められておりますので、従来の採用試験の方法の見直しをするとともに、柔軟な採用方法を模索していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 確かに面接だけで人物を見抜くということは容易でないことだと思います。

大変失礼なことを申し上げるようですが、面接官にもその資質が求められます。私も前職では面接官をするために勉強をいたしましたけれども、参考にしていただきたいポイントとして、問題解決力を試していただきたいなと思います。質問は1つでいいと思います。その答えに対して、それはなぜですか、あなたはどうしたんですか、なぜ、じゃ、これからどうしたいんですか、なぜと、どんどんその答えたことに関して突っ込んでいく。そうすると、やはり自分で経験したこと、それから自分の考えがしっかり言えないと思うんですね。そういうことで問題解決力というようなものを試してみたらいかがかなというふうに思います。

それから、外に適性試験というものがございます。受験した経験がおありの方もいらっしゃるかと思いますが、これはマークシートなので、なんでそんなもので人物の適性がわかるんだと思いがちかと思えますけれども、意外とこれが、おおよそ正しい結果が出るということも聞いております。あくまでも参考ということにさせていただきたいと思います。

では次に、人事考課制度の本格導入についてでございますが、以前、人事考課制度における職員の評価については、難しいものがあるという話をお聞きいたしました。今般、平成28年度から本格実施せよという国のお達しがあったというふうに耳にいたしましたけれども、間違いないかどうかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

人事評価制度につきましては、平成26年5月14日に公布されました地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律におきまして実施することとされてございます。その後、総務省より出されました運用通知によりますと、平成28年4月より人事評価制度を本格実施するというスケジュールが示されております。したがって、那珂市におきましても、平成28年4月1日を本格実施の目安として考えていかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） では、その本格実施に向けて、本市の人事評価に関する現状と、これまでの経緯についてお伺いします。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

那珂市の人事評価は、人材育成を主眼として試行実施しております。人事評価は、目標管理手法をとる業績評価、これと職務行動、職務上の態度・意識から評価する能力評価、これから構成されております。

平成21年度に管理職職員を対象としました人事評価の考え方について研修を行って以来、平成23年度より管理職職員を対象として人事評価を試行してまいりました。平成25年度からはコンサルタントの支援を仰ぎまして、人事評価の制度構築に注力しているところでございます。さらに、今年度10月より、雇用職と消防職、これを除く一般職員まで範囲を拡大し、試行を開始したところでございます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 職種の違い、また人が人を評価するということの難しさもあろうかと思いますが、制度面の課題について、どういうものがあるかお伺いします。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

制度面の課題と運用面の課題ということからお答えをしたいと思いますけれども、まず制度面の課題でございますけれども、雇用職とか消防職につきましては、行政職の職員と同じ評価項目の設定で評価することは難しいと考えております。実際の職務行動に基づき評価項目を組み立て直す必要があり、その点をどのように構築していくかということが一つの課題となっております。

運用面の課題でございますが、人事評価では、目標を設定する際に、評価者が評価しやすいように具体的な目標を定めること、これが重要となってまいります。管理職職員につきましては、試行を重ねてきたこともあり、ある程度形になってきております。一般職員につきましては、試行を始めたばかりでございますので、引き続き研修等を行い、目標設定のスキルを向上させていきたいと考えております。

また、評価の偏りという課題がございます。評価する上では、当然ながら、公平性、客観性が重要であります。評価の偏りにつきましては、必ずしも標準分布することが正しいとは言えませんが、評価者によって評価が甘くなったり厳しくなったりする傾向があります。評価者に対する研修を継続し、今まで以上に、日ごろから部下の行動をよく観察し、記録することで適正な評価ができるようにしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） そのように公平性、客観性、そういったものを踏まえて、きちんと評価ができたという前提での話ですけれども、その評価をした結果、それを賞与、ボーナスとか、そういった処遇に反映させなければ意味がないという気もいたします。どのようにして、

それを反映させるお考えかお伺いしたいと思います。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

さきにお話ししましたように、改正地方公務員法、この中で「人事評価結果を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用する」とされておりますので、当市におきましても当然に活用していかなければならないと考えております。

人材育成を図っていくためには、職員に動機づけ、ないしインセンティブ、これを付与する仕組みがなければ効果的に機能しません。そのためには、人事評価制度とは別に、処遇反映制度を設計する必要がありますので、人事評価制度結果の処遇反映につきましては、職員に不公平感が出ないように、慎重に行ってまいりたいと考えております。

今後は、この人事評価を職員に納得していただき、個人の能力を生かし、仕事に対してモチベーションが上がり、それによって組織力が上がる、よりよい制度にしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） モチベーションが上がるのが理想、そのためにそういった評価をし、また反映をしていくということなんだと思うんですが、よく考えれば、その評価によってはモチベーションが下がってしまう、そういった職員も出てしまうのかなという気がいたしますけれども、そこはきちんと、何のために評価をするのかという部分を、きちんと、特に若い方々にも指導をしていただきたいなというふうに思います。

最後に、提案としてですが、ぜひ、部下が上司を評価する、そういったことも行っていただきたいなというふうに思います。

それでは、最後の質問事項、カミスガプロジェクトについてに移ります。

まず、市に対する貢献についてお伺いいたします。

カミスガプロジェクトは、平成23年の震災後に、市内外の若い方々が、フェイスブック等でつながり発足いたしました。その後、平成24年度地域づくり総務大臣表彰、共同通信社第3回地域再生大賞、常陽ビジネスアワード2012、いばらきデザインセレクション2014・奨励賞に引き続き、今般、平成26年度あしたのまち・くらしづくり活動賞・内閣官房長官賞を受賞いたしました。

そして、先日の那珂市市制施行10周年記念式典の中でも、参加者の中から、それをうれしいことだとおっしゃっていただいた方がいたのもご記憶にあるかと思います。

もちろん、こういった賞や、お祝いの言葉を頂戴することを目的に活動しているわけではないのはご理解いただけるものと思います。サスガカミスガ、ガヤガヤカミスガにおいては、過去16回の開催で、延べ約30万人が来場され、そのほかにも水郡線沿線を舞台にした映画制作と上映会を行うカミスガフィルムクリエイト、東京・港区と那珂市の小学生を対象とし

た労働体験ツアー、カミスガワーホリツアーズ、水戸農業高校の生徒さんと菅谷保育所園児による上菅谷駅前の植栽作業、上菅谷駅前ガーデニングなど、市に対して多大な貢献をしていると思いますが、市の認識はどうかお伺いしたいと思います。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） お答えいたします。

先ほど、古川議員からの質問にもありましたように、カミスガにつきましては、平成23年10月に第1回目のイベントを開催し、本年10月までに16回のイベントが開催されております。その間の入り込み客数は全体で31万人に及んでおります。平均しますと1回当たり約2万人程度のお客さんが来場していることとなります。

こうしたイベントは、交流人口の増大を促し、本市のにぎわいづくりや地域の活性化、また本市のイメージアップに大きく寄与しているものと考えておりますけれども、地元からの出店が少ないことが残念なところでもございます。

また、先ほどのお話にもありました、その間の功績が認められ、先日受賞しました、あしたのまち・くらしづくり活動賞としての内閣官房長官賞をはじめとし、総務省による地域づくり総務大臣賞、いばらきデザインセンターによるいばらきデザインセレクション・奨励賞など、数多くの荣誉に輝いていることは評価をすべきものであると考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） ただいまご答弁をいただきましたような評価をしているのであれば、行政からの支援は必要ではないのかなというふうに思いますがいかがでしょうか、お伺いします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） お答えいたします。

市は、これまでのカミスガプロジェクトのイベントに対しましては、市長じきじきの指示によりましてさまざまな支援を行ってまいりました。

まず1つ目としましては、本来、イベントの主催者が行うべき道路の占用許可や警察当局に対する道路使用許可など、一連の協議や手続きにつきましては、市がその全てを行ってまいりました。また、報道機関への情報提供や市観光協会としての出店も行ってまいりました。

さらには、イベントにとりまして必要不可欠となります駐車場の確保につきましても、市が所有いたします駐車場をその都度お貸ししてまいりました。

さらに、平成23年度の茨城県商店街活性化コンペ事業につきまして、そのプレゼンテーションに際しまして、そのPRも行っております。それ以外にも、地域づくり総務大臣表彰などの応募に際しましては、市としての推薦も行っております。

4回目のイベントにおきましては、陸上自衛隊施設学校への協力を要請し、装甲車や特殊バイクの展示を行い、イベントを盛り上げてまいりました。

また、カミスガの映画上映にあたりましては、会場をお貸ししたり、その利用料金につきましても減免措置を行ったり、チケット販売も行ってまいりました。

また、昨年度のカミスガプロジェクトが実施いたしました移住交流による地域活性化支援事業、カミスガツアーズに際しましても、補正予算を計上いたしまして補助金を交付しております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） ただいまご答弁をいただきましたような支援をいただいておりますのは、私も十分承知はしております。本当にありがたいことだなというふうに思っております。

ところがここに来て、何か道路の使用料を取るとか、道路の使用そのものの許可をしないとか、何かそういう話がいろいろ耳に入ってまいりました。その件は多くの市民の耳にも届いておりまして、「那珂市は何をやっているの」と、「那珂市でできないのなら東海村でやりたいんだ」と、そういった声も聞かれます。それが事実であればイベントの中止も余儀なくされるわけでありまして、多くの市民や、市外から来場されるお客様の期待をも裏切ることになります。なぜ、評価をし、今まで支援をしてきてくださったのにもかかわらず、そのようなお話になるのか甚だ疑問であります。どのような結論になったのかお伺いしたいと思います。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） 先ほどもお答えしましたとおり、道路を利用いたしまして、お祭りやイベントを行う際には、道路法に基づく道路管理者の占有許可が必要となります。今回のカミスガの開催に限らず、今までのカミスガイイベントの開催につきましては、商工会が事業主体となって実施をされてきた経緯がございます。

商工会は、地域の商工業の総合的な改善と発展を図り、あわせまして社会一般の福祉の増進に寄与し、地域社会の発展を実現していくという極めて公益性の高い目的、使命を持ってございます。

そうした高い公益性を考慮しまして、市は支援をしてきたところでありまして、道路の占有許可につきましても、市が道路管理者に対しまして許可申請を行いまして、あわせて警察当局への道路使用許可も行ってきたところでございます。市が占有許可をしていることからしまして、占有料も免除されておるところでございます。

今後も、商工会が事業主体となりまして、それを市が支援する形で開催することになれば、占有料は免除されることとなります。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 商工会が事業主体となればという、何か条件つきのような気もいたします。確かに商工会では全面的にバックアップしていただいておりますので、それはもちろ

ん感謝をしているわけですがけれども、決して、これまでの貢献、評価をしていただいているのであれば、カミスガプロジェクトが事業主体であっても、そういった支援をしていただけないのかなという気はいたします。

ただいまの産業部長のご答弁は、市としてというふうを受けとめますけれども、念のため、市長にお伺いしたいと思います。

今後、市長選挙後も、同様の支援を、プロジェクト及び楽しみにしてくださっている市民に対してお約束していただけますか、お伺いします。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） この団体に対する支援については、先ほど産業部長が答弁しました。繰り返しになりますので申し上げますが、この団体が、この場所で開催できるようになったこと、そして活動できていることは、とりもなおさず市長である私が決断し、強力に支援したことから始まったことを、よく認識していただきたいと思います。

また、団体の代表者は、過日、これはNHKになりますけれども、テレビ報道で、今後は行政の支援を当てにしないで独自に活動するというふうなコメントも出しておりますので、温かく見守っていききたいというふう考えております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 那珂市には、いろんな市民活動団体はたくさんあります。それぞれが自分の力で自助努力によってやろうとするのは、これは当たり前といいますか、当然のことですので、それはそれとして、今後とも市の全面的なバックアップをお願いしたいということを申し上げて、私の一般質問を終らせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（助川則夫君） 以上で、通告1番、古川洋一議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を10時50分といたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時51分

○議長（助川則夫君） 再開いたします。

---

◇ 寺 門 厚 君

○議長（助川則夫君） 通告2番、寺門 厚議員。

質問事項 1. 防災及び危機管理について。2. 有害鳥獣対策について。

寺門 厚議員、登壇願います。

寺門議員。

〔2番 寺門 厚君 登壇〕

○2番（寺門 厚君） 議席番号2番、寺門 厚でございます。

通告に従い、一般質問をいたします。

今回は、防災及び危機管理についてと、有害鳥獣対策についてお伺いをいたします。

初めに、防災及び危機管理について伺います。

全国では、今年も従来の想定を超える自然災害が多発しております。広島市の土砂災害、御嶽山噴火災害、強大な台風18、19号の襲来による風水土砂災害、そしてこの22日にも長野県小谷村で震度6弱の地震があり、家屋倒壊、土砂崩れによる鉄道への被害などが発生しております。今や日本全国どこでも想定外の災害が起こり得るんだと、改めて認識をするとともに、備えを万全にしていく必要があると痛感をする次第でございます。

さて、那珂市においても3年前、東日本大震災に見舞われ、多大な被害を受けました。復旧もあらかた進んだ昨今は、大震災への記憶も薄れ、平穏な日々の生活にもなれ、防災に関する意識も若干おろそかになってきているのではないのでしょうか。

市民の生命や財産を守ることにについては、平時からの防災に対する意識の共有を、市本部、議会、地域、それから市民の間で十分に図っておくこと、そして継続して防災訓練をしっかりと実施しておくことが大変重要であると考えております。その防災計画のもとになるのが危機管理、危機への対応ということになりますが、特に危機管理監の仕事が重要な役割を果たすというふうに思います。ふだん、余りよく知っているようで知らないのが、この危機管理監の仕事だと思いますので、今回は危機管理について、特に危機管理監の役割、機能、取り組み姿勢について、そして重要課題は何なのかを伺います。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（石井 亨君） お答え申し上げます。

危機管理の範囲は、自然災害、また原子力災害等、幅広い対応が求められているところでございます。

このため危機の発生防止、危機が発生したときは、迅速な情報収集及び分析をし、報告することにより、市として速やかに本部長のもと初動態勢を敷き、適切に対応することで市民の生命を守るということ、また被害を最小限に抑制することが私の役割と考えておるところでございます。

また、取り組みといたしましては、平常時は最悪の事態を想定し、危機が生じないよう予知・予防する事前対応、一たび危機が発生すれば迅速に情報の収集・分析をし、報告することにより、本部長の迅速な決断力や強い実行力で対処し得る体制をつくることが最重要と考えておるところでございます。

次に、最重要課題につきましては、防災体制の強化であります。

第1点としまして、災害時の協力体制を強化するために、多くの関係団体と引き続き災害協定を結ぶことに努めてまいるといふこと。

2点目としましては、防災・減災、いわゆる自助・共助・公助と言われますが、これらがつながることによって被害を抑えることとなります。主に、共助の中核をなす自主防災組織の結成を働きかけ、地域の防災力を高めるように努めること。

この2点を最重要な課題として挙げさせていただき考えでございます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 市民の生命を守り、被害を最小限にするという役割機能については、片時も休む間もないほど大変ハードな業務を遂行されているということがよくわかりました。

最重要課題については、災害時の協力体制を多くの関係団体と災害協定等を結ぶこと、それから共助の中核である自主防災組織の結成促進と、これをやっていくということでございます。

那珂市民の安全を継続して守るためにも健康に留意され、課題実現に向け、さらなる健闘を期待したいと思います。

防災・減災対策の推進について聞いてまいります。

今も防災及び減災のかなめであるのは、自助・共助・公助の連携ということが答弁にありましたけれども、私も現状はそれらうまくいっていないのではないかと考えております。その根本にあるのが情報の共有化が図られていないのではないかとということでございます。

具体例で言いますと、昨年及び一昨年に那珂市の災害対策本部の立ち上げ訓練、それから久慈川水害と震度7の直下型地震発生による対策避難訓練が実施されてまいりました。いずれも市民については情報がうまく届かず、趣旨と実際の避難訓練にどう対応していいのか理解に苦しんだ方が多かったように記憶しております。

そして、避難所開設、対応等全く本気度が欠如しておりました。やはり訓練の事前情報の共有が本部・自治会、それから自治会と住民、これらの中でしっかりとなされていなかったのは事実だと思います。

また、さる10月6日の台風18号の襲来の際、那珂市も大雨・暴風・洪水警報が発令されまして、避難所が開設、これは自主避難ですけれども、市内5カ所に開設されました。これも、防災無線で情報が発信されておりますけれども、実際は避難した方は何人で、どこの場所に避難されたのか伺います。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（石井 亨君） お答えいたします。

台風18号においては避難された方はおりませんでした。台風19号においては、ふれあいセンターよこぼりと、らぼーるにおいて、それぞれ1名の方が自主避難されております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 2名いたということになるわけですが、この自主避難、これについては市民個人の判断で避難するわけですが、その判断基準、これについてはひとしく市民、各自治会の構成員に知らされ理解されているのか、この辺はちょっと疑問に残るところでございます。

そこで、防災情報の共有化、この重要性をどう考えているのか。また、情報共有化にはスピードアップが要求されます。この推進策についても伺います。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（石井 亨君） お答え申し上げます。

市や消防及び市民との間での確かな情報を迅速かつ確実に共有していくことが大事であると考えておるところでございます。

さらに、防災情報を災害時の行動判断にどう結びつけていくか、こうした情報の取り扱いについても考慮していかなければならないと考えておるところでございます。

今後、登録制という形にはなりますが、防災情報をメールで送る一斉配信サービスの開始に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 伝達手段の機械化、スピードアップとこれは図られて、便利のようにはなりますけれども、では、いざ使用できないといった不測の事態も想定されますので、この場合についての情報交換共有体制、これはどのように整備するのか伺います。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（石井 亨君） お答え申し上げます。

災害の状況にもよりますので、一概に言えない部分もございますが、現在整備済みの防災行政無線・緊急エリアメールの外に、災害時に強いと言われておりますMCA無線機を使用した伝達方法も構築しております。

これらの機器類が使用できない場合、消防本部の無線は使用可能なため利用したいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 機器類が使用不可能時には使送しようということは人系の伝達手段ですね、考慮しているということなのでその点については安心できると思います。

先ほどの答弁で、防災情報を災害時に行動判断に結びつけるということが重要であると、具体的にはどのような方策を実施するのか伺います。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（石井 亨君） お答え申し上げます。

災害時にはさまざまな情報で混乱することが予想されますが、まずは避難所の開設情報や給水箇所設置状況などの情報を必要に応じ、市民に提供することが重要と考えておるところでございます。

具体的には、防災無線の活用や防災情報をメールで送る一斉配信サービス開始に取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 今も11時、国の緊急情報の試験がありましたけれども、やっぱり災害時には災害対策本部からの防災無線やエリアメールにて情報発信がある旨、事前にくれぐれも周囲徹底をお願いしたいと思います。

では、今年フィリピンで風速100メートルという超大型の台風が発生して襲ったわけですが、それから震度7超の大地震、局地的な大水害、竜巻、テロ、飛行機墜落事故などなど、防災計画想定外の対応はどのように考えているのでしょうか伺います。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（石井 亨君） お答え申し上げます。

基本的な対応については、防災計画に準じて対応するものであると考えておるところでございます。

想定外の災害対応を考える上では、市を含め市民一人一人が直面するリスクを正しく認識し、適切な災害対応ができるよう、防災知識の把握や防災訓練を実施することにより備える必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 防災計画に準じて対応ということでございますが、やはり市民一人一人がリスクを正しく認識して、防災訓練をやってすぐ体が動くように、そういった備えをやっていくことが大変重要であると思います。

それでは、市民がそのリスクの認識、あるいは防災知識の把握について、執行部としてはどのような方法で周知していくのか伺います。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（石井 亨君） お答え申し上げます。

リスク認識については、地域ごとの防災訓練を通してお互いのリスクについて話し合ってもらっていただくこと、身近な知り合いとコミュニケーションを通し災害によるリスクの共有をお願いしているところでございます。

また、防災訓練後には自主防災組織等から実績報告等の提出をお願いしているところでございます。市も自主防災組織の状況を把握し、今後指導のためにデータとさせていただいております。

また、防災知識の把握、周知でございますけれども、NPO、防災士等の団体の活動、ま

たは茨城県で登録されている協力員の活動内容等、情報を広報等で周知させていきたいという考えであります。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 防災課からもぜひ各自治会での防災訓練に参加していただき、地元とのコミュニケーションを図っていただきたい。また、実績報告書、あるいは集めたデータ、これを分析して、しまい込んでおくのではなくて、必ずフィードバックをしていただきたいと思います。

防災計画について、次に伺っていきますけれども、議会の役割・機能、これが記入されていません。また、対策本部にも入っておりません。議会事務局経由だけで議会へという記載があったのみでございます。市民の負託を受けている議会との情報の共有は最重要ではないでしょうか。防災計画書への対策本部から見た議会の役割・機能、もちろん議会内部では防災計画と役割・機能についてはあらかじめ決定しておく必要がございますが、これらを記入して、対策本部への議会参画もぜひとも改めて検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（石井 亨君） お答え申し上げます。

議会につきましては、議会事務局長が災害対策本部に入っております。市と議会との情報の共有化はなされていると思っておりますが、今後も今以上の連携を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） もちろん、議会事務局長が入っているからいいということではないと思いますけれども、やはり議会、執行部において、例え災害時でも重要業務は継続実施できるよう計画作成と体制づくり、これをやっていくようにということで昨今は求められております。

ですから、議会に対して災害時の対応をどのようにするのか、改めてもう一度検討していただきたいと思います。

次に、減災について伺います。

東日本大震災でも公共建造物の天井や照明、それから装飾品の落下事故が多数ありました。幸い、人的被害がないということもありましたけれども、震災後の建物は耐震が強化されておりますが、こういった非建造物、室内の耐震化は進んでいるのか伺います。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（石井 亨君） お答え申し上げます。

東日本大震災では多くの施設で天井の落下など非構造物の被災を受けておりました。

特に、大空間の施設、体育館や屋内プール、図書館などで被害が多く発生したため、災害

復旧工事の際に天井の撤去、補強工事を施してまいりました。

しかしながら、全ての施設の補強改修はなされているわけではございません。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 壊れたところは直したよということだと思っんですけども、まだ全部修復はできていないということと、やはり公共の建物や施設内の室内のリスク、この評価をきちっとやって、早目に安全対策を進行させていただきたいと思います。

さらに、その安全対策についてですけども、昨今の防災対策では、災害時には命を守ること、これは最優先ということで重視されております。

特に、公共建造物でも先ほど申しましたように壁・天井・装飾品の落下、これがないところ、つまり逃げ道があって命が守れる安全コーナー、この場所を確保・表示する傾向にあります。当那珂市においても安全コーナーの確認は始められているんでしょうか伺います。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（石井 亨君） お答え申し上げます。

各公共施設でございますけれども、建物構造が異なっておる状況でございます。現在のところは確認している施設はございません。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） まだ、確認されていないということは、いざ災害が起きた場合、避難誘導というのは本当にできるんでしょうか。いま一度改めて考え直していただきたいと思います。今からでも確認をしておき、安全コーナー等の表示をしておくべきだと思いますので、ぜひ速やかな取り組みをお願いしたいと思います。

次に、防災訓練について伺ってまいります。

私の地元の自治会で防災組織が形成され既に3年、この12月に3回目の防災訓練を実施する予定でございます。こうした訓練で地元の近所の助け合い、それから組内、自治会単位の共助へと気づなが深まってまいりました。東日本大震災の経験からの災害対策については、災害マップ作成、それから独居老人宅の状況まで自治会では把握するというところで、障害者も含め災害時の救援体制を策定する段階になっております。

しかし、今想定できている災害時のリスク、これだけでいいんだろうかと、今後想定されるリスク、これをやっぱり飯田地区内で検証して、災害に対する地域の弱点は何なのか、どう対応すればいいのか。また、個人においても地域防災診断表、これを用いて検証し、弱点を洗い出して、対応策を策定していく必要があると考えております。

そこで、地域コミュニティとリスクコミュニケーション、これについてですけども、飯田地域ということで特定しておりますけれども、住民の防災上の弱点、これを評価・診断してその対策を策定し、共有できるようサポートしてくれる専門家の養成及びその派遣、これ

をぜひとも防災課のほうで検討していただきたいというふうに考えますがいかがでしょうか。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（石井 亨君） お答え申し上げます。

現在、茨城県におきまして、自主防災組織等のリーダーとして活動ができる人材育成のための「いばらき防災大学」を開校しておるところでございます。

受講することにより受験資格が得られ、合格すれば防災士の資格を取得することができます。

現状では、専門家の派遣等につきましては、難しいと考えておりますが、市としましても来年度以降、職員を積極的に受講させ、防災士を要請することにより地域へのサポートをしていきたいと考えております。

また、地域におかれましては防災大学を受講していただき、専門家の養成につなげていただきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） まだ、自治会でもこういった制度があるというのがわからない方が多くいますので、ぜひとも積極的に奨励をしていただいて、育成へつなげていただけるよう支援をお願いいたします。

次に、地域内の人材活用、これについて伺います。

これについては、地域防災指導員制度、こういった制度を設けて、地域の防災及び活性化へのプロとして活躍できる環境、市で独自に認証するだとか、資格取得の補助をしていくと、こういった環境整備をしてはいかがでしょうか伺います。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（石井 亨君） 先ほどもご答弁申し上げたとおり、茨城県において自主防災組織等のリーダーの活動できる人材を養成するということで、いばらき防災大学を開校しておりますので、今後各自主防災組織に参加を呼びかけてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） ぜひとも地域防災組織のリーダーということで育成をしていただきたい。加えて、地域の活性化へのリーダーとしてもやっていけるように、ぜひそういったフォローも今後考えていただきたいというふうに思います。

最後の防災訓練ということで質問になりますけれども、那珂市の防災にはやはり防災計画と避難実施訓練が不可欠でございます。

特に、原子力災害については、まだ避難訓練も実施されておられません。計画も策定途中ということでございますが、既に3年前に東日本大震災、加えて福島第一原発災害が同時に起

きております。複合災害は実際に起きています。今起きないという保証は一切ございません。ついでに、東海第2、この地区においても地下の直下型地震マグニチュード9サイズ、この原子力災害、あわせた複合災害、これはどのような防災計画を策定し、訓練を行っていくのか伺います。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（石井 亨君） お答え申し上げます。

当市の地域防災計画は、自然災害等対策編と原子力災害対策編に分かれておるところでございます。さらに、自然災害等対策編につきましては、風水害対策と地震災害対策に分かれており、それぞれの災害に対応する計画になっており、複合災害を想定した計画は今のところございません。

また、茨城県が策定中の原子力災害時の広域避難計画においても、事業所の単独事故を想定しており、当市もこれに準じて作業を進めておるところでございます。

地震等との複合災害では、指定された避難ルートが使用できないことも考えられますが、まずは単独災害を想定した計画を策定し、次の段階で検討してまいりたいと考えておるところでございます。

訓練につきましては、実施規模を含め十分な検討を踏まえた上で行き、実施後には計画の検証及び必要に応じた修正をしてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 国・県の原子力災害時の広域避難計画、これも単独事故を想定ですね、単独災害時の避難計画を策定してから考えるということですが、最終的には那珂市独自で、県は那珂市の計画をつくってくれませんので、きちっとつくらなくてはいけないと思います。であれば、原子力災害の防災計画・避難計画策定と、避難訓練実施計画、これは東海第二原発が稼働しようがしまいが、地方自治体においては、市民の生命・財産を守るためにも策定実施しなければならないもので、そういうふうになっておりますけれども、これはどのように対応するんですか。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（石井 亨君） お答え申し上げます。

原子力災害時の広域避難計画につきましては、議員のおっしゃるとおり東海第二原発所の再稼働にかかわらず策定しなければならないものでございます。策定後の訓練につきましては、先ほどの答弁と重複いたしますが、実施規模を含め、十分な検討と調整をした上で行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 東海第二原発は稼働してはおりませんが老朽化しており、使用済み核

燃料等の高レベル放射性廃棄物もあります。現在でも非常に危険な状態には変わりありません。こういう状態、危機がある中で、原子力災害時の広域避難計画、これをつくっていかなくてはならないんですけれども、じゃ、今できない県のあれを待っているということなんで、いつできるんですか。策定完了するんでしょうか。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（石井 亨君） お答え申し上げます。

市の広域避難計画は、県の計画に基づき策定することになっておりますが、その茨城県の計画でございますけれども、平成27年3月に策定されると聞いております。当市の計画の策定時期でございますけれども、平成27年度内の策定を目指して作業を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 27年度内ということになりますと、28年3月かもしれませんよね、それは一刻も早くぜひつくっていただきたいと思います。

その計画をつくる前に当然シミュレーション、これは実際にやるべきだと思いますが、それは実施しているんですか。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（石井 亨君） お答え申し上げます。

現在、茨城県が今年8月に示した避難先及び避難ルートをもとに、新たにシミュレーションをしているところでございます。年度内には結果が出ると聞いておりますので、市独自で実施する予定は今のところございません。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 県がつくってくれるというお話ですけれども、県は概略しか作りませんよ。避難についてもやっぱり高速道路がだめだったらどうするんですか。一度に避難できませんよね。こういった那珂市固有の事情もきちっとシミュレーションをしていないと避難計画なんてできませんよね。これについては、県のほうへしっかりと要望していただきたいと思うんです。シミュレーションをぜひやっていただきたいと思います。

それから、那珂市単独ということではなくて、隣接市町村、当然東海村、ひたちなか、水戸、常陸太田とありますけれども、これらの自治体との相互の避難計画、お互いに協力し合いながらつくらないと到底逃げ切れませんよね。もっと言えば、広域避難計画なんて不可能だということが言えるのかもしれませんが、そうやってしまうと現在でも非常に危険な状態なので一刻も早くつくっていただきたいと思います。これは当然、避難先の自治体も含めて、いま一度原子力災害について改めていただいて、広域避難計画、それから訓練計画、この実施を行って、一日も早く市民に対し安心・安全な生活ができる環境づくりを切にお願い

いたします。この問題については、また引き続き次回も質問させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、この項の質問は終わります。

次に、有害鳥獣対策について伺ひます。

有害鳥獣対策については、特にイノシシによる田畑の農作物の被害が大きく、毎年わな猟で捕獲で対策を講じております。さる9月19日までのわな猟実績、これは60頭と聞いております。私の地元である芳野地区、戸崎地区ですが、特に以前から米や野菜の被害が出ております。用水路には毎年十五、六頭、またはそれ以上のイノシシが流されて、結局ゴミになっているという状況でございます。金網等、それからいろんなワイヤーメッシュも含めまして防御しているんですけども、いかんせん広大な里山の管理、これは全然手が回っておりません。地域ぐるみで取り組み、これも今始まったばかりでございますので、被害は年々増加しております。

先月、東京の福生市で、山に餌となるドングリが不足して餌不足になって、朝、住宅街にイノシシが出て、人にけがをさせたという事故がございました。今後は、このような人身被害についても危険性を想定して、対策と注意喚起を始めるべきではないかというふうに思ひます。

被害についてはイノシシばかりでなく、最近ではハクビシンによるトウモロコシの食害、あるいはキジによる食害、これも耕作放棄地がふえるにつれ増加しておると。キジについてはこれ以上ふえると駆除の対象にせざるを得なくなる状況でございます。

イノシシの農作物への被害、これについては農家の後継者不足による耕作放棄地の増加、それから全く資産価値のなくなった山林、その荒廃、里山の管理放棄による荒廃、これが進んでおり、イノシシと人間界の緩衝地帯がなくなっているのが大きな要因と、これは県のほうの専門家もそのように分析しております。

また、餌となる残飯の放置や農作物を収穫したままでの放置、あるいはイノシシを捕獲する猟師の方の減少、他地域からの逃げ込みによる個体数の増ということで、これも増加する一方ということになっております。

対策について、執行部の体制については一昨年、昨年と勝村議員、それから中庭議員からも一般質問でございまして、農政課と環境課で窓口が2つあって、それぞれ対策、取り組みが消極的であると、担当窓口も一本化するよう改善してほしいという質疑がありました。その後、改善されて窓口は農政課へ一本化されました。対策も本格的に始められたというふうに聞いております。

そこで、当市のイノシシを含む有害鳥獣対策の現状について伺ひます。

那珂市の有害鳥獣はイノシシを対象にしていると思ひますが、それ以外で何を指してありますか伺ひます。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） お答えいたします。

議員のご質問のイノシシ以外につきましては、挙げられますのはハクビシンやカラス、キジ等の人の生活に対しまして、生命的、経済的に害を及ぼすものを有害鳥獣と今のところ指してございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） では、イノシシやハクビシン等の生育状況と生育範囲、これについて伺います。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） お答えいたします。

イノシシにつきましては、常磐自動車道の北側で目撃され、北側の範囲で捕獲をしているところでございます。キジにつきましては、那珂市内全域で目撃をされております。ハクビシンにつきましては、市内にも生息しているものと考えられます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 市内のイノシシ生息地、常磐道の北側ということですがけれども、これだけ毎年毎年ふえていきますと、今後は常磐道から南側へ被害が及ぶのは時間の問題だというふうに予測されます。

次に、被害についてお伺いします。

イノシシやハクビシン等の被害状況及び対策と実施効果について伺います。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） お答えいたします。

イノシシによる被害状況につきましては、茨城北農業共済事務組合の水稻の被害の資料によりますと、平成24年度につきましては、戸数で10戸、筆数で14筆、面積で約2.2ヘクタールでございます。また、平成25年度につきましては、戸数で9戸、筆数で15筆、面積で約1.6ヘクタールとなっております。

対策といたしましては、電気柵やワイヤーメッシュなどの侵入防止柵の設置者への補助金交付や那珂市有害鳥獣捕獲隊による捕獲を実施しております。電気柵やワイヤーメッシュ等の設置者から被害がなくなった、また、軽減された等の報告をいただきましたので、この対策は一定の効果があるものと考えております。

キジにつきましては、向山の二、三人の方から甘藷の被害があると聞いており、干し芋農家に対しまして、県の県央農林事務所の経営・普及部門から習性或対策について説明をいただいたところでございます。

なお、ハクビシンにつきましては、現在のところ報告はございません。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） それでは、その具体的な金額や捕獲数について伺いますが、イノシシによる農作物被害金額というのは24年、25年度でいくらぐらいになるんですか。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） お答えいたします。

イノシシの被害状況につきましては、先ほど言いましたように茨城北農業共済事務組合の水稲の被害の資料によりますと、平成24年度につきましては、156万3,200円となっております。平成25年度につきましては、114万5,700円となっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） では次、イノシシ防御対策、これで電気柵やワイヤーメッシュ等の補助実績、これについても24年、25年、それから件数、金額別でどれくらいになっていましたでしょうか伺います。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） お答えいたします。

補助の実績につきましてですけれども、平成24年度につきましては申請件数が24件、補助金額につきましては26万7,000円でございます。平成25年度は申請件数は16件、補助金額は18万1,000円となっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 次に、那珂市有害鳥獣捕獲隊の皆さんで捕獲していただけていますが、こちらの捕獲実績について24年、25年度、頭数と捕獲隊員の数を教えていただきたいと思えます。お聞かせください。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） 平成24年度の捕獲頭数につきましては95頭、平成25年度につきましては131頭でございます。また、捕獲隊員数につきましては、平成24年度が18人、平成25年度が19人となっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 被害額は150万円から110万円台ということで、減っているように見えますけれども、これ実は未報告の被害もありますので、被害額はふえているというふうには理解したほうがよろしいかと思えます。

捕獲頭数については、90から131とふえております。これは今後もふえるというふうに見えていますので、やはり被害がふえると予測されると思えます。

それから、捕獲隊の方は19名いらっしゃいますが、これでとめ刺しできる方が10名とい

うことで、しかも高齢化になっているということも聞いておりますので、今年は130頭からさらにふえるというふうに予想されますので、相当厳しい条件下での捕獲ということが推察されます。これもなんらかの支援策が必要と考えますので、ぜひ検討をしていただきたいというふうに思います。

次に、今年から補助金の支払いが始まりました。捕獲1頭当たり8,000円ということが県の補助のほうから出ております。9月までに駆除がありましたけれども、その間は農政課のほうで現場確認を行って補助金の支払い対象の確認をしておりました。今後については、難しいというような話も聞いておりますので、やはり補助金、これは税金ですので、これを払う以上はきちんと確認をして、不正や二重支払いがないようにやるべきじゃないかというふうに思いますが、これはどのように考えますか。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） お答えいたします。

議員ただいまおっしゃいました茨城県鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金につきましては、今年度から成獣1頭当たり8,000円の補助となりますけれども、前回6月から9月にかけて実施した際と同様に、できる限り現場で職員が立ち会って確認するようにしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） もちろんやっぱり税金を使うので、きちっと確認をしていただきたいと思えます。

それから、確認の際にやっぱり捕獲した個体の調査、あるいは生態調査、周辺環境、これらもあわせて行っていただいて、今後のイノシシ対策の重要なデータも取得していただきたい。できる限りそのように進めていただきたいと思えます。

次に、先ほど対策の成功例というお話がありましたけれども、電気柵やワイヤーメッシュ等を設置して効果があった地区、それから成功例は何件あったかお尋ねいたします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） お答えいたします。

被害防止対策事業で補助金給付を受けた方の農作物被害状況等の報告によりますと、設置後、平成24年度につきましては、額田地区、戸多地区、芳野地区、瓜連地区の方から被害がなくなったというのが14件、減少したという5件の報告がございました。また、25年度につきましては、戸多地区、芳野地区、瓜連地区の方から被害がなくなったというのが8件、減少したという2件の報告がございました。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） いずれも成功例がありますので、ぜひともその水平展開をしていただ

きたい。今成功例があるという地域はほぼ出沒している地域全てになっているんですけども、その地区内でもまだ一部で、一方を対策すると、もう一方のほうから被害が出てしまうと。これ繰り返しになっていますので、ぜひとも地域ぐるみでの取り組み、これを自治会単位のほうへ展開の促進をお願いしたいと思います。

それから、対策実施の中で金網ネット外電気柵、これもやっておられますけれども、例えば田んぼ複数枚数対策をする場合に、間に耕作放棄地があると補助金が出ないというような状況がございます。これではやっぱり効果がありませんので、補助の対象としてはどうか伺います。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、現在、団体補助の対象者といたしましては、2人以上の農業者で、連担した農地に設置する場所としております。

議員提言のように、今後は水田の間に作付していない土地がある場合、より効果を上げるための補助の対象とするかどうかを検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） ぜひともその効果を大にするためにも検討いただきたいと思います。

捕獲については、来月12月1日からイノシシのわな猟の期間に入ります。

農政課のホームページでわな猟を仕掛けた位置の注意ということで那珂市有害鳥獣捕獲標識を示して、事故がないよう注意を呼びかけております。どのような状態で表示してあるのかわからないと、わかりやすいように訂正し、広報紙で知らせるべきではないでしょうか。この表がそういう標識でございます。伺います。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） 議員ご指摘の那珂市有害鳥獣捕獲標識は現在大きさA4判の撥水紙で、わな付近の樹木に目立つようをお願いしているところでございます。今後は、文字を大きくしまして、わかりやすいように改善してまいります。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 事故がないように、十分配慮をしていただきたいと思います。

さらに、お知らせの中での告知を忘れずにお願いいたします。

今の告知もそうなんですが、もう一つわな猟の期間中に要所への立て看板、これも立ててもらっております。しかしながら、現状のサイズは小さくてちょっとわかりにくいということなので、立て看板を大きくして目立つようにしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） 立て看板につきましても、今後は現在のB4判からA3判にいたしまして、先ほど言いましたように文字を大きくいたしまして、改善してまいります。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 一般の狩猟期間、これ11月15日からもう既に始まっております。

害獣駆除は12月1日からですけれども、同じ時期に重なりますので、やっぱり注意喚起は大きな字で目立つようにということでぜひともお願いしたいと思います。

それから、対策ということでは、個人所有の牧場や養豚場、ここにあるふん尿置き場、残飯置き場、これがイノシシの餌場になっております。わな猟での駆除ができるようにぜひともその環境を確保していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） 議員ご指摘のどこがイノシシの餌場になっているのか、確認をするとともに、今後は経営者と話し合いを持ちながら、どのようなことができるかを考えてまいります。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 個人所有の土地に入るということになりますので、ぜひとも市の指導をよろしくお願いしたいと思います。

次に、市鳥獣被害対策協議会の活動状況と運営状況について伺います。あわせて、構成メンバーは何名で、どのような職種の方がいらっしゃるのかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） お答えいたします。

那珂市鳥獣被害対策協議会につきましては、深刻な状況にあるイノシシによる農業被害に対しまして農業者及び関係機関が連携し、被害軽減を図るための対策を協議することを目的に設置しているものでございます。運営状況につきましては、今年度会議を1回開催しております。年度内に2回目を開催したいと考えております。今後も、被害防止のために協議を続けてまいります。

また、構成メンバーでございますけれども、現在、農協、農業共済事務組合、鳥獣保護員、被害地域住民代表6人、農業委員会会長、猟友会那珂支部長、茨城県、那珂市市民生活部長、産業部長の合計14人で構成してございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） わかりました。

この協議会は、まだ会議は1回ということなので、どうやったら地域ぐるみで環境保全の一環として対策をどのように継続的に多くの市民の支援を得ながら進めていけるのか、十分

な審議検討をお願いします。

では、市鳥獣被害対策協議会の決定事項と今後の対策はどのように実施していくのか伺います。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） お答えいたします。

那珂市鳥獣被害対策協議会の事業といたしまして、情報収集を行いまして、今後も被害軽減のため防止対策を協議し、実施してまいります。

以上です。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） ぜひとも生態調査や収集した情報の分析を行い、被害が大幅減となるような有効策の策定、注力をお願いいたします。

この間、11月20日の朝日新聞茨城版に農作物被害防止に猟師による捕獲が効果を発揮しているということで、記事がありました。これは猟銃免許取得者がピーク時の半減のため、これからは若人に後継者になってもらおうと増加策に乗り出したという記事でございます。

では、那珂市においては、わな猟等狩猟免許所持者の増加、それから猟友会后継者確保、これらの対策はどのように考えているんですか、伺います。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、現在、本市の有害鳥獣捕獲隊は18人でございます。平均年齢は67歳でございます。有害鳥獣捕獲隊の高齢化問題は、全国的な課題でもございまして、若い狩猟免許取得者や後継者確保が必要となってまいります。今後、どう進めればよいか、県内外の意見を参考にしまして、動向を見ながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） スピードを持って対策を並行して、今後市独自でできる後継者育成策、これを考えていただきたいと強く要望したいと思います。

それから、捕獲に関してですけれども、那珂市においては平たんな地形のため猟銃を使用する範囲はほとんどありません。捕獲はわな猟だけでございます。このわな猟も道具の破損があり新品への買いかえ、これらも個人負担になっております。ぜひこちらのほうにも補助を考えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） お答えいたします。

茨城県鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金におきましては、今年度から先ほど申しましたとおり成獣1頭当たり8,000円を交付することとしましたが、議員ご提案のように今後も交付金として補助ができるようなものは導入していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 国・県の交付金事業、これは細大漏らさずとっていただきたいと思っておりますので、ぜひ検討していただきたいと思っております。

イノシシ対策は、那珂市独自だけでは到底不可能になってまいります。というのは、やはり周辺市町と連携をとりながら対策を進めることが効果につながると考えます。関係市町村との有害鳥獣対策協議会、これは既に設置されているというふう聞いておりますけれども、じゃ、具体的に有効な対策はどういう手を打っているのか伺います。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） お答えいたします。

今後の有効対策につきましては、広域での被害対策といたしまして、茨城栃木鳥獣害広域対策協議会がございます。茨城県内8市町、栃木県内7市町により構成されまして、意見交換会や研修会を開催しながら、一斉捕獲期間の9月とあわせてイノシシの捕獲を実施しておりますところでございます。

市といたしましても、これまでどおり那珂市有害鳥獣捕獲隊による捕獲を実施していくとともに、電気柵やワイヤーメッシュなどの侵入防止柵の設置、イノシシのすみかとなる荒地の解消や荒廃した山林の下草刈りなど、「広報なか」9月号でも掲載をさせていただきましたが、各家庭や地域ぐるみでの対策が有効と考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） イノシシの被害対策、これ根本はやはり環境のバランスが崩れているということだと思います。そこから直すことが大変重要で、捕獲はあくまでも最終手段であります。地域ぐるみでの対策が有効であるということ、これについては今現在地域ぐるみといたしましても、直接被害がなければ対岸の火事同様に、余り関心がないというのが現実でございます。これも環境のバランスが崩れていると、環境保全という意味からも市民全体の問題という認識をぜひ持っていただきたい。そのための啓蒙と周知徹底をお願いしたいと思っております。

それには、対策を3つ提案しますので、ぜひ検討をいただきたいと思っております。

1つ目、里山が管理不足のため、イノシシのすみかになっています。この里山や山林の下草刈りを、全市今一斉清掃日というのがございますけれども、この日にボランティアを募り、実施してはどうか。

2つ目、県で有害鳥獣広域捕獲隊を結成し、県内を計画的に駆除、これをやってはどうか、これも県へ要望していただきたい。

3つ目、各地域ぐるみでの対策振興には、地域と農政課連携のために、逆に今度連携ですから、農政課のサポートとアフターフォロー、それと県イノシシ専門家の定期的な指導、こ

れを実施すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） お答えいたします。

まず、1つ目のご提案の一斉清掃日とあわせてボランティアで実施できるかどうかを関係各課と協議していきたいと考えております。

2つ目の有害鳥獣を広域で捕獲するような捕獲隊は現在のところありませんので、県内を計画的に駆除してはどうかというご意見を今後県のほうに要望していきたいと考えております。

3つ目ですけれども、地域ぐるみでの対策といたしまして、農振農用地に関しましては、今年から多面的機能直接払制度もございますので、活用していただけるように自治会に働きかけをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 農振農用地については、多面的機能直接支払制度がありますので、これを有効活用と、この制度もイノシシ捕獲対策に使えるということはまだ余り知られていないと思いますので、ぜひとも地域自治会で説明していただいて、徹底をしていただきたいと思っております。

やはりイノシシ対策は、1年では終わりません。継続して那珂市全体で、もっと言えば広域で実施されなければなりません。息の長い対策を継続していく必要があります。昔は、森にはキツネやオオカミも生息しており、森の生態系のバランスが保たれていました。ふえ過ぎは猟師による捕獲で個体調整がなされ、里山を境界域として共生もできておりました。その状態に一步でも早く近づけるよう、一人でも多くの市民の協力を得ながら進めていくことが重要だと思います。そのためには、農政課、環境課の皆さんの強力な政策力とリーダーシップで環境保全の一環として、環境保全問題としてイノシシ対策に取り組まれるよう切にお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（助川則夫君） 以上で、通告2番、寺門 厚議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を13時といたします。

休憩 午前 11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（助川則夫君） 再開いたします。

午前に引き続き一般質問を行います。

---

◇ 萩 谷 俊 行 君

○議長（助川則夫君） 通告3番、萩谷俊行議員。

質問事項 1. 人口減少について。2. 旧幸久橋について。

萩谷俊行議員、登壇願います。

萩谷議員。

〔9番 萩谷俊行君 登壇〕

○9番（萩谷俊行君） 議席番号9番、萩谷俊行でございます。

通告に従いまして、今回は人口減少について、旧幸久橋についての2点を質問いたします。

初めに、人口減少について質問します。

この人口減少については、6月定例会において須藤 博議員、そして9月定例会において中庭正一議員が質問を行っております。また、多くの同僚議員が質問をしているわけですが、あえて質問をいたします。

今、国・県、多くの市町村において、人口減少は大変大きな社会問題となっており、多くの人たちが危惧をしているところと思います。そこで、きょう議長のお許しをいただきまして、新聞記事を皆様方に配付していただきました。

11月9日付の読売新聞なんですけれども、まず私が大変驚いた記事が載っていました。これは稲敷市のことで載っております。「人口減対策、稲敷市が素案、定住促進や雇用強化」とこういう大きな見出しで載りました。

稲敷といえば、人口4万5,000からある市でございますけれども、那珂市の約1万少ない。多い市がこういうことで危惧をしているということで、皆さんに配付させていただきました。まず、その文面を読ませさせていただきます。

稲敷市は人口減少対策の事業をまとめた「いなしきに住みたくなっちゃうプラン」を作成した。来年度に新設する2つの専門部署を中心に移住・定住の促進や子育て、雇用対策などの体制を強化し、人口減少に歯どめをかける。一部事業は年度内に取り組みを始めるとしている。

プランでは、市役所内に総合的な窓口となる「人口減少対策室（仮称）」と「企業誘致推進室（仮称）」を設ける。住居や子育て、雇用などの情報は、フェイスブックや無料通話アプリ「LINE」でも発信する。

このほか、医療福祉費支給制度の対象拡大や不妊症・不育症治療の助成拡充、空き工場・空き家情報の収集と発信など、子育てや雇用、住居の分野で計27事業を盛り込んだ。多くは来年度予算での実施を目指す。活動を支える総務省の「地域おこし協力隊」の募集など、着手可能な事業は今年度中にも取り組むという。

稲敷市は民間の有識者らでつくる「日本創成会議」が今年5月に発表した推計で、「消滅する可能性がある」と指摘された。6月に部局横断の対策会議を設置し、部長級職員らでつくるプロジェクトチームと新規採用職員15人によるワーキングチームで検討を進めてきた。

プラン作成の事務局を務めた企画課の浜田好洋課長補佐は「若手職員の意見を反映させながら、ベテラン職員とともに事業の実現可能性を探った。それぞれの事業を通じ、若い世代の移住や定住につなげていきたい」と話した。

こういう記事が載っていました。

稲敷といえば、県南のほうで、那珂市から見ればかなり優位性があるのかなと思っていたわけですが、こういう人口減少について載っている。しかも、消滅の可能性があるとということで新聞に載ったということで、この記事を見たときに、大変な衝撃を覚えたわけですが。

また、11月4日付の茨城新聞ですけれども、第3回全国村長サミットが10月25日、26日に熊本県相良村で開かれた。「人口減強い危機感」。参加は35の村だったそうです。この大半は消滅リストに載っているということで、1,000人から大体5,000人くらいの間の村だったようです。

こういうことで、那珂市においても、9月定例会に配付された資料によりますと、2040年、26年後になります。10月現在、那珂市は5万5,793人となっております。それが26年後には4万2,625人となると予想されています。これは1万3,000人、26年後に人口減になると。これ大変なことだと思います。そういうことで、本当に憂慮すべき事態が起こっております。

先ほど紹介しました稲敷市同様、那珂市においても早急な対応が必要だと思っております。人口減少におきましては、対策として少子化対策が挙げられますけれども、対策として働く母親が安心して預けられる、そして長い時間預けられる環境づくりも私は一つの方策だと思っておりますけれども、幸い那珂市におきましては、平成27年4月より民営化される額田保育所において、保育時間が午後7時から8時までに延長されるということで、大変よい変更だと思っております。

また、保健福祉部長が6月定例会において、保護者の希望状況によりますが、そうした延長保育の対応も今後可能となっておりますと答弁しております。午後8時までの延長保育をぜひ実施されるようお願いをしておきます。

それから、企業等で出産祝い金と称しまして祝い金を出しているところもございます。皆さんもご存じだと思いますが、茨城県信用組合では、第1子のときに20万円、双子が生まれたときには200万円、第2子に20万円、第3子に100万円、第4子に200万円、第5子に300万円と、そういう祝い金を出しているそうなんですけれども、ちょっとこれを聞いた方にお伺いしたんですけれども、まさか第5子を産んだ方がいないと思って聞いたところ、第5子を産んだお母さんがいるそうです。本当にこれからはいきますと、相当の子供手当といえます

か、お金がただで、産みやすい状況ができたんだなと思います。自治体では、ここまでの支給は当然できないと思っているわけですがけれども、いずれにしても祝い金の効果はかなり出る方策だと思ったわけです。

また、隣の常陸太田市では、マイホームを建てた夫婦に20万円の助成、アパート住まいの新婚さんに月2万円を3年間、36カ月助成すると。また、保育料の無料や減額、その他の補助を行っていると聞いております。那珂市においても、一人でも多くの子供を出産しやすい環境づくりをしていっていきたいと思っています。

那珂市では、平成26年3月31日をもって戸多小学校が廃校になりました。また、平成27年3月31日で本米崎小学校が廃校になります。2つもの小学校がなくなってしまうわけですが、住んでいる地域の方々にとっては、大変残念なことでもあり、寂しい思いでいっぱいではないかとお察しをしているところでございます。小学校がなくなれば、当然若い世代の流出にますます拍車がかかりまして、空き家も現在よりもふえていくと考えられます。

また、最近は少子化対策の交付金やまちおこし等いろいろな行事が各地で行われているわけですが、なかなか人口減少の歯どめにはなっていないのかなと感じております。

この那珂市に住みたいと思っても、都市計画法、農地法等の縛りが多過ぎまして、他地区からの人が居住できないのが現状のようです。このような現状の中で、那珂市は大変いいランキングなんですけれども、住みよいランキング県3位、関東圏7位、全国41位と大変高い評価を受けております。住みよいランキング、確かにいいわけですが、これからやっぱり住みよい那珂市から、住みよいまちに住みたい、那珂市に住みたい、また、住んでみたいという那珂市にしていかなければならないと考えております。

こういうところを考えますと、このままでは額田、神崎、木崎、芳野、戸多地区など菅谷地区以外は消滅をしていってしまうのではないかと危惧をしているところでございます。

そこで、那珂市に区域指定をぜひ設けていただきたい。区域指定を設けることによって少しでも人口減少に歯どめがかかるんじゃないかなと、こう考えております。

そこで、改めて、市街化調整区域における区域指定とは、どのようなことなのか伺いたします。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

市街化調整区域における区域指定制度の概要でございますが、都市計画法第34条第11号及び第12号の規定に基づきまして、あらかじめ指定された区域におきまして、既存集落の維持・保全を目的といたしまして、申請者の出身要件等を問うことなく、誰でも住宅など、一定の用途の建築物を建築することができる、こういった制度になってございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 萩谷議員。

○9番（萩谷俊行君） ただいま部長より答弁があったわけですが、誰でも住宅や一定

の小規模店舗等の建築が可能となる制度ですと部長より答弁があったわけですがけれども、私は大変これはよい制度だと思っております。いろいろとわかりました。

それでは、区域指定の基本的な条件があると思うんですけれども、そこで、1つでも諸条件を満たさなければ指定対象にならないのか、お伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

茨城県の条例によりますと、おおむね50戸以上の建築物が連担していること、指定区域内に5.5メートル以上の主要な道路が配置されていること、下水を排出いたします施設が適切に配置されていること、水道事業の給水区域であること、こういったことなどが基本的な基準となっております。なお、区域の設定にあたりましては、このような一定基準を全て満たしている区域が今後指定されていくものと、このように考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 萩谷議員。

○9番（萩谷俊行君） 今、答弁の中で一定の基準を満たした区域が指定とのことですが、ただいまの4項目の条件を満たさなければ指定対象にならないということよろしいでしょうか。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

現在、これから那珂市のほうでも基準をつくってまいりますけれども、今のところそういった基準全てを満たした区域、ここを指定していくということになるかと思っております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 萩谷議員。

○9番（萩谷俊行君） それでは、那珂市において先ほどの諸条件を満たしている地域はどのくらいあるのか、お伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

まだ、詳細な調査等を行っておりませんので、指定されます地域や区域等をお示しすることはできません。今後は、指定のための基準の設定が大変重要となってまいります。前提条件を整理し、課題や効果等の検証を今後行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 萩谷議員。

○9番（萩谷俊行君） 例えば、具体的には把握していないという答弁でしたけれども、少しでも早い検証をされることを要望しておきます。

続きまして、区域指定、これは首長の専権事項でできるということをちょっと聞いているわけですがけれども、それについてはどうか、お伺いします。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

区域指定制度の導入にあたりましては、住民の意向確認や議会を含めました関係機関との協議、調整、そして都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の改正等が必要になります。こういった意味で、市長の専決ではなく、所定の手続により進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 萩谷議員。

○9番（萩谷俊行君） 首長の専権事項ではないというような答弁のように思いましたけれども、いずれにしてもやっぱり市長が決断、また実行力にかかっているのではないかと考えております。ぜひとも、指導力をお願いしたいと思っています。

それでは、区域指定をするのには、どういう手順で進めていくのか、お伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

区域指定の告示までの手続でございますが、まずは対象となる集落における建物の連担の確認、既設道路や排水施設の整備状況の調査、指定区域内外の農住混在に関する課題の整理、地元の意向の確認などの基本的な条件の整理と、条例改正に向けました法的な手続が必要となってまいります。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 萩谷議員。

○9番（萩谷俊行君） 条例改正、または法の手続を経まして、指定区域の告示を行うということですが、それについてはわかりました。

しかし、これもやはり先ほど申したようにやる気があれば多分できるのかなと、こう思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、額田地区に保育所、幼稚園、小学校、商店街も点在しているというか、つながっております。また、郵便局等もあります。学校とか金融機関などがそろっている額田地区を区域指定のモデルにしてはどうかと考えているんですけれども、これについていかがでしょうか。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

区域指定の導入につきましては、これまでに多くの議員の方々よりご提案をいただいているところでございます。また、市街化調整区域の方々におかれましても大変関心を持たれている制度ではないかと考えてございます。

さらに、先ほどご答弁申し上げましたが、指定のための前提条件につきましては、市内全域を検証した上で、設定をしていきたいと考えてございます。

このようなことから、ある特定の地区をモデル地区として、先行して指定するというものにつきましては、現在のところ考えてはございません。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 萩谷議員。

○9番（萩谷俊行君） 市内全域を検証した上で、条件設定を考えていきたいということですが、特定の地区のモデルをつくらない。先行してはしないということですが、やはりこれは区域指定ということがこれからもし那珂市としてやっていくということになれば、やっぱりどこかモデル地区を設けて進んでいくのが大体必要なかとは思いますが、いずれにしても何かどこかモデル地区をつくってやっていくようになるんじゃないかと私は考えております。それで、一日も早く区域指定の調査に取り組んでいただきまして、そのためには今後の予定はどうなっているのか、お伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

来年度から区域指定の基本的な条件となります既存集落の状況、連担の状況、道路・排水施設の状況等の現地調査を行いまして、那珂市に合った前提条件を整理いたしまして、さらに関係機関との協議のほうを進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 萩谷議員。

○9番（萩谷俊行君） 来年度からいろんな調査をしていくという答弁がありました。一步進んだのかなという気はしております。来年から調査をぜひ行っていただいて、素案を策定しまして、ぜひ努力していきたいと思っております。早く取り組みをぜひともお願いをさせていただきます。

最後になりますけれども、海野市長にお伺いするわけですが、海野市長はさきの市長選において、四文字熟語に出てくるような大変インパクトがある「市政一新」を掲げまして見事当選されたわけです。そこで、市政一新とは何だろうということで私は考えたわけですが、私なりの考えですが、市長の場合やっぱり菅谷地区において、人口減は当然ないだろうと考えたと思います。そういうことで、菅谷地区以外の地区に目を向けまして、身近な生活道路、また公共下水道など、整備を促進していきたいという思いで、やはり市政一新を掲げたんだろうと私なりにこう思っております。

そういう意味からも、やっぱり早く条例をつくっていただいて、区域指定を一日でも早く実施していくことがやはりその公約だと思います。その外に8つのいろいろありました。ですが、市政一新、これが一番の頭になる公約だと私は考えております。ぜひともそういう意味でこの公約を果たすことができると思いますので、市長にこの区域制度についてのお考えをお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 全国的に少子高齢化が進んでおります。人口が減少する中で当市においても人口減少対策、それから過疎化対策は重要な課題であると認識しております。

区域指定制度につきましては、市街化調整区域が抱える人口減少や地域コミュニティの維持、生活利便性の向上に効果があると見込めると思われます。

また、バランスを持った市の発展を期待しまして、まずは指定するにあたっての課題の整理、それから効果等の検証をしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（助川則夫君） 萩谷議員。

○9番（萩谷俊行君） ありがとうございます。

海野市長にはこれから力強い指導力を発揮していただきまして、ぜひとも区域指定を少しでも早い時期に設定されるよう強く要望いたしまして、この項の質問を終わりにいたします。

続きまして、2つ目の項の旧幸久橋について質問をいたします。

今、市境の久慈川を挟みまして、国道349号バイパスの4車線に向けて、急ピッチに工事が進められております。しかし、朝は常陸太田市側、夕方は那珂市側が特に交通渋滞に陥っております。このようなことから、旧幸久橋の復旧・復活を額田地区はもとよりでございますけれども、神崎地区をはじめ那珂市の住民から強い要望を私は耳にしております。既に常陸太田市側の河合地区より、常陸太田工事事務所へ要望書が提出されていると聞いております。

現在、通行どめになっています旧幸久橋は、昭和8年に開通をしております。奥州から常陸の国を經由して、武蔵の国に至る棚倉街道、一部は太田街道及び陸前浜街道を經由しまして、文化・物流の交流の発展と歴史がありまして、そして現在も「水戸黄門漫遊ウオーラリー」においては、水戸市、那珂市、常陸太田市の3市の歴史探訪、健康維持、そして観光としての大勢の参加者が利用しているところであります。

このようなことから、旧幸久橋の復旧・復活の要望書をぜひ提出していただきたいと思いますが、伺います。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

国道349号線の幸久橋につきましては、平成25年10月17日より通行どめとなっておりますが、茨城県による安全性の調査の結果、本年6月に幸久橋の通行の再開は困難であるとの判断がなされております。

今後は、幸久大橋の4車線化に向けた検討を進めるといったお話を伺っておりますが、本年10月には4車線化の設計を行うための測量業務委託も発注されている状況でございます。

このようなことから、現時点におきまして、幸久橋のかけかえの要望をお願いすることは大変難しいことと考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 萩谷議員。

○9番（萩谷俊行君） ただいま茨城県による安全性の調査結果、今年6月に幸久橋の通行の再開は困難であるとの判断がなされたという今答弁がありました。確かに、私どもは長い間あの橋を利用して来たわけですから、あの橋がなくなると本当に何と申しますか、やはり不便、いろんな意味で河合の方、額田の方もそうでしょうけれども、私の前が川が近くなるものですから、車の渋滞やいろいろ見ながらいるわけですから、これは額田以外の人がかりじゃなく、かなり旧道を利用している方が本当に多いなと思って毎日見ているわけです。また、太田側のほうも旧水府、金砂郷の人らも相当利用しているんじゃないかということでしたわけですから。そういう意味でやはりかなり強い要望が皆さん声が出ているというのは、当然あったわけだと思っていますけれども、残念ながら橋はもう落とすということに決定された。しかも、4車線化のほうに目を向けていくということであれば、これはいたし方ないと思っておりますけれども、そうなれば渋滞を少しでも解消していくのにはどうすればいいかということだと思っております。

那珂市民はもとより、常陸太田市民・常陸大宮市民の方々が木島大橋をできるだけ利用しやすくするということの方が大事かなと考えます。既に常陸太田市側の道路が整備されましたので、那珂市側の常陸那珂港山方線、この路線をやっぱり一日でも早く整備をしていただくことが大事かなと思っております。

そこで、やはり県に市としてやっぱり強く要望を出していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

県道常陸那珂港山方線の整備促進につきましては、整備促進協議会がございまして、こちらから茨城県土木部長へ要望活動を行っているところでございます。また、木島大橋から南側の新たなルートにつきましても、計画案の検討を行っていると同様にございまして。今後とも、協議会を通しまして、整備促進のための要望活動を行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 萩谷議員。

○9番（萩谷俊行君） 今、直接的な要望はしていないということですよ。これは今、答弁ありましたけれども、茨城県北部幹線道路建設促進協議会のほうでやっているということですよ。直接那珂市からは要望はしていないという状況だということですよ。ですから、やっぱり確かに促進協議会で皆さんと話し合っていくことも大事ですけれども、やはり木島橋の場合は、木崎地区と常陸太田市小島地区を結んでいるわけですから、太田側も道路が整備されて、やはりこっちが早期にしなければ後のほうでちょっとお話ししますが、いけないのかなと思っております。

それでは、幸久大橋、それと木島大橋、この車両の渋滞状況がどのようで、住民がどう困っているのかを知る上でも交通量の調査をぜひ那珂市や常陸太田市、常陸大宮市の3市において協議していただいて、調整してもらえるか伺います。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

幸久大橋と木島大橋の交通量調査につきましては、茨城県常陸太田工事事務所におきまして、定期的に調査のほうを行っております。

幸久大橋の交通量調査の結果でございますが、平成23年9月の上下線の合計でございますが、約9,400台でございます。これに対しまして、平成25年12月には約1万9,900台と約2.1倍に増加をしております。

また、木島大橋におきましては、平成23年9月の上下線の合計が約3,700台に対し、平成25年12月は約5,600台と約1.5倍の増加となっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 萩谷議員。

○9番（萩谷俊行君） 今、交通量調査を23年9月、そして25年12月、この2回行ったということで、台数まで提示していただきました。ありがとうございました。

これによりますと、まず木島大橋なんですけれども、23年のときは3,700台、25年12月に5,600台ということです。通行どめになったのは25年10月17日ということは、やはり通行どめの後の12月の交通量調査で1,900台増加したわけですよ、木島大橋のほうは。

幸久大橋のほうは9,400台から1万9,900台、これ2.1倍ということで、これは1万500台ふえたわけです。この2つを足しますと1万2,400台が両方に振り分けられたということなんですよね。ということは、先ほど申しましたように旧幸久橋は物すごい利用者がいたということなんです。幸久大橋は9,400台ですから、それを約3,000台多く旧幸久橋を利用した。当然、先ほどお話ししたようにいろんな地域の方から復旧・復活をぜひしてほしいと声が出るのは当然かなと、この資料を見ますと改めて思いました。

私も先ほど申しましたように、渋滞の目の前にいるわけですから、それを感じられた。まさかこれだけの台数が変化したということはわかりませんでしたけれども、いずれにしてももう旧幸久橋はだめなものですから、これをいかにするかだと思っておりますよ。

木島橋が5,600台にして25年12月、幸久大橋が1万9,900台ということは、1万4,300台、資料を見ますと交通量が多いわけですよ。これから4車線化になるということですが、あと3年ぐらいかかるかもしれませんが、全面的に4車線、もしなった場合でもやはり木島大橋のほうを整備がおくれれば、やはり便利なほうの4車線、幸久大橋のほうにもっと回ってくるんじゃないか。そうするとやはり渋滞が今まで以上にふえる可能性もあるんじゃないかなと私は考えるんですよ。

そういう意味で、先ほど申し上げたように木島大橋のやっぱり早期整備をして、できれば

この木島大橋の利用者がやっぱり12月、そんなにふえていないと思うんですけども、今年どうなるかわかりませんが、5,600台から1万台以上、こっちに車が回るようなやっぱり整備をしてほしいなと思います。

そうしますと、幸久大橋が数字的には1万9,900台から1万四、五千台に減るわけですね。だからそういう形で、これは後から市長にも答弁を求めますが、本当に旧幸久橋がなくなると、なくなっていいんですが、これからのことを考えればやっぱり早期の木島大橋の道路整備が、山方線、国道6号まで行くと思いますが、那珂市としては、だからそういうことでは、本当に一日でも早い整備をしてほしい。多くの方がやっぱりいくら利便性が出てやはり木島大橋が本当に便利になればあちらのほうに回っていただけたらと思うんですよ。そういう意味であの橋ができた意味も大きくなると思うんですよ。渋滞緩和が解消できないというのは、あの木島大橋ができた意味がなくなっちゃいますから、そういう意味でこれやってほしいと思います。

今いろいろお話ししましたけれども、そういうことですね、これから市長の答弁をいただくわけですが、先ほど申したように、木島大橋は木崎地区と小島地区、これが当然結ばれているわけですね。そういう意味ではやっぱり市長は地元なわけですね、木崎の。だからそういう意味でやはり地元をよくやるというんじゃなくて、やはり多くの方が利用して、利便性をよくしてほしい思いがあるわけですね。これは木崎地区独自の事じゃないです。那珂市だけでもないし、この那珂市を通り抜ける人らがやっぱり皆さんが便利になる。スピード化もする。無駄な時間はなくす。こういうことにおいても大変重要なことだと思うんですよ。だからぜひとも常陸那珂港山方線、これを県のほうに強く、できるだけ早く整備をお願いしたいと言ってほしいと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 萩谷議員おっしゃるとおりに、木島大橋から高速道路につなぐ今在来の線を利用しているんですけども、これ評判が悪いんです。渋滞も発生しています。私も7時台に市役所のほうに来るようにしているんですけども、出るときかなり待たないと出られないときもあります。ですから、これは改善しなくちゃならないというふうには十分痛感しております。この常陸那珂港山方線の整備促進は、市にとりましても重要な道路整備であるため、各協議会を通して要望を行っております。木島大橋の南側にあたる那珂市側の整備については、ルートを検証中と聞いております。また、農地、これ水田なんですけれども、この基盤整備計画があります。そうしたことから、ルートの明確化を早期に示していただくように、それから農地整備計画に整合した取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。今後も整備促進の要望を繰り返し行っていきたくて思っております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 萩谷議員。

○9番（萩谷俊行君） ありがとうございます。

前向きにやっていただくという答弁をいただきました。ありがとうございます。

最後に、市長は常々トップセールスでやっていくんだというお話をされていますよね。やっぱりこういうところこそトップセールスが大事なかなと思います。

あと、昨日、一昨日の26日の読売新聞に出ていましたけれども、いつも自民党政府が言っていることなんですけれども、地方創成特区というあれがまた改めて出ていました。そういう意味でやっぱり一生懸命やる気がある地域、頑張る地域にはお金は出しますよということですよ。だからそういう意味では、やはりトップセールスも大事ですし、もう一つはやはり那珂市は一人区ですから、1人しかいませんが、県会議員の先生もおります。太田に国会議員の先生もおります。そういう意味では、市長、県会議員、国会議員、これがこれから協力、連携して行って、やはり毛利元就じゃなくても三本の矢、三位一体となって、3人が一緒になって那珂市の発展、やっぱり市長ができないこともあると思うんですよ。やはり県会議員を頼るときもある。国会議員を頼るときもある。これがやっぱり協力し合って3人が本当に連携して行って、那珂市の発展になる。これが一番だと私は思うんです。だから独自に海野市長が那珂市でできること、できないこと、これはすみ分けしていただいて、今後ともさらなるご尽力を賜るようお願いして私の質問を終わりといたします。

○議長（助川則夫君） 以上で、通告3番、萩谷俊行議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を13時55分といたします。

休憩 午後 1時41分

再開 午後 1時55分

○議長（助川則夫君） 再開いたします。

---

◇ 遠 藤 実 君

○議長（助川則夫君） 通告4番、遠藤 実議員。

質問事項 1. 住民投票条例について。2. 防災体制について。3. 那珂市PRの手法について。

遠藤 実議員、登壇願います。

遠藤議員。

〔15番 遠藤 実君 登壇〕

○15番（遠藤 実君） 議席番号15番、遠藤 実です。

通告に従いまして、一般質問をいたします。

まず、最初のテーマ、住民投票条例について質問いたしますので、執行部におかれましては丁寧なご答弁をお願いいたします。

さて、市は住民投票条例について、来年の3月議会定例会に議案を提出する予定と聞いております。住民投票条例、ちょっと聞くといいイメージのする言葉でございますが、果たしてそのイメージどおりなのか、検証していきたいと思っております。

まず、今年8月に市長が常設型の住民投票条例を検討することを表明し、原発再稼働問題も含めると明言されました。

そして、来年2月に策定することを目標にして検討委員会が始まりました。この条例は市政の重要事項について投票によって住民の意思を把握し、それを議会や行政の意思決定に反映させる仕組みです。これに対して、首長と議会がしっかりと民意を反映した市政運営を行っていけば、この条例は必要ないという議論も一般的にはあります。ただ、選挙は4年に1回しかなく、その間世の中の情勢は刻々と変化しますし、選挙のときにはなかった争点が出てくる可能性があります。

よって、間接民主制を補完し、住民の意思を直接把握するための制度として住民投票が出てきているということです。ただこれは、重要かつ大規模な行為であるため、十分に検討を行った上で、最終手段として慎重に実施することを前提にして、制度の詳細な設計においても慎重な検討が求められます。

まず、なぜ今住民投票条例を制定しようとしているのか伺います。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） なぜ今、住民投票条例を制定しようとしているのかというご質問でございますが、理由でございますが、市町村合併や地方分権、少子高齢化や情報化の進展など、自治体を取り巻く環境変化が急速に進み、住民ニーズも多種多様化、複雑化する中、市民や市政に係る極めて重要な事項について、多くの市民の意見を確認する必要がある場合があると考えております。

このようなことから、市民投票制度は市民の意思を直接確認するための手段ではありますがけれども、市議会や市長等とは対立するものではなく、地方自治の基本である間接民主制を補完するものとして、市民の市政参加を促し、より安定性の高い政策の決定や実施につなげることができる考え、条例化を検討しているわけでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 今の答弁の中で、住民投票は市長や議会と必ずしも対立するものではないというふうな答弁でございましたけれども、では、その投票結果に市長や議会はどれだけ拘束されるのかという課題がございます。現在の検討ではどうなっていますか。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えします。

法律に基づかなければ投票結果を拘束することは不可能とする見解が通説となっており、検討委員会では、「議会及び市長は、市民投票の結果を尊重するものとする」という条文構成を考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） その結果を尊重すると、尊重義務があるということですが、しかし、例えばそれまで市長や議会がその時点まで議論を積み重ねてきた結果と違う投票結果が出た場合、これをどう尊重するか、ここが間接民主制と直接民主制の違いの微妙な点でございます。制度設計にあたって慎重に議論する必要があるわけです。

これが仮に条例として成立するとすると、今の市長、もしくは議員がいなくなった後においてもずっとこの那珂市において存在するわけであるわけですので、やはり慎重な議論を要するわけです。それがたった半年間の委員会の議論だけで十分なんではないでしょうか。

また、那珂市で制定する意味もわかりづらいんです。というのは、今那珂市で住民投票を行うだけの重要な争点やテーマがあるんでしょうか。無理して急いで制定する必要性がどこにあるんでしょうか。

例えば、市長は原発再稼働について住民の意見を聞きたいということですが、那珂市は今それについて判断する権限を持っていません。それが今あるのは、茨城県と東海村だけです。その権限がない那珂市がそのテーマを想定して、今急いで制定する意義がないと思いますがどうですか。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えします。

市民投票の案件の1つとして、東海第二発電所の再稼働の是非が考えられます。

現在、安全協定は福島原発事故後、国の原子力災害対策指針が見直され、原子力発電所に対する防護措置を準備する範囲が拡大されたことを踏まえて、6市村で構成する原子力所在地域首長懇談会、6市村とは、那珂市、東海村、日立市、常陸太田市、ひたちなか市、水戸市でございますけれども、安全協定の見直しを原電に対し要求しているところでございます。

要求内容としましては、東海第二発電所の再稼働の可否判断及び使用済み燃料の安全対策など、重要事項に係る協議について、東海村と同等の所在としての権限でございます。

見直し時期は、懇談会が取り交わした覚書により「茨城県や地元自治体に発電所の今後に係る判断を求めるときの前まで」としております。

したがって、このような大変重要な事項について、市民の意思を確認していくのには、前もって常設型の市民投票条例を整備していきたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） その首長懇談会で権限を求めているのは大変結構なことだと思います。

しかし、安全協定が見直されて正式に那珂市が権限を得てからでないと、この住民投票条例は意味がないですね。その決定を待ってからでも、その条例制定は遅くないので、前もって制定しておく必要はございません。しかも、状況としては、まず現在東海原発で行っている安全審査が終わらないと何もできないですけれども、その審査もこれから最低1年から1年半はかかるようです。それから防潮堤などの工事がさらに二、三年かかるようですから、那珂市が対外的に意思を表明しなければならないときまでは何年もかかるんです。もちろん政治的には流動的なものがありますから、それでも少なくともこの1年以内にこの条例を急いでつくる必要はございません。

むしろ、市長が住民の意見を聞きたいというのであれば、実際直接お聞きすればいいと思います。それこそ、コミセン単位やまちづくり委員会単位など、市内数カ所で市民懇談会を開催し、重大案件についてご意見を伺う機会を持つんです。そして、住民の意思を直接お伺いし、意見交換し確かめるということは非常に大切な協働のあり方であり、それが那珂市の協働のまちづくり推進基本条例の基本原則にのっとり行政の進め方であります。

そして、そのように住民に直接ご意見をお聞きし、各会場でアンケート調査を行ってもなかなか意見が集約できないとなれば、そこで住民投票というのが自然ではないでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えします。

現在、条例化に向けた検討委員会の中でも、市民請求があったから直ちに市民投票を実施することではなく、議会との協議や市民への情報提供など、重要事項について、懇談会やアンケートも含めた議論の仕方を十分考慮し、内容が熟した上で市民投票を実施したほうがよいという意見がありますので、情報の提供について市長は市民投票を実施するときは、議会及び市民自治組織とともにあらゆる機会及び媒体を活用し、市民が市民投票活動を行うための必要かつ十分な情報提供を行うこととするというような条文構成を考えております。

このようなことで、情報収集、あるいは情報提供について十分対応ができるようにし、市民投票につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 熟議をするということですか。

では、常設型は即応性がある、早いということにメリットがあるという話と矛盾していると思います。答弁に整合性がない。住民に理解していただき、議会や自治会と議論していくのであれば当然丁寧にやっていかなければならないと思いますよ、協働でございますから。

改めてお伺いします。この制度には、常設型と個別型、2つのパターンがありますが、こ

れはどのように違いますか。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） 常設型と個別型の違いというご質問でございますが、まず、個別設置型についてでございますが、地方自治法第74条の規定に基づき、有権者の50分の1以上の連署による署名をもって条例の制定、また改廃を請求することができ、長は住民から請求があった事案に意見を付し、条例案を議会に付議することが規定されてございます。

この制度を利用して、住民が市民投票条例の制定を請求し、議会が市民投票条例の議案を可決したときは、市民投票が実施されることとなります。

この個別設置型の特徴としましては、対象となる事案が発生する都度、投票の手續等についての制度設計や条例制定が必要となり、投票事案の内容によっては、投票に至らないことも想定されるわけでございます。

一方、常設型でございますが、市民投票の対象事項や請求の方法をあらかじめ設定しておくことから、条例に定める事案が生じた場合に、一定の仕組みで市民投票を行うこととなるため、必要な場合に迅速に同一のルールで投票を行うことが可能となります。

このように常設型は個別設置型に比べ、まちづくりの意思決定における住民の参画機会を安定的かつ継続的に担保することができるというふうに言われているわけでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 今回も議長に許可をいただきまして、皆さんにお手元に資料を配付させていただいております。

こちらの資料のほうをごらんください。

まさに個別と常設に関しての流れが書いてございます。

個別に関しては、発議できる、両方とも発議できるのは住民、議会議員、首長となっておりますが、個別に関しては、住民は有権者の50分の1以上の署名、議員に関しては定数の12分の1以上の賛成、もしくは常任委員会の提出、首長はそのまま出せるということですね。いずれにしても、議会による審議を経るということで議決が必要だということなんです。それが否決になれば条例にはならず、それが採決されれば条例が制定されて住民投票が行われるという流れです。

そして、常設型というのは、同じく発議できるのはそれぞれ同じです。住民に関してはおそらく検討委員会の中では那珂市は5分の1以上ということになってきていると思いますけれども、それぐらいのハードルは設けると。議員はまだ議事録ちょっと確認しておりませんが、あと首長もみずから出すことができると、これは基本的に個別と違って議会の議決が要らないんです。これが集まれば、もしくは首長もそのまま住民投票に出せるということなんです。ここが大きく違うところです。そしてまた、この住民投票の結果自体は、基本的にはどちらも尊重義務があるということになっていると思います。

それで、私が思うには、この常設型を市は今目指しているわけですが、この常設型で制定する必要性を感じないんですね。どうしても条例を制定するのであれば、個別型で別に問題はないと思うんです。というのは、対象となる事案ごとに手続することがより丁寧である。議会が内容の是非を審議することによって、実は投票の乱発を防ぐということにもつながるんです。この経過を経ないと、市長にこの投票を政治的に利用される可能性もあると一般的には言われています。住民の代表である議会の議決を回避する常設型をなぜ制定しようとするのか、伺います。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） 先ほどは、原発再稼働を一例として申し上げたわけですが、今後を展望しまして、市民や市政にかかわる極めて重要な事項があった場合に、常に意思を確認できる制度が開かれているということは、協働のまちづくりを標榜する本市としましては極めて大切なことと認識いたしております。

検討させていただいております常設型の市民投票条例は、迅速な対応が可能であることや、同一の条件で行えるなど、制度として安定しているといった長所を持っているわけですが、一方で条例化により議会の審議を経ないで投票実施が可能となりますので、現在検討委員会においては、議会は二代表制のもと議事機関であるということを鑑みますと、議会の意見を尊重する仕組みができないか、検討しているというところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 議会を尊重する仕組みを考えているというのであれば、個別型でいいんじゃないですか。わざわざ常設にすることはないんですね。ちょっとよくわからないですね。

先ほどの答弁の中で、投票事案の内容によっては投票に至らないことも想定されるということですが、それがまさに議会の審議なんですよ。この案件が本当に那珂市の全ての投票資格者に是非を問うべき内容かどうかを協議することによって、場合によっては投票にふさわしくない案件での投票を阻止する歯どめにもなるんです。それは不確実性ということではなくて、適正な制度を担保する仕組みなんです。

また、今は、その議会の審議は公開されていますから、市民はその様子を見ることができますので、まさしくガラス張りの中で市民の意向を実現するための議会改革は進めております。

ちなみに、常設型のメリットとして迅速な対応がかなり強調されていますけども、それは個別型とどれぐらい期間的に違うのか、何が違うのか伺います。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えします。

この個別設置型で条例を制定し、投票に至った全国の市町村の事例を見ますと、投票まで

の期間については、条例制定後一月から1年と条例のつくり方によってまちまちでございますので、一概に言えないわけでございます。一方、常設型で市民投票の実施に至る期間は、選挙管理委員会に通知があった日から起算して30日を経過した日から90日を超えない日の範囲内で投票日を定める案で現在検討しております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 今回の答弁ですと、個別型でも急げば条例制定から1カ月でできたということもあるんですね。個別は遅くて常設は早いと一概には言えないんですね。

そしてまた、スピードは余り重視しないんですね。先ほどの答弁によりますと、住民を置き去りにしてやることはない。熟議を尽くすという話ですもんね。それと引きかえに丁寧な制度運用が阻害されとなれば、それはかなり危険な進め方です。本当にその結果を急がなければならない事態ができた場合は、これは職員の皆さんと関係者が急いで手続をしていただくということだと思います。

では、先ほど答弁の中で議会の意見を尊重する仕組みを検討しているということですが、それは具体的にどのようにするんですか。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えします。

市民が投票実施の請求をしようとするときは、市長は議会に意見を求めることとしています。また、市長みずからの発議の場合も議会に協議をし、意見を求めることとしています。特に前段の考え方は、常設型の住民投票条例を設けているところの自治体の中では、ほかにはない特徴となっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 議会に協議をし、意見を求めるとするということですが、では逆に言えば、じゃ、議会からは意見は聞いた、協議はさせたということで投票に移ってしまえるんじゃないですか。そもそも発議するほうは住民投票したい側ですから、議会には意見を述べさせた、協議はさせたからいいだろうということで、本来は投票にそぐわない住民投票がされてしまうことにもつながりかねません。この常設型というのは、それができちゃうんですね。これを市長が政治的に利用したり、乱発したりするのではないかと一般的に課題として指摘されています。

それに、住民投票は経費的に、那珂市の場合は1回当たり1,500万円ぐらいかかると言われています。これだけ大きな経費を払ってそのような危険性のある投票が行われることにもなりかねない。それを私は大いに危惧しているんでございます。部長、1回当たり1,500万円ということでもいいんですね。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） 年齢要件などによって、諸条件にもよりますが、1,300万円から1,500万円程度というふうなことで、前回の、本年9月の定例会の一般質問でも小宅議員からの質問に出ておりましたけれども、22年度執行の那珂市長選挙の経費を参考にした経費ではじいております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 通常選挙でも1,500万円、私、全部議事録見ていますけれども、有権者というのは20歳以上、公職選挙法上は20歳以上ですが、場合によっては18歳以上にする場合もあるわけですよね。そうすると余計、台帳もつくり直さなくてはいけないとか、場合によっては投票会場をかえなくてはいけないとか、そういう議論もされていますよね。相当経費的なもの、手間的なものがかかるというふうな議論をされているのは見ております。

では、議会に協議をし、意見を求めるということでしたが、それは具体的にどういうことなのか。議会の常任委員会なのか、全員協議会なのか。意見は口頭で聞くだけなのか、文書で提出するのか。その内容は果たして決まっているのでしょうか。そして、それはいつ議会にご相談、提案されるのでしょうか。それを議会として了承する必要があると思いますけれども、それは予定である2月までに間に合うのでしょうか。

ちなみに、私は今議会運営委員長でございますけれども、段取りとしてはどう考えているのかを伺います。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えします。

検討委員会で検討した条例案の骨子につきましては、今定例会の総務生活常任委員会でご説明させていただき予定となっております。その中で、質疑があればご意見を頂戴し、持ち帰って検討会で議論し、内容を整理して3月の定例会に提案してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） お聞きすると、ここの詳細もまだ決まっていないということですね。いずれにしても、議会の議決を最初から回避する常設型の住民投票条例を策定するための委員会を重ねてこられたわけですが、直接民主制と間接民主制をどう整理するか、もっと丁寧な議論が必要ではないかと思えます。

ただ、私は、住民に投票していただいて、その内容を直接お聞きすることを否定しているんじゃないんですよ。そうじゃなくて、その意味合いと内容を住民に説明することもなく、議会に理解を十分に得る努力をすることもなく、もう次の3月定例会に議案として提出すること自体、非常に拙速ではないですかと言わざるを得ないということなんです。これについては、市長の肝いりの委員会でございますから、市長から答弁を求めます。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えします。

基本的には考え方の違いだと思うんですけども、ただいま市民生活部長より極めて丁寧に答弁をさせましたが、部長答弁が私の答弁になります。

また、なぜ条例をつくるかについては、これからお話をしたいと思います。

アメリカ大統領エブラハム・リンカーンが1863年11月19日にゲティスバーグの国立戦没者墓地で行った有名な演説の中に、「人民の、人民による、人民のための政治」という言葉があります。この言葉は、GHQ最高司令官ダグラス・マッカーサーの指示により、日本国憲法の前文に採用されています。その文言は、「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使、その福利は国民がこれを享受する」と、表現を変えて明記されました。これは民主主義の原則を示しております。

より今日的である直近の民意を迅速にくみ取る制度をつくること、つまり常設型の市民投票条例は民主主義の理想実現に極めて有効なツールの一つであると私は考えます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） では、なぜ個別ではいけないんですか。市長にお聞きします。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 先ほど、冒頭に申し上げたと思うんですけども、全部今丁寧に説明しているんだから、部長の答弁がそのままですよ。多分、回答の中に載っているんじゃないですか。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 真摯にご答弁をいただきたいと思います。

私が申し上げているのは、常設である必要はないですよという話をしております。個別で、その都度にやっていい、その都度に検討していいという話なんですね。ちょっと進め方についても実は大きな問題があると私は思っています、委員会の資料とか議事録は公開されています。ネットで公開されていますが、最近の議事録はまだホームページにアップされていませんね。この委員会の8月から既に6回終わっていますけれども、議事録は3回までのものしかアップされていないんです。4回目、5回目、6回目の資料は出ているけれども、議事録はアップされていないんです。諮問した市長は、この4回目以降の議事録って見ているんですか。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 報告は受けていますけど、議事録としては見ていなかったかな……、ないね。ちょっと私記憶にないんですけども……、ないです。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君）　こういう状態で、次3月定例会に議案として提出されるんですよ、議会は。諮問された市長自身が直近の過去3回の委員会のどの委員がどういう発言されたかというのを確認していないのに、条例というのは市長が議会に提出するんでしょう。それはきちんと内容をわかった上で、本当に条例案として提出されるかという部分でございまして、実はこれ、やっぱり理由があるんです。というのは、やっぱりこの検討委員会の開催は2週間に1回でありまして、実は担当課の職員も開催については準備するだけで精いっぱいなんじゃないかと思います。その議事録すら作成できない。そんな過酷なスケジュールに翻弄されている感じがいたします。職員の方には本当にご苦労さまですと申し上げたい。あの資料、膨大ですから。私も全部プリントアウトして目を通すの大変でしたよ。それをつくっているんですから、本当に大変だと私は思います。

委員会のこういった審議の経過も、市長すら見ていない、市民もホームページで見ることができない。そんな拙速な進み方で市民投票条例、これほど重要な案件を決めてしまうというのは、いささかちょっと横暴であるとさえ言えるんじゃないかと思うんですね。ですから、さらなる慎重な議論を深めていただきたいんです。

本当を言えば、本来は原発再稼動に関する権限が那珂市に与えられてからで十分間に合うんです。そして、市としての意見を集約するために、各地で市民懇談会を開催して、丁寧に市民の意見をお聞きすると、それが住民とともに進む協働のあり方なんじゃないですか。それでもどうしても投票が必要だという判断であれば、そのテーマの住民投票をどう実施するかという検討に入って、個別型で議会もきちんと議論をしてもらって、議決をいただいてから正々堂々と投票を実施すれば、住民の意向、段取りを経て確認することができるわけです。それで問題は全くないんですね。ぜひそのように進めていただきたいと考えますが、市長どうですか。

○議長（助川則夫君）　市長。

○市長（海野 徹君）　危機管理の基本として、幾つもの道具をそろえて、これがだめだったらこれをやるというふうに備えるのは、基礎自治体のこれ使命ですよ、だからこれも決めておく。それから住民との話し合いもやっています。ただ、原子力を特定してはやっていないけれども、全般的にお話を聞いている。大体の体制のあれはあるけれども、全員の市民の人とお話をするわけではないから、全員の市民の人がどういう考え方を持っているか、これを調べるのは、例えば2万2,000世帯あって、そこに全部アンケートを投げ入れて、回答だって来ないかもわからないですよ。そうすると一部の人だけしか聞けない。この投票についてもそうなのかもしれないけれども、やっぱりそういうふうに手法を幾つも備えておく、そして来るべき重要な案件について判断していく、この姿勢を崩しちゃったら何もならないじゃないですか。

例えば原発のあれについても、ひょっとしたらもう3月あたりになっちゃうかもわからない。それはないと思うでしょう、私もないとは思いますが、世の中の動きは、原発をいわ

ゆる基幹電力として今政府が認定しているんだから、そういったときに素早く対応できる、迅速に、これにはやっぱり常設型のを置くのが一番いいんですよ。だって、民主主義の基本ですよ、これ。お金はかかるかもわからない、コストはかかるかもわからない。だけど、大事な判断をするのにコストはかかるんです。

だから、やっぱりそういう常設型のあれをやって、これ行使するのは、先ほど1,500万円というお話もあったけれども、2,000万円かかるかもわからない、18ぐらいまでやればね。それで、これから国民投票条例が18歳になるという話があるね。これも近々の問題として自由民主党が承知すれば、それはぱっと進んでいくと思うんだよね。その中で18歳となると、選挙人台帳というのかな、これを整備する。今、うちのほうでやるとすれば自前なんですよ。だから、本当はそれに合せてつくってもいいんだけど、そういう事態が発生すれば、18、あるいは16ということもあるわけです。大体、世界の投票の傾向を見ると、18というのが195カ国中、大体170ぐらいの国で18歳というのを採用しているんですね。

そういうことで、なぜそう拙速だ、拙速だと言うんだけど、やっぱり備えておかなくちゃだめなんですよ。多分、この後、防災関係のあれがあるでしょう。そうすると備蓄できているのかと、本当に大丈夫なのかって、そういうふうな多分質問されると思うんです。それに対して、うちは備えていますよというご返事をするわけなんだけど、完璧じゃないけどもね。だから、そういったものをやっていくには、やっぱりこういう道具もそろえておいて、何かあったときにすぐ対応できる、これがやっぱりね。議員の皆さんもそうだけれども、私は那珂市を預かっています。そういうことでね。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 丁寧なご答弁をいただいたとっておりますよ。その危機管理に関しては、確かに後でまた申し上げます。避難訓練をきちっとできるようになっているのかということで聞きますけれども、そのときにきちっと答弁をいただきたいと思います。

今のお聞きしても、何で常設なんだというのは全然疑念が消えないですね。急ぐというんだらば、それは熟議を重ねないことになりますよ。先ほどの部長の答弁。住民を置き去りにして、もう条例つくったから、はい、皆さん投票してくださいよと、そういうことでしよう、急いでやるというのは。違うんじゃないか。やっぱり協働の推進条例の理念は違う。私が何年も前から、この協働推進条例をつくるべきだと言ってきた本人ですから、私はそういう理念で思っていますよ。そうじゃない、住民と一緒にやるべきなんだというふうに思っています。ですからスピードの問題じゃない。しっかりと議論を重ねるやり方が必要なんだということなんです。それは、やっぱり個別型なんですよ。常設である必要は全くないんですね。全くないです、実は。

常に備えておかななくてはいけないというのであれば、確かに、これも私も調べましたが、個別に関しては住民が50分の1以上の署名持ってきて、20日以内に行政は提案しなくてはいけなかったりするから、確かに忙しいんです。であれば、これね、この半年間、8月から

の検討委員会でやってきた議論を使えばいいじゃないですか。今までやってきた議論自体は決して無駄にならないですよ。あれだけ丁寧に丁寧に進めてこられた議論は、私はすばらしいと思っていますから。ただし、そもそものボタンのつけ違いがあるんです。最初に個別と常設をそもそもどうしようかという議論が欠落しておりますね、最初の段階で。これは市長が最初から常設でつくるということを想定して、皆さん検討してくださいという話があったからです。

そうではなくて、やっぱりメリット、デメリットをきちっと考えて、何がやっぱり住民と一緒に進む行政のあり方なのかというのを、ここはきちっと議論すべきなんです。危機管理意識をきちっと持ってもらうためにも、個別設置型でしっかりと議会の議論もきちっと受けて、正々堂々とやるべきなんです。だから、その何でかという部分を、部長の答弁したとおりです、そのとおりですからなんていう答弁はだめですよ、市長。市長の理念として、市長の肝いりとして常設でつくるということで始まったんですからね、そこはきちっと、なぜなのかというのを、私は何点かに分けて質問していますけれども、きちっとお答えくださいよ。住民投票を私、否定もしていないですし、それはある意味民主主義の基本なのもわかります。いいじゃないですか、個別型でやってもらえれば。もう一度お願いします。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） これね、冒頭に考え方の違いだという話をしましたね、考え方の違いなんです。個別型がいいと思う人は個別型がいいと思うし、常設型がいいと思う人は常設型がいいと思う。私は常設型がいいと思って、そういう方向でやってください、検討してくださいと。ただ、審議会の中には、遠藤議員もご存じだと思うけれども、慎重派の人もある。そういう人たちがいろいろ議論をしているわけです。そこに、私はこうしてくれという強いメッセージは送っていないですよ。だから、今どうしたものがいいか。

それと、常設型の市民投票条例ね、これはうちが最初に制度を立ち上げるんじゃないんですよ、いろんなところでやっているんですよ。そこでメリット、それからデメリット、そういうものがあるんです。それをみんな机の上に並べて、ここのいいところろよと、これまらずいよなということで、そういうふうな選別作業を行っているんです。検討会をもう一回やるということなんです、あれじゃちょっと議論に合わないということで。だから、もう少ししたつとちゃんとした骨格ができてくると思うんですけれども、いずれにしても3月ですから、2月ぐらいまでにちゃんとしたものが固まって、それから議会のほうにお示しをして、採決という形になるわけですよ、上程してね。

だから、1月いっぱいぐらいに出ると思うんです、だから、それをよく吟味していただいて、またいろいろご意見をいただければ、お返事をしていきたいと思います。

それから、私も、3回目までのいろんなやりとりとか、そういったものは読んでいますよ。それ以降のやつはちょっとまだまとまっていないという部分もあるのかな。だから、それは見ていないんですけれども、そういう形で、隠れてやっているわけじゃないですからね、公

開でやっているわけですから、秘密法じゃないんだから。だから傍聴だって多分できるし、のぞいていただければ結構ですよ。ちゃんと日程表のほうにも載っているから、傍聴していただければいいですよ。原則、傍聴ができるような状態にしてあるんで、よく納得のいくところまで、口を挟むことはできないけれども、言ったことについては、後でまた執行部のほうと、ここどうなんだという話はできると思いますよね。そういうことです。ご理解ください。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 聞けば聞くほど、ちょっとあやふやになってまいりました。市長、もう思うとか、そんなんばっかりになっちゃって、ちょっとどうなんでしょう。これは考え直したほうがいいのではないかと私は思います。

ただ、私は、担当された職員の皆さんの努力はすごく買っていますよ。あれは大変だと思う。私は敬意を、また委員の皆さんにも敬意を改めて表させていただく。ただ、やはりちょっと市長の今のは、あんまりきちとした理念に基づいているような答弁だとはちょっと思えない。非常に横暴な、拙速な判断であり、進め方だと思うし、私は、この内容もそうだけれども、この進め方自体に大いに異を唱えたいと思いますね。ぜひ住民とともに進むという理念をいま一度思い起こしてもらってやっていただくようお願いをしたいですね、これは。このテーマは、一応時間がございまして終了いたします。

続きまして、防災体制についてでございます。

防災体制は、まさしく3.11の後どのような形で進んでいるかというふうなところでございまして、私も何遍か一般質問させていただきました。例えば、今この場でぐらっと来たら、この後、震度6、7が起きたら大丈夫なんですかという話なんですよ。

お聞きしたいと思います。まず、あのとき必要になったのは、何とんでも水、食料、電気ですね。前回は何時間並んでもペットボトル2本しかもらえないとかね、そういうこともございました。電気も使えなかった、井戸からも水もくめないということもありましたけれども、今は何ができるようになっていますか。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（石井 亨君） お答え申し上げます。

水につきましては、生活用水の確保としましては市内5カ所の拠点避難所に防災井戸を整備しております。さらに、市民のご協力をいただき、災害時協力井戸を市内56カ所に登録させていただいておるところでございます。また、飲料水及び食料につきましては備蓄を毎年追加購入しており、不足分に関しましては、災害時応援協定締結団体及び流通物資等で対応する予定でございます。また、瓜連配水場、芳野配水場には取水栓を取りつけてありますので、そこからも水がとれるようになってございます。

電気につきましては、各拠点避難所にソーラーシステムや発電機を設置して、対応できるようにしてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 生活用水はそれなりに進んでいるようですね。飲料水はちょっとまだ不安ですけどね。その後、そういった災害時の応援協定はいろいろと進んできたということでございまして、まさしく自治体もしくは各種団体、いろんな締結をしていただいていますね。さらに進めていただければと思います。

また、当時、電話も通じなかったんで、必要な情報がとれないということがありました。行政からの情報は今どういうふうにして流れるようになっているのか。また、行政職員同士も連絡がとれなくなったということもありますから、今はそれをどうしているのか、お伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（石井 亨君） お答え申し上げます。

災害時における市民の皆さんへの情報伝達につきましては、防災無線や緊急速報メール並びにホームページやツイッター、フェイスブックを使って行っておるところでございます。職員につきましては、各課において緊急連絡網を整備し対応しているところでございます。また、災害時、職員初動マニュアルを作成しました。災害の種類、規模ごとに職員の参集基準を定めており、自主参集や義務登庁を明記しているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） その市民への緊急速報メールというのを何遍か多分使ったと思いますが、実際ちょっとまだ使い方に課題があるかなというふうに感じておりますね。

では、避難所の体制はどうなっているか。当時は、市内41カ所の指定避難所のうち7カ所しか開けなかったんですね。避難所自体が被災して使えなかったというところもありました。ただ、避難所開設の手順どおりにきちっと進められたのかというのは問題ですよ。もしくはそういった公民館とかコミセンとか小中学校、この避難所開設にはマニュアルがあるのか、もしくは笠松運動公園とか、県立高校など市の施設じゃないところ、こことはどういう取り決めができていくかというのが大事なんですけど、これはちょっとお聞きしたら、ちゃんと運営マニュアルもできているし、そういう県の施設などとも覚書は交わしているということでございますので、ぜひ備えてはいただきたいというふうに思います。

あと、先ほどお話しされた職員の行動マニュアル、これも以前から私、ぜひつくっていただきたいという話をしていましたが、じゃ、それがあって、それをもとにして、今何かあったら、職員の方はどこに行って何をするかというのが一人一人わかっているようになっていますか。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（石井 亨君） 今、議員からご指摘ありました災害時の職員初動マニュアルで

すが、作成し、職員のほうにそれは周知しているところでございます。災害の種類、規模ごとに職員配備基準とか、連絡体制、各部ごとの役割を定めて、職員のとるべき行動も明記してありますので、周知されているものと私は確信しております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 私もマニュアルを見ました。非常によくできていると思います。詳細にいろいろと計画されております。ただ、問題は、つくっただけじゃなくて、それが皆さん実際できるかどうかということなんです。それが大事なんです。つくっておしまいとよく言われがちなのがございませうから、そうじゃないよと。ちゃんとそれをもとにして、私はここに行って何するのよというようなみんなわかっているかということを行っているわけですよ。ぜひそういう見直しはしていただきたいと思うんですよ。

あと、自主防災組織、地域への支援として現在は69自治会のうち47自治会でできているということなので、結成率は68%ですね。これもだんだん進んできているというふうに思いますので、さらなる支援をお願いしたいと思います。

また、災害時に健常でない方というのも、これは市内に1,800人ほどいらっしゃるということなので、これも個別の支援プランをこれからつくるということなので、取り組みを進めていただきたいというふうに思います。

ただしかし、災害時への備えというのは、ここまでやっても、いつまでやっても万全というわけにはいかないですね。ですから、実際に机の上で計画したものを、やっぱり一回やってみるといことが大事なんじゃないかと思ひます。ですから、これを市内一斉で、大地震が起きたら市内一斉で起きるわけですから。菅谷も額田も神崎も五台も瓜連も関係ないですからね、一斉に起きるんですから。各地域の方々が、じゃ、自主防災組織がどのように動いていくのか、避難所がちゃんと開設できるのか、備蓄はどうなのか、そういったことをやっぱり一回試してみなくてはだめだと思ひますよ。そのお考えをお伺ひします。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（石井 亨君） お答え申し上げます。

昨年度の市の防災訓練等で課題が出ております。どのような動きができるのかということ、私どものほうとしましては、自主防災組織をできるだけ各自治会に設置していただいて、当然そこには各自の自主防災組織で避難訓練とか行っていただひております。今もあちこちの自主防災組織で行っております。

ですから、そういう点を主に力を入れていただいて、いざというときにすぐに対応できるような形をとっていただければということで、自主防災の形成及び地域ごとの災害訓練実施を重点としておるところでございます。

また、先ほど言ひましたとおり、避難行動支援者の支援体制もこれからとっていかなくてはならないということもございませう。このようなことを踏まえて、今後、自主防災組織と連

携が重要となることから、避難行動要支援者の支援体制づくり強化を行った上で、訓練のほうを考えていきたいという考えであります。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 早急に実施していただきたいです。大災害はいつ来るかわかりません。それが起きる前に想定できる範囲内でも一度市民そろって、各種団体、例えば消防や消防団、警察、各種協定団体などと一緒に、実際に震度6、7の地震が来たらという想定でやると。それによって、また見えてくることがあると思いますし、できたこと、できないことあるでしょうから、それをきちっともう一回検証して、地域防災計画に入れていくと。それで那珂市独自の計画が実践的に練り上がっていくということが大事だと思います。

また、それをやることによって、地域の皆さんの意識も高まる。市民の方お一人お一人の防災意識も高まるということですので、これはぜひ一回、早くやっていただきたいと思うんですが、これはいつ実施できますか。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（石井 亨君） お答え申し上げます。

自治会ごとに、先ほど申したとおり防災訓練、自主防災組織を主に防災訓練を行っております。毎年、約10自治会等で訓練を行っております。一斉訓練となりますので、先ほど答弁しましたように、各自治会との連携や避難行動要支援者の個別プランを作成した後を考えておりますので、早くとも3年先になると思います。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 3年、ちょっとかかり過ぎですね。丁寧にやっていきたいというのはわかりますよ。わかりますが、いつ来るかわからないんです。午前中の寺門議員のお話もありましたとおり、もういろんなことが今、風水害含め、また地震も長野県でこの間起きています。いつ来るからわからないんですよ。なので、これは本当に早く。

というのは、実際、確かに2年前に、この12月定例会でこの防災の一般質問を私がやって、今後きちっとやってくださいよと言ったその夕方、3時間後に、やっぱり携帯がギョングン鳴った震度の大きい地震があったんです。そういうこともあるんですよ。いつ起きるかわからない。ですから、これは果たして計画どおりにできるか、これは市民の生命・財産を守る行政の意識の問題です。なので、これは、いざというときには災害対策本部長はどなたか、これ市長でしょうから、市長にもう一度、3年じゃなくて、もっと早くやってくださいとお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） これいろいろ県との関連もあると思うんですね。県と合同でやるということだと思うんですけども、そうするとこの3年になっちゃうのかな。

だけど、個別のその小さいものについては随時やっていきたいというふうに思っていますけれども、いずれにしても、訓練するにしても何にしてもお金がかかりますので、そちらのほうもよく考慮しながら検討しなくちゃいけないというふうに思っています。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 確かにお金はかかります。お金はかかりますが、お金の問題でないところもあって、というのはお金のかけようだと思うわけです。別にイベントも要らないです。実際に起きたときに、その地域防災計画にどう明示されているのか。先ほどつくった職員の行動マニュアルにどう示されているのか、それを試せばいいんですよ。これはやっぱり小中学校を含めて指定避難所の協力が要りますから、それは前段のすり合せは必要ですよ、期間も必要です。ただ、何に金かかるんですか、逆に。マニュアルどおりに動いてみるというだけですよ。地域の自主防災組織の方々には、確かに何かしらのあれがあるかもしれないけど、それはぐらっと揺れたら、皆さんお金かけて避難するんですか。ぐらっと揺れたら、もうあるものでやるしかないわけでしょう、あるもので逃げるしかないんですよ。それを一回やってみましょうというだけの話を私しているんですよ。ですから、お金の問題じゃなく、市民を守る意識があるかどうかの話をしているんです。市長、もう一度お願いしますよ。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 私も急に振られたので、ちょっと打ち合せができていなくて申しわけないんだけど、この3年先というのは、いろんな避難行動支援者の個別プランとか、そういうものを完全に整備してからやるということなんだけど、もっと簡便にやればいつでもできますよ。毎年やっていますし、抜き打ち訓練もやっていますから。これは職員向けのあれだけだね。職員向けに防災メールを送って、招集が何分かかるかと、そういうのもやっていますので、もう一度よく検討しないとわからない、担当課と話をしないといけないんだけど、やっぱりどのぐらいの規模で、もっと早く、この3年全体のやつをもうちょっと早くするということは可能ですよ。それがいつかというのは、一度打ち合せしてみないとね、明確な答えは出せない。

以上。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） ちょっとやっぱり一般質問ですから、私やっているの、今。一般質問向けに職員の皆さん庁議をやっているじゃないんですか。市長、いろんな部長級の皆さんと打ち合せをして、3年で、何かその意味がわからないような話を今されていましたが、これ議事録に載って、ネットで公開されて、そういう責任ある発言をするべき場なんですよ。ちょっとそれは庁議の進め方に問題があるのではないかと、今の話を聞いて何か思っていましたよ。

3年じゃなくてできるというんだったら、そういう答弁をしていただければいいんです。それはちゃんと市長と担当がきちっとすり合せをすべきであって、これは担当は、逆に私、

そういう数字を出していただいたのは、ある意味勇気が要ったと思いますよ。それはありがたいと思っております。

しかし、やっぱりこれは生命・財産を守る災害対策本部長としての意識の問題ではあるかなというふうに思います。

本当は原子力災害についても訴えたかったのですが、これは県から示された避難ルート等々がもう既に公に出ておりますから、これに関しては省きます。

この防災に関しては以上で終わりますが、市長、いつでもできるよということでございますから、やりようによってでございますので、ぜひ早期に試していただいて、市民の生命・財産を守っていただきたいというふうに、あえてお願いしておきます。

3番目に移ります。

那珂市PRの手法についてでございます。

かなり時間が押してまいりました。想定どおりにはいきませんが、那珂市のPR、もう少し前向きにがんがんやっていただきたいなど、何回か訴えております。なかなかそれができているものもあれば、できていないものもある。ただ、那珂市のゆるキャラであるひまわり大使ナカマロちゃんなんかは、商工会と提携して使い勝手がよくなったと思います。これですよね、ナカマロちゃん、かわいいです。これでぜひ那珂市をPRしていただきたいと、こう思っております。

それで、ただどうしても那珂市をもっとより積極的に打ち出していくにあたって、庁舎内だけで職員の方々でご努力いただくのも大事ですが、さらに民間の方を登用して、もしくは水戸の魅力発信課のようなそういう専門部署をつくって、ぜひやっていただきたい、積極的に戦略を仕掛けていただきたいと思うんですけども、それについてお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

ただいま議員のほうからご指摘がありましたとおり、柔軟な発想を持つ民間の方を活用することは、統一した広報戦略を進める上では非常に有意義なことでありまして、大切なことであるというふうに認識をしているところでございます。

また、那珂ふるさと大使の意見交換会の場におきましてでも、そのような那珂市のPRの手法についてご指摘を賜っているところでございます。しかしながら、専門職の採用や専門部署の設置につきましては、広報戦略を進める上で有効ではありますけれども、人事や経費等の問題もありますので、今後、先進的な自治体の取り組みを参考にしていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 前向きにお願いしたいと思います。

次に、その手法じゃなくて、PRをする地域資源そのものについて取り上げたいと思いま

す。

今回もちょっと資料で、議長からご許可をいただいて皆さんにお渡しをしているのが、この那珂市特産品ブランドでございます。これは今年発足した認証制度ですね。あけていただくと、中に6つの品目が入っております、これが那珂市産の産品だということで、どんどん前向きに売り出していきたいという認証制度でございます。ぜひ積極的にPRするようにしていただきたいというふうに思うんですね。

こういったものもございますし、あとは物じゃなくて、人、イベントという意味では、午前中、古川議員からもありましたとおり、カミスガプロジェクトという団体がこの間は内閣官房長官賞を受賞されて、かなり市内外にPRをしている。ただ、かなり浸透してきているこのイベントを、どうも何か今度12月は開催できないというふうな噂話もございまして、これに関して再度、開催できるのか伺います。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員、3分切りしましたので、おまとめをいただきます。

産業部長。

○産業部長（助川保彦君） お答えいたします。

12月に予定されておりますカミスガプロジェクトの開催につきましては、あくまで主催者の判断になりますが、市では商工会からの協力依頼を受けまして、先ほど古川議員にもお話ししたように、道路管理者に対する道路占用許可や警察当局に対する道路使用許可の手続は済ませており、その許可がおりてございますので、手続上は、カミスガの開催は可能な状態となっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） わかりました。

かなり集客力のある、例えば那珂ひまわりフェスティバルは5万人のお客様が来られるところですが、カミスガは年間に10万人ぐらいかな、5回開催のうち10万人ぐらいということでございますので、ぜひPR戦略の一つに位置づけていただいてもいいんじゃないかなと思います。

また、それだけでなく、那珂市、非常に元気な団体が最近どんどん出てきておりまして、例えば灯籠でまちおこしをしているNPO法人夢AKARIや手づくりのつるしびなで頑張っている那珂つるしびなの会、また、ホテル観賞などをやっている清水洞の上自然を守る会とか、非常にマスコミにも注目されている団体がふえています。

そこで、そういった団体を活用してイベント・催しにおいていただいた方々にスタンプラリーを実施してはどうかというふうに考えています。いろんな会場でスタンプを押していただく、それが5個、10個、15個たまれば、こういった那珂市産品のブランドが抽せんで当たるというふうにしていただければ、那珂市にもまた来たいなというふうに足を運んでもらえることになるんじゃないかなと思いますが、こういうスタンプラリーを実施してはどうで

しょうか。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） 議員ご提案のスタンプラリーにつきましては、漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会によりまず漫遊いばらきスタンプラリーを実施してございます。議員ご提案のように、今回、那珂商工会が本年度取り組んでおります「地域資源活用七運物語」がございまして、各事業者の開発する各商品などを活用した食のブランド化を利用したそういうスタンプラリーの可能性も今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 今回を最後に、こういった前向きなテーマで那珂市みんなで一生懸命頑張ろうじゃないかと。それで、皆さんでおもてなしの心を持って市内外に向けて大いに発信していこうというふうなご提言をさせていただきました。この市民パワーを生かすのは行政のやる気次第ということでございますので、ご期待申し上げまして、一般質問を終了いたします。

○議長（助川則夫君） 以上で、通告4番、遠藤 実議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を15時10分といたします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時10分

○議長（助川則夫君） 再開いたします。

---

◇ 木 村 静 枝 君

○議長（助川則夫君） 通告5番、木村静枝議員。

質問事項 1. 学校給食について。

木村静枝議員、登壇願います。

木村議員。

〔20番 木村静枝君 登壇〕

○20番（木村静枝君） 20番、日本共産党の木村静枝です。今日は最後の質問となりましたけれども、お疲れのところよろしく願いいたします。

学校給食についてですけれども、学校給食の無料化を求める質問でございます。

子供の貧困率が過去最悪を記録しております。その一方、国立大学の年間授業料は40年前

の15倍、1975年は3万6,000円だったのが、今では53万5,800円にもなっております。お金のない人は大学は行けないということです。教育にかかる費用は年々ふえる傾向にあります。貧しいと知識を身につけるための教育さえ受けられない。新自由主義のもと、競争主義の社会で、貧乏なら働けという考えが貧困の連鎖を生んでいる状況にあります。

2014年8月29日、子供の貧困対策に関する大綱「全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指して」が閣議決定されました。子供の貧困という言葉でくられる一連の社会問題の深刻化と量的拡大が社会的に認知されたことを背景に制定に至った法律です。この貧困対策推進法は、制定はしたものの本気度が伝わってこないとの批判があり、経済的支援策が不十分であることや、数値目標が設定されていなかったことに失望が広がっております。政府は熱意に欠ける、政治主導で最優先に取り組むべき課題だと指摘されております。

ただ、政府だけを頼りにしていても子供の貧困は深刻さを増すばかりなので、自分たちでできることをやろうということで、全国の各地でいろいろな取り組みがされています。

那珂市も先日、医療費無料化、これが中学3年生まで入院・通院無料化を実現しました。つい先日の新聞では、常陸太田が高校生まで無料化をしたと、こういう医療費の無料化も全国に広がっております。

群馬県では、2009年10月に中学卒業までの医療費完全無料化が全国に先駆けて実施されておりますが、現在は学校給食費の無料化を求める運動に取り組んでおると。茨城県の大子町でも2009年に給食費の無料化が実現しました。しかし、残念ながら町長が交代したことでもとに戻ってしまいました。が、安中市は市長が給食費無料化を公約して当選したということです。

給食費の無料化は全国的にも広がりを見せております。子供の給食が高い、学校からの引き落としに間に合わずに督促状が来た、給食費が無料になったらどんなに楽かわからない、ぜひ実現してほしいという声が多数寄せられているということです。那珂市では、まだこのような住民運動がないせいか、給食に対する声は余り聞こえてきません。

そこで、那珂市の学校給食の滞納状況について現状をお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

平成25年度分までの状況で申し上げます。

平成26年10月末の未納状況といたしまして、小学校につきましては未納額が120万3,977円、人数で申しますと保護者が15名となっております。また、中学校におきましては、未納額が165万1,510円、人数で保護者が25名ということになっております。合計といたしまして285万5,487円、人数で保護者が32名という状況になってございます。

また、現在、小中学校に在籍している児童生徒の未納額といたしましては14万4,000円という状況でございまして、保護者の数は1名ということになってございます。それ以外の滞

納につきましては、学校卒業、あるいは市外へ転出という状況でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 資料をいただきました学校給食の滞納状況を調べますと、平成20年度以前は小学校が19人、保護者が13人と。中学校も合すると児童が49人、保護者が33人となっておりますが、平成25年度は件数が、児童生徒数4人、保護者が3人となっております。この数字の違いはどういうことなんですか。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

平成25年度の4名、保護者3名、金額にしまして9万8,080円、こちらにつきましては、25年度末の未納状況という状況でございます。そして、先ほどご答弁いたしましたように、今年度の10月末現在では、在校している児童の滞納額としましては14万4,000円という状況になってございます。

また、一番左にあります平成20年度以前につきましては、過去、それ以前の数年あるいは十数年間の集計を一括してまとめた数字で241万円という数字になっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） それでわかりましたけれども、非常に少ないですね、21年度は合計で6人、22年度ゼロ、23年度が1人、それから24年度は4人ということで、本当にこんなに少ないのかと疑問に思うんですが、これは何かあるんですか。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） ここ数年減少しておりますけれども、この中で、もちろん保護者のほうの給食費に対する意識の変化というのもあろうかと思えます。また、児童手当のほうの導入に伴いまして、同意をいただけた方につきましては、こちらのほうから充当していただいているという状況も影響しているかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 児童手当から自動的に差し引くということは、これは禁じられておりますけれども、那珂市はどのようにして児童手当から給食費を引いているのかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

こちらにつきましては、保護者の方に児童手当から、給食費の未納があった場合にそこから充当させていただくということで同意書というものを頂戴をしてございます。そういった同意がいただけた方につきましては支給日にそちらから充当させていただいているという状

況でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） ということは、児童手当から給食費を引き落とすということですね。同意を得ていない人はたった1人ということですが、児童手当が給食費に充てられるということで、非常に生活に、せっかく児童手当が来たんだけども使えないというような声も聞いております。これは、やはり全国でも問題になっております。裁判になっているところなどもございますので、ここはやはり慎重に扱ってほしいと思います。

そこで、学校給食の無料化を求めるわけですがけれども、先ほども萩谷議員なども貧困化については質問がありましたけれども、貧困化によって子供間の格差が拡大しております。せめて学校給食費を無料にできないかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えを申し上げます。

保護者の方々からいただいております給食費につきましては、全額食材費に充当させていただいております。それ以外の学校給食に係る全ての経費につきましては、市の予算で賅っているところでございます。

学校給食費の無償化につきましては、昨年度の第2回定例会におきましてもご答弁をしているところでございますけれども、子育て支援を図るという観点では有効な施策というふうには考えております。

しかしながら、学校の耐震化率もやっと100%の目途が立ったところでもあります。また、今後の計画といたしまして、校舎や体育館の大規模改修などの施設面での整備、そしてソフト面では非常勤講師や障害児学習指導員の配置、そして小中一貫教育の推進など、教育環境面での充実をさらに進めていきたいというふうに考えております。こうしたことから、給食費の無料化につきましては、現状では困難というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） ご答弁のとおり、本当に日本は教育予算が大変少なくて、先進諸国では最低クラスです。勤務されている職員の方ではこういうところで苦勞が多いことだろうと思います。それなのに財務省は、公立小学校1年生にせっかく導入した35人学級を2015年から、財政が厳しいからまた40人学級に戻すというんですね。全く子供の教育よりもお金ということで、この国はやがて亡びるのではないかなというふうに心配がございます。

学校給食への就学の援助費をせめて拡大してほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

学校給食費につきましては、就学援助制度というものがございます。こちらのほうは要保

護世帯、そして準用保護世帯ということで認定をしてございます。その中で、学用品であったり、学校給食費であったりというものが支給をされているところでございます。

その中で、学校給食費につきましては、那珂市の場合ですと小学校で4,100円、中学校ですと4,500円ということで、この要保護、準要保護とも就学援助費で全額補助されているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 困窮している家庭にとっては大変助かる制度です。小学生2人、中学生1人を持つ家庭ですと、月1万2,700円、これが就学援助費からいただけるわけですから、大変いい制度です。今、ひとり親世帯で平均年収は180万円だそうです。月15万円、そこから毎月学校給食費が1万2,700円引かれてしまったら、本当に家賃とか生活費がどうなってしまうだろうと大変心配するところです。

生活保護を基準に決めるということですが、那珂市は生活保護の何%ぐらいを基準に決めておりますか、準要保護を。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

就学援助費の認定につきましては、生活保護世帯を要保護、そして生活保護に準ずる世帯を準要保護ということで認定をしているところでございます。こちらの準要保護の基準といたしまして、生活保護世帯の何点何倍というような具体的に数字は持ってございませんけれども、真に生活に困っているような状況の世帯に対しまして、民生委員さん等のご意見をいただきながら最終的な認定をしているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） この生活保護の基準をもとに、大体改悪される前は1.3%が準要保護と認定されたわけですがけれども、この生活保護そのものが今切り下げられている。それで連動して準要保護も非常に下がってしまった。1.1%に割合も下げられてしまったということで、大変苦しい状況なんです、ほかは、東京都なんかは1.2%、それから高いところでは1.8%の率で準要保護を決めているということです。

それで、那珂市では要保護はどういうふうになっていますか。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

ただいま議員さんのほうからお話がありました1.2%から1.8%、これは倍かと思えます。1.2倍から1.8倍かというふうに認識をしております。

那珂市の場合の準要保護の認定基準でございますけれども、先ほども答弁いたしましたように、この生活保護の1.2から1.8倍というような基準ではなくて、真に生活に困窮してい

るというような状況が民生委員さん、あるいは学校のほうからそういった状況が確認された場合に、審査をして認定をしているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 非常に那珂市は要保護、準要保護の認定が低いんですね。そして、資料を見ますと平成20年度と比較してほとんどふえていないんです。例えば平成20年度には要保護が11、準要保護が170、合計181であったものが、現在、平成26年度は180なんです、合計で。そうするとマイナス1ですよ。このところずっと貧困の問題が騒がれているのに、どうしてこういう数字になってくるのだろうと非常に不思議に思うんですが、何かこれにはわけがあるのですか、お伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

こちらの資料で、例えば小学校のほうで見ていただきますと、平成20年は105名、そして平成22年になりますと84名という状況ですけれども、26年度で申しますと112名ということで、数字のほうはその年、年によって数字が推移しているという状況でございますが、この数値が横ばい、あるいは増減があるということに対しての理由というか、そちらのほうまでは詳細は把握はしてございません。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） やはりここにはね、何かちぐはぐな数字が出てきているなという感じがします。生活保護、これは茨城県の県議会報告なんです、そこに出ておりますのは、茨城県は財政力は全国で8位なんだそうです。ところが生活保護率は全国の半分ですね。13年3月で保護率が8.8、全国の保護率は17なんです。半分なんです。どうしてこんなに茨城というのは保護率が少ないんだろう、財政が豊かなのかなと思うんですよ、財政力8ですから。だから保護を受ける人が少ないのかなと思うと、いろんな子供の教育費を見るとワーストクラスなんですね、全て。

そうすると、これはどこかに何かがあるのかなと疑わざるを得ないんです。この県の報告を見ますと、県内の生活保護世帯は1万9,000世帯を超え、そのうち高齢者世帯が47.6%、これは13年4月時点で占めています。窓口で就労や親族などの援助を求める申請を受け付けない事例も横行しています。茨城県の保護率は全国平均の約半分にとどまっています。13年8月からの生活扶助費の大幅削減に水戸市内で生活保護費を受給する90世帯が知事宛てに不服審査請求書を提出しましたと、こういうことが出ています。申請の門前払いが横行していると。もう窓口で、ああ、だめだよと言われちゃう。そういうことで低いんじゃないかと。

それから、茨城県民の意識として、人の目を気にする。あそこは生活保護を受けているんだぞ、パチンコなんかやってるとか、そういう人の目を非常に気にする県民性、こういうも

のも関係しているのではないかと思います。やはり当然憲法には、全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利があるということですから、こういう権利というものをきちんと認識していかなければならないと思うんですね。でないとも将来、子供たちが本当に貧困のスパイラルで、また貧困が生み出されるというような結果になります。ぜひ、こういうことがないようにしてほしいと思うんですね。

この改悪されたときに生活保護基準そのものが切り下げられているんですが、さらに就学援助費がまた切り下げられているということで、せめて給食費だけでも那珂市独自で拡大するために、その就学援助に適用していただけないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

先ほどもご答弁いたしましたけれども、就学援助費の特に準要保護ですね、こちらにつきましては、そのご家庭の状況等を勘案して最終的な認定をかけているというところでございます。そういった中で、最終的に認定となれば就学援助費が支給されます。そのときに、当市でいきますと学校給食費につきましては全額が給付の対象となっておりますので、そちらのほうで対応をしていきたいと。認定の際に的確な周知と認定をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 就学援助の周知徹底はどのように行っていますか。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

就学援助費制度の周知でございますけれども、毎年、新入学児童の就学時健康診断というものがございます。こちらのときに保護者に制度の説明を行ってございます。また、那珂市のホームページにおきましても周知を図っているところであります。

しかし、周知につきましてはさらに拡大をしていきたいということで、今後は、在学する保護者全員に対して、改めて学校を通して就学援助制度の案内文書を配布していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 入学時に1回だけでは、途中で離婚したり、倒産したりすることが多くなってまいりますので、これは1年に少なくとも一遍、保護者に周知徹底を図ってほしい。案内も、どういう家庭がこの基準に当たるのかということについて、きちんとよくわかるような説明文書を配布していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） 議員ご提言のとおり、保護者の方に周知を図る上では、やはりわ

かりやすい説明の内容とするべきであるというふうに考えておりますので、そういった対応をとってまいります。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） よろしくお願ひいたします。

次に、学校給食における地産地消の拡大を求める質問をいたします。

現在、米飯給食の回数が何回になっているかお伺ひいたします。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

米飯給食につきましては、週3回となっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） TPPによって日本の農業に大きな影を落としております。また、今年米価が暴落して、農業を営んでいる人は収穫の秋にもかかわらず喜ばない状況になっております。国土保全の観点からも、農業を守る必要があります。米飯給食を週5回にしてはいかがでしょうか。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

先ほども答弁いたしましたけれども、学校給食につきましては、現在、米飯を週3回、パンを1回、麺を1回提供してございます。

なお、米につきましては全量、那珂市産のコシヒカリを使用しているところでございます。

また、米飯の価格でございますけれども、米の価格の値下がりによりまして、11月からは米飯の価格も1食当たり4円から7円程度安くなってございます。しかしながら、パンと比較しますと1食当たり20円前後、また麺と比べましても15円前後高い状況になってございます。

また、学校給食につきましては、主食に合せた多様な食材を使った給食を提供することで、食文化や栄養のバランス、自然の恵みや勤労の大切さを理解させるなどの食育推進の大きな役割も担っております。

こうしたことから、学校給食につきましては、今後も米飯給食とパン、そして麺を主食として、バラエティーに富んだ安全・安心な給食を提供していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） バランスのとれた食事、今、バラエティーに富んだ給食といいますが、安全・安心な給食を提供することは、子供たちの体と心を養うのに非常に大切なことです。特に子供の食の現状は朝食欠食の児童生徒がふえている。朝食といってもトース

トとコーヒーとか、牛乳だけといった実態が大変多くなっているということです。

また、偏食傾向が強まっており、御飯よりもパン、肉類は好きだが野菜は大嫌いというのが全国的な傾向で、偏食や固食化がとどまることなく進行しているということです。アメリカ・ニューヨークでは、小麦粉製品の過食による弊害が指摘されているそうです。小麦が起す現代病として、肥満症、免疫力低下、小麦依存症などで、誘発の原因は改良小麦だそうです。つくられたふわふわパン志向で、行き過ぎた品種改良が原因だということです。日本でも小麦アレルギーが増加しており、その背景にパンやパスタの摂取増があるということです。

このような状況を見れば、朝がパンならば、昼の給食は米飯や米粉パンがよりバランスのよい食事になるのではないかと思います。

また、安全・安心の面で見ますと、輸入食品が非常に多くなっています。この輸入食品がいろいろな問題を起こしております。中国の食品会社が品質保持期限切れの鶏肉を加工製造して日本に輸出したことが発覚して、日本社会に衝撃を与えました。作業員が期限切れの鶏肉や床に落ちていた鶏肉を加工ラインに戻したり、カビが生えた腐肉を製造ラインに入れる衝撃の映像が流されたのは最近のことです。

中国食品の輸入はあらゆる食品に及んでおりまして、これは「前衛」という雑誌ですけれども、これを見ますと、中国食品の輸入で米も輸入しているんですね、7.6%。栗が67、落花生が92.3%、それにリンゴ果汁、ニンニク、ネギ。ネギなどは99.9%、結球キャベツ85.6とか、もうありとあらゆる、ハマグリやアサリまで輸入されているんですね。これはアメリカに次いで第2位の輸入だそうですけれども、こういう輸入食品が外食産業に横行しているということです。

こういう食品は、輸入されるときに、日本の企業が向こうで栽培しておりますから、余りチェックされていない。せいぜい10%。その10%も民間会社がチェックしているので、ほとんど3%ぐらいしかチェックされていないんじゃないかと、こういうことが書かれております。恐ろしいことだなというふうに思うんですけれども、那珂市では那珂市産の農作物を給食に利用しております。資料を出していただきましたけれども、これを見ますと、那珂市産の農産物の使用料は17.06%です。非常に低い。そういう結果になっておりますけれども、ぜひ那珂市産を使っしてほしいと思いますが、これはどういう問題があつてこのように低くなっているのかお伺いします。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えを申し上げます。

学校給食全体で見ますと、茨城県産のほうは50%前後を使用しております。那珂市産につきましては、今議員がおっしゃいましたように17.06%という状況でございます。こちらの那珂市産の特に野菜等をもっと使いたいというのが給食センターのほうでも考えているところではございますけれども、やはり集荷の中心となるJAさんのほうで、なかなか農家の

ほうの高齢化あるいは後継者不足等もございまして、給食センターのほうで希望する量がなかなか出荷できないというようなこともございまして、こういった17%で推移しているという状況でございます。

こちらのほうは、そういった体制ができれば、もっともっと伸ばしていきたいという考えではおります。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 那珂給食センターは何食ぐらい今つくっていますか。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） 那珂センターにおきましては、処理能力としては6,000ということでございますけども、現在4,200食をつくってございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 4,200食の食料、例えば果物ですね、これの粒をそろえる、大きさがそろわないとだめですからね。そうすると4,200もの数をそろえるというのは非常に大変なことです。瓜連でも1,200食があるけれども、これもなかなかそろわないということが言えます。ところが、この地産地消を進める上で、そういう数とか量、粒の均等しているものかどうか、そういうものを使うのには給食センターではとても不可能なんですね。ですから、私は自校方式を勧めたいんです。自校方式というのは、自分の学校の生徒に食べさせる給食はその学校でつくると。これは私たち経験していますけれども、非常に小回りがきく。あそこの家で梨をつくっているから梨をおさめてもらおうと、こっちはブドウをつくっているからブドウをおさめてもらおうと、地域の果物でも何でも使えたわけです。ところが何千食もになると、これは容易なことではございません。なかなかそろわない。やはり自校方式がいいのではないかと思うんですね。

先ほどからも防災の問題が出ておりますけれども、小中学校は避難所の拠点になっております。ですから、そこに煮炊きができる施設があれば非常に助かるということです。センター2カ所では、道路が寸断されて行けないというようなことになると、やはり施設があっても機能できない。そういう観点からいっても分散した自校方式、これが非常に、それから地産地消で地元のものを使うのにも非常にいい。それから、地元の人が給食室へ持ってくる、そうすると子供たちが、あのおじさんとか、おばさんとかって非常に顔なじみになります。それから、給食をつくるおばさん、おじさんもいるかもしれませんが、こういう人たちも子供たちと接触することによって、おいしかったよと言われると、また、大変でもじゃ頑張るかという気持ちになって、人間的な交流もうまくいく。子供たちもやる気が出てくるということで、自校方式は非常にいいわけなんですね。

今はすぐ、自校方式といってもできないので、瓜連の給食センターですね、これは比較的、

自校ではなくても地産地消の食材をつくるのには可能な施設かなと思うんですけども、この瓜連の給食センターは、何か噂によりますと廃止されるんだよと、那珂給食センターに統合されるんだよというお話を聞いておりますが、これはどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

瓜連給食センターにつきましては、新市まちづくり計画におきまして、新市において統合することで調整するというようなことになってございます。また、平成22年8月になりますけれども、行政評価の外部評価におきましても統合の必要性を指摘されたところでございます。

これらを受けまして、平成24年度に3回の学校給食センター運営委員会を開催いたしまして、この統合について協議を重ねたところでございます。その中で、瓜連給食センターが1日最大で1,200食の供給能力ということになっております。万が一災害が発生した場合に、那珂市全体の児童生徒数分の給食を賄えないというようなこと、そして近年の児童生徒数の減少、さらには、瓜連センターについては借地になっておりますので、その契約の関係もございまして、平成29年度を最終年度として那珂給食センターに統合するというところで、学校給食センター運営委員会において結論をいただいているところでございます。

こういったことから、瓜連給食センターの借地契約が切れる平成30年3月を一つの期限として、目安として統合を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 瓜連町と那珂町が合併するとき、この瓜連給食センターと那珂給食センターが統合する話が出ておりました。今度もまたそういう話が出ているようですが、その統合しなくてはならない理由ですね、それはどういうことなんですか。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

まず、先ほど申しましたように、両センターの処理能力というものがございます。また、瓜連給食センターにおきましては業務開始以来15年目という状況でございまして、厨房機器やボイラー等についても、そろそろ故障の懸念がされるところでございます。

一方、那珂給食センターにつきましては業務開始以来21年ということで、こちらのほうが古いわけでございますけれども、これまで瓜連給食センター等の統合を見据えた厨房機器の更新を行ってきているところでございます。

こういったことから両センターを統合していきたいと。そして業務の集約によって管理運営に係るもろもろの経費の削減を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 処理能力が少ない、子供も減ってきている、だったらもう地産地消にはもってこいじゃありませんか。少ないほうが地産地消やりやすいんです。地元でできた安全な野菜を食べさせられるんです。非常に子供にとって、健康にとっていい条件がそろってきたということです。もし給食センターの老朽化、借地権、こういうものはお金で解決できるわけですね。借地権は延ばせばいいし、それから老朽化してきたならば、これがチャンスと自校方式にすればいいんです。

今、小中一貫校なんていう話も出ておりますので、小中一貫校になれば、そこにこの新しい給食センターをつくれば非常においしい、温かい、安全な給食がつけられるわけです。なぜそちらのほうに視点を置かないんでしょう。効率効率と言いますが、多ければ多いほど安全な食品は提供できないんですよ。これは給食の栄養士さんたちが言っております。昔、袋の味、おふくろの味じゃなくて袋の味です。袋につまっているものをぼんぼんぼんと分ける、そういう形になってしまう。どうしてもそうせざるを得ない。数と配布する時間とを比べるとそういうことになる。ですから、5,000食、6,000食なんてとんでもないですよということで、私も瓜連の給食センターが合併すると、統合するということに反対をしまして、今までそのまま持続されてきているかと思うんですが、やはりここは視点を変えていかなければならないと思うんです。

まず、経済第一なのかどうか。外部評価でも、これが統合されるようにという評価が出ているということですが、給食の目的は人格の完成にあるんです。そして、国家及び社会の形成者、主権者として資質を養うと明確に学校給食法にも位置づけられておりますように、経済効率じゃなくて、いかに立派な人間をつくり上げるか、その一環が学校給食なんです。この児童生徒が減少している今こそ、そういうチャンスではないんでしょうかね。

それで、私は、この学校給食センターを地産地消の拠点にしたい、特に瓜連地区の農業とあわせて給食センターを地産地消の拠点にしてはどうかというふうに思うんですが、この点について伺います。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

地産地消の促進というのは大変重要な課題であるというふうに認識をしております。こちらの地産地消の推進につきましては、瓜連センターにとどまらず、やはり那珂市の給食センター、学校給食として取り組んでいくべき問題というふうに捉えておりますので、統合によりましても、この地産地消がさらに拡大するように、関係する、例えばJAあるいは農家、そして行政等々、そういった組織あるいは体制、仕組みづくりをしていく必要が今は求められているのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） そのような方向でぜひ進めていただきたいと思います。

先日、第3回那珂市の農業を考える「元気ナカむらづくり塾」「心でつながる元気でおいしいナカ」というタイトルで11月20日午後1時半かららぼーるで開催されたということですね。私も、ぜひこういうことは傍聴したいと思ったんですが、傍聴できませんでした。塾長が那珂市副市長の松崎達人さんとなっておりますので、これに参加された感想ですね、この地域の方がどういうことを考えておられるかお伺いいたします。

いきなりですけど、すみません。

○議長（助川則夫君） 副市長。

○副市長（松崎達人君） 突然のご指名なので、ちょっと驚いておりますけれども、せんだっての那珂市の農業を考える集い、前回も私、コーディネート役で参加させていただきました。今回はパネルディスカッションということで、パネリストの一人ということで参加させていただいた次第でございます。

基本的に、那珂市の農業を元気にするためにはどのような考えが必要なのかということで、さまざまな立場の方にご出席いただきました。実際に那珂市で外から来て農業をされている方、また親の代から那珂市で農業をしていて、次世代を築いた後継者クラブの方等々の意見、重要な意見がありました。

本日の木村議員のご質問は、その学校給食、またその地産地消という観点でご質問をいただいておりますけれども、まさにその中の地産地消、みずからつくって、みずから食べる部分、これについても、その中でさまざまなご意見をいただきました。自分たちでつくっているものをどのように愛情込めてつくるか、あと、それをどういうふうにPRして売っていくか、そういったところがちょっと中心だったものですから、ご質問の趣旨とはちょっと違うかもしれませんが、私も含めて、その次世代を担う新しい農業を経営している方々、自分たちの商品また製品、その農作物に誇りを持ってPRしていきたいと、また消費していきたいというような意見が多数の意見でございました。

すみません、ちょっとまとまりなくて申しわけございませんが。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） このことが今度関東大会で、来年3月に行われる全国大会の代表となるということが書かれておりましたけれども、やはり那珂市は基幹産業が農業です、そこで働く人たちが、やはり自分たちがつくったものが皆さんに食べられて、喜ばれて、健康づくりができれば、もう本当に住みよい那珂市になると考えているわけです。ですから、これはどんどんと進めていっていただきたいと思います。

2014年は国際家族農業年と定められたそうです。家族農業が故郷と地球を救うということで、2014年は国連が定めた家族農業年です。世界的な飢餓撲滅や自然の保全にとって家族農業や小規模農業がとても重要だとして、その可能性を強調するために定められました。

開発途上国だけでなく、先進国でもその役割が見直されています。日本でも家族農業が大きな役割を果たしていますということで、日本社会を支える家族農業、このことが強調されております。

その中で、愛知学院大学経済学部の講師の関根佳恵さんという方は次のように述べております。国際社会による家族農業や小規模農業の再評価と積極的支援に向けた取り組みはまだ始まったばかりであり、今年はまさに世界の家族農業元年と言っても過言ではありません。日本でも、こうした世界の潮流を理解し、家族農業や小規模農業を日本の農政の中にしっかりと位置づけていくことが求められていますと。その一助として、学校給食ということを考えていけばいいのではないかと思います。その考えについて、突然ですけれども市長の見解をお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） ただいま世界農業何とかですか、家族農業が地球を救うということなんですけれども、確かにおっしゃるとおりで、私の家も5反歩ぐらいの水田をやって、同じぐらいの畑があります。母親が野菜関係を、ほとんど買わないで自分のところで栽培して自分で食べる。農薬もちろん極力抑えてやるわけですね。ですから体にいい食材を自分のほ場で生産できるということ。また、田んぼとか、昔は段々田んぼなんかもあったんですよ、棚田というんですか、ああいうところも大雨のときに水をためて、天然といいますか、水田そのものがダム役を果たす。一気に河川に水が流れていくのを調整する。そういうのもありますので、家族でやる農業というのは、これから本当に見直されてくるんじゃないかというふうに思っております。

それと、給食センターの自給率、これも極力——もうちょっと上がると思うんですね。なかなか規格とか、それに合せて、機械でむくの形がそろわないといけないとか、そういうのもありますので、そういったものをどうしたらもうちょっとクリアできるか、そういったことを検討しながら、その地産地消の率を上げていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 質問を終わります。

○議長（助川則夫君） 以上で、通告5番、木村静枝議員の質問を終わります。

---

### ◎散会の宣告

○議長（助川則夫君） 本日は議事の都合によりこれにて終了し、残余の一般質問は来週、12月1日に行うことにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 4時07分

平成26年第4回定例会

# 那珂市議会会議録

第3号（12月1日）

## 平成26年第4回那珂市議会定例会

### 議事日程(第3号)

平成26年12月1日(月曜日)

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案等の質疑
- 報告第16号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)
- 報告第17号 専決処分について(平成26年度那珂市一般会計補正予算(第4号))
- 議案第62号 那珂市立小学校・中学校設置条例の一部を改正する条例
- 議案第63号 那珂市いじめ問題対策連絡協議会等条例
- 議案第71号 平成26年度那珂市一般会計補正予算(第6号)
- 議案第72号 平成26年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)
- 議案第73号 平成26年度那珂市公園墓地事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第74号 平成26年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第75号 平成26年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3号)
- 議案第76号 平成26年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議案第77号 平成26年度那珂市水道事業会計補正予算(第3号)
- 議案第78号 市道路線の認定について
- 議案第79号 市道路線の廃止について
- 日程第 3 議案等の委員会付託
- 日程第 4 請願の委員会付託

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### 出席議員(21名)

1番	筒井かよ子君	2番	寺門厚君
3番	小宅清史君	4番	助川則夫君
5番	綿引孝光君	6番	木野広宣君

7番	古川洋一君	8番	中庭正一君
9番	萩谷俊行君	10番	勝村晃夫君
11番	中崎政長君	12番	笹島猛君
13番	君嶋寿男君	14番	武藤博光君
15番	遠藤実君	16番	福田耕四郎君
17番	須藤博君	18番	加藤直行君
19番	石川利秋君	20番	木村静枝君
22番	木内良平君		

欠席議員（1名）

21番 海野進君

地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野徹君	副市長	松崎達人君
教育長	秋山和衛君	企画部長	関根芳則君
総務部長	宮本俊美君	市民生活部長	秋山悦男君
保健福祉部長	萩野谷康男君	産業部長	助川保彦君
建設部長	岡崎隆君	上下水道部長	樫村悦雄君
教育部長	会沢直君	消防長	豊島克美君
会計管理者	野上隆男君	行財政改革推進室長	車田豊君
危機管理監	石井亨君	農業委員会事務局長	樫村武君
総務部次長	川崎薫君		

議会事務局職員

事務局長	城宝信保君	書記	横山明子君
書記	萩谷将司君		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（助川則夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名であります。欠席議員は、21番、海野 進議員の1名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（助川則夫君） 議案等説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に報告したとおりであります。

なお、出席者名簿については、2日目に配付したとおりですので、ご了承願います。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

---

◎一般質問

○議長（助川則夫君） 日程第1、11月28日に引き続き一般質問を行います。

これより順次発言を許します。

---

◇ 木 野 広 宣 君

○議長（助川則夫君） 通告6番、木野広宣議員。

質問事項 1. 地域包括ケアシステムについて。

木野広宣議員、登壇願います。

木野議員。

〔6番 木野広宣君 登壇〕

○6番（木野広宣君） 改めまして、おはようございます。

議席番号6番、公明党、新政会、木野広宣でございます。

通告に従い質問をさせていただきます。

今回は地域包括ケアシステムについての質問をさせていただきます。

団塊の世代が75歳以上になる2025年には、全世帯に占める高齢者のみの世帯、単身、夫婦の割合は2010年の20%から約26%になると予想されております。

また、日常的に介護が必要な認知症高齢者も280万人から470万人に達するとみられております。

また、2012年には2.4人で高齢者1人を支えていた時代が、2050年にはほぼ1人に1人の高齢者を支える肩車型の超高齢社会へ移行すると予想されております。

一方で、厚生労働省の調査では、介護を受けながら自宅で暮らしたいと望む高齢者が74%に達しております。増加する一方の社会保障費、不足する介護の担い手という超高齢社会にあって、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられる新しいケアシステムの構築が必要となってきております。

地域ケアシステムとは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を送れるよう、一体的に医療や介護などの支援サービスを受けられるシステムを整備していくことであります。そのためには、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援の5つの要素が一体的に提供される必要があります。

具体的には、まず高齢者のプライバシーと尊厳が守られた住まいが基盤となっております。そして、心や体の能力の低下や経済、家族関係の変化があっても、住みなれた地域で暮らし続けられるようNPOなどが中心となった食事サービス、声かけや見守り活動などの生活支援、介護予防が図られることが必要となります。

この地域包括ケアシステムは、高齢化の速度、家族構成が地域によって異なることから、地域の特性に応じて、おおむね2025年を目途に整備されることを目標としております。平成12年4月、高齢化の進展に伴う要介護高齢者の増加、介護期間の長期化や介護する家族の高齢化などの課題を解決するため、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして、介護保険法が創設され15年が過ぎようとしております。その間も高齢化は着実に進み、平成24年8月、我が国の高齢者数は3,058万人、高齢化率は24%、また要介護状態になる確率が高いと言われる75歳以上の高齢者数は1,511万人となり、10人に1人が75歳以上という状況です。

今年度は高齢者保健福祉計画の策定年度となっておりますが、那珂市の高齢者の現状はどのようなようになっておりますか。

また、今後の見込みについてもあわせてお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） お答えいたします。

平成26年4月1日現在、本市の65歳以上の高齢者数は1万4,903人、高齢化率は26.7%でございます。このうち、75歳以上の高齢者数は7,170人でございます。

また、将来推計ですが、団塊の世代が75歳以上になる平成37年には、高齢化率が34.8%、65歳以上の高齢者数は1万7,265人、そのうち75歳以上の高齢者が9,984人と推計し、11年

後には前期高齢者よりも後期高齢者が約2,700人多くなると見込んでおります。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木野議員。

○6番（木野広宣君） 本当に平成37年には推計で約2,800人ぐらいがふえるということですね。

それでは、要介護認定者の現状及び将来の推計についても伺いたします。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） お答えいたします。

平成26年9月末現在で、要介護認定者は2,229人、要介護認定率は15.0%でございます。

介護度別に申し上げますと、要介護5の方が265人、要介護4が282人、要介護3が393人、要介護2が492人、要介護1が422人、要支援の方が375人いらっしゃいます。

また、将来の推計ですが、平成37年には現在よりも929人増加し、要介護認定者数は3,158人に、要介護認定率は18.3%になると見込んでおります。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木野議員。

○6番（木野広宣君） やっぱりかなりふえているということになると思います。

このような状況の中で、国では平成17年、明るく活力ある超高齢化社会の構築、制度の持続可能性、社会保障の総合化を図るために、予防重視型システムへの変換、予防給付の創設、地域支援事業の創設や新たなサービス体系を確立するため、地域密着型サービスや地域包括支援センターを創設するなどの改正が行われました。

また、平成23年の改正では、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援などが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現に向け、医療と介護の連携強化、介護人材の確保とサービスの向上や認知症対策の推進などの改正が行われてきました。

そして、今年さらなる改正が行われるということですが、その改正の内容はどのようなものなのか伺いたします。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 今般の介護保険制度の改正案の概要についてお答えいたします。

主な改正点は大きく分けて2つございます。

まず1点目は、地域包括ケアシステムの構築の推進です。高齢者がいつまでも住み慣れた地域で、安心して日常生活が継続できるようにするために、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実、医療と介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実・強化など、医療、介護、生活支援、介護予防、住まいの充実を図ろうとするものでございます。

また、その中で重点化、効率化を進めるものとして、要支援1、2の方に対する介護予防サービスのうち、訪問介護、通所介護サービスについては、市が実施する地域支援事業に移行し、多様化させるというものです。

この見直しにより、既存の介護事業所による現行のサービスに加え、民間企業、NPOや住民のボランティアによる多様なサービスの提供が可能となると考えております。

さらに、特別養護老人ホームの新規入所者の基準が、原則として要介護3以上に引き上げられます。

次に、大きな2点目は、費用負担の公平化を図る観点から、低所得者の保険料の軽減割合について、現行の5割から7割に拡充することや、一定以上の所得のある方の利用者負担を現行の1割から2割とすること、また、低所得者の施設利用の食費、居住費を補填する補足給付の要件に、預貯金等の資産要件を加える内容となっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木野議員。

○6番（木野広宣君） 説明ありがとうございました。

今の答弁の中で、地域ケア会議というワードが出てまいりましたが、地域ケア会議とはどのようなものなのかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 地域ケア会議についてご答弁申し上げます。

地域ケア会議につきましては、今般の法改正で制度的な位置づけがなされました。地域包括ケアシステムの実現・推進のために、この地域ケア会議は大変有効なツールであるとし、さらなる取り組みを進めることとされております。

現在、本市におきましては、3つの地域包括支援センターにおいて日常生活圏域高齢者ネットワーク会議をそれぞれ年3回定期的に開催しております。

この会議は、まちづくり協議会委員、民生委員、児童委員、市社会福祉協議会職員、介護・医療関係職員、警察・消防職員などの多職種で構成され、地域で抱える支援困難ケースの支援方法について、またさまざまな立場から解決に向けた検討を行っております。

地域課題の把握や社会資源の開発に向けた話し合いも行っており、このネットワーク会議が地域ケア会議の役割を果たすものになると考えております。

今後は、それぞれの日常生活圏域で浮き彫りになった地域課題を、地域づくりや政策につなげていくため、市レベルの協議体である地域包括支援センター運営協議会にその機能を持たせていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木野議員。

○6番（木野広宣君） ありがとうございました。

ぜひ、今後も地域ケア会議の推進をお願いいたします。

那珂市は地域包括支援センターが3つもあり、茨城県の他市町村に比べて地域の高齢者に手厚い支援体制がとられると感じております。今後、地域包括ケアシステムの構築に向け、地域包括支援センターの人員配置を含め、どのように機能強化を図っていくおつもりなのかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 地域包括支援センターは、現在、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員の3人の専門職員を配置し、担当圏域内高齢者の心身の健康保持及び生活の安定のため、総合的な相談事業や介護予防事業、いわゆる包括的支援事業を一体的に行っているところです。

地域包括支援センターが行う包括的支援事業の人員基準等につきましては、国が定める基準に基づいて行っているところですが、第3次地方分権一括法の成立により、今後は市の条例で定めることとなっております。

参考までに、平成25年度県内市町村ごとの地域包括支援センター設置数等の状況を申し上げます。

1カ所設置が35市町村、2カ所が6市、3カ所が那珂市とひたちなか市の2市、4カ所が日立市のみ1市です。

県内32市の人口10万人当たりの地域包括支援センターの設置数で見ますと、那珂市、常陸大宮市、小美玉市、坂東市の順となり、本市が最も多く設置している状況でございます。

地域包括支援センターの機能強化につきましては、次期高齢者保健福祉計画におきましても、地域包括ケアシステムの構築・推進は大きな柱とし、その中心的な役割を担っていくのが地域包括支援センターであると考えております。

このような方針のもと、地域包括支援センターの機能強化は、今後取り組むべき重要な課題であることから、市と地域包括支援センターの役割分担を明確にし、緊密な連携体制を図るとともに、適切な人員の確保と、効果的かつ安定的なセンター運営ができるよう、PDCAサイクルなどを取り入れながら、地域包括支援センターの機能強化に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木野議員。

○6番（木野広宣君） ありがとうございます。

さらなる地域包括支援センターの機能強化を要望いたします。

それでは、2番目の質問、認知症高齢者対策についてお伺いいたします。

認知症は脳の細胞が減少したり、血管が詰まるなどして大量に減少したりして、記憶、計算や判断力などが著しく低下する病気で、アルツハイマー型認知症、血管性認知症、レビー小体型認知症などの種類があります。

厚生労働省では、要介護を受けている65歳以上の高齢者のうち、認知症高齢者の数は平成

27年は345万人、平成37年には470万人になると見込んでおります。

茨城県で見ると、平成27年が約8万人、平成37年には11万人を超えると予測しております。さらに、介護サービスを利用していない軽度の認知症の高齢者を加えると、平成24年の推計では高齢者の約15%に当たる462万人の方が発症している状況であります。

那珂市の認知症の現状及び今後の予測についてお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 認知症高齢者数は平成22年には920人でしたが、平成26年4月1日現在、4年間で約300人増加し約1,200人いると見ております。

また、平成37年にはさらに790人ほどふえ、約2,000人になると見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木野議員。

○6番（木野広宣君） 市では今後ますますふえつつける認知症高齢者の対策として、どのようなことを行っていくのかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 現在、本市では認知症の正しい理解の啓発を図るため、認知症サポーターの養成講座を実施しているところでございます。

平成26年度につきましては13回予定しておりまして、11月末現在、市の認知症サポーターの数は555人となっております。

また、茨城県が実施主体となり、認知症サポーターを養成するための講師役となるキャラバンメイトの養成講座を実施しております。那珂市からは今年度2人が受講予定で、既に資格を有する者は地域包括支援センター職員の6人を含め、市全体で18人のキャラバンメイトがおり、今後も一般市民に対する認知症の理解を促進できる人材の養成に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木野議員。

○6番（木野広宣君） ありがとうございます。

キャラバンメイトの方がもう少しやっぱりふえることを願いたいと思います。

最近の報道で、認知症高齢者の徘徊による問題がクローズアップされております。徘徊で行方不明になったり、交通事故に巻き込まれたりするケースがあります。中には認知症高齢者が電車にひかれて、その家族が賠償命令を受けるなどの痛ましいケースもあります。

茨城県では平成26年8月1日、茨城県徘徊SOSネットワーク連絡調整実施要綱が作成されたと聞いております。市では、現在どのような進捗状況なのかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 徘徊SOSネットワークにつきましては、現在、防災課をはじめとする市の関係部署及び県や警察などの関係機関や、民生委員、児童委員、自治会な

どと連携・協力して、高齢者の見守り体制を強化する仕組みづくりを検討しており、今年度中にはそれらを取りまとめ、徘徊SOSネットワークの実施要項を策定していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木野議員。

○6番（木野広宣君） 確かに防災課の方が防災無線を通して呼びかけをされていることは重々承知しております。それでも、ぜひ緊急連絡網の確立をお願いしたいと思います。

それでは最後に、那珂市の介護給付と保険料の推移についてお伺いいたします。

初めに、過去5年間の介護サービスの給付費及び保険料についてお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 介護給付費の実績について保険給付費と地域支援事業費の合計の決算額で申し上げます。

平成22年度が約31億7,500万円、平成23年度33億8,080万円、平成24年度36億6,840万円、平成25年度約38億2,090万円、平成26年度は約40億7,000万円になると見込んでおります。

また、介護保険料の推移については、合併後の平成18年度から20年度、第3期ですが3,550円、平成21年度から23年度、第4期が3,850円、そして現在第5期ですが保険料は4,940円となっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木野議員。

○6番（木野広宣君） では、現在、次期介護保険事業計画を策定する中で、それらの介護給付実績に基づき、平成27年からの3年間の保険料を設定していると思います。国の指針では、中長期的な視野に立って、2025年まで介護サービス給付費や保険料を見込み直しをなさいますと思いますが、それらの推計は適切なものかどうかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 現在、介護保険事業計画を策定しているところですが、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、中長期的な視点に立って介護サービスの給付費や保険料を試算しております。

次期、第6期の保険料については、現在策定作業中であるため、現時点では申し上げることはできませんが、推計に当たりましては介護給付費の実績額をサービスごとに人数や回数等の分析を行ったほか、高齢者人口や要介護認定者数の推計、制度改正に伴うサービス量の移行分や、市の政策的な部分などを総合的に勘案して行っているところであり、適切な推計であると考えております。

次期高齢者保健福祉計画につきましては、3月の議会でご報告する予定ですが、那珂市総合計画後期基本計画の「健やかで生きがいをもって暮らせるまちづくり」を基本理念とし、策定作業を進めてまいります。

議員ご提言の地域包括ケアシステムの推進などを柱として、高齢者に対する各種施策を展開することにより、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすことができ、また要介護状態になったときでも、可能な限り在宅での生活を支援し、地域の高齢者がお互いに支え合い、生きがいを持って暮らせることができるよう計画を策定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木野議員。

○6番（木野広宣君） 前向きなご答弁ありがとうございました。

地域包括ケアシステムの課題はまだあります。医療、介護、生活支援、住まいの全体像がわかりにくい、また一方で個別のことに議論が集中すると、地域包括ケアシステムとして機能するかとの懸念も出ております。

また、県、市町村で取り組む姿勢にも差異が出て、地域包括ケアの守備範囲にも差異が出ております。支え合う地域である地域支援事業、地域包括ケアシステムの地域資源の把握や連携をどのぐらいの精度でできるのか、医療機関の理解と連携、在宅医療や在宅介護、さらにかかりつけ医や総合健診についての取り組み、患者や介護者、その家族の施設入居希望と在宅医療、介護推進の納得の調和、緩和ケアと終末医療への理解と対応などがあります。

住み慣れた地域の中で最後まで暮らすためには、このようにさまざまな問題があり、その問題に連携し解決していく必要があることは言うまでもありません。

先日の新聞にも認知症患者を地域でいかに支えるかが大きな課題となっている、また認知症に対する社会の理解はまだまだ進んでいない、認知症になっても地域で住み続けられる環境をつくっていききたい、そして認知症対策は地域全体で取り組むべき課題であるともありました。

先ほどの答弁にもありましたが、地域の高齢者が互いに支え合い、生きがいを持って暮らせることができるようになることを念願し、私の質問を終了させていただきます。

○議長（助川則夫君） 以上で通告6番、木野広宣議員の質問を終わります。

---

#### ◇ 石 川 利 秋 君

○議長（助川則夫君） 続きまして、通告7番、石川利秋議員。

質問事項 1. 久慈川栗原釣場運営について。 2. 道路行政について。

石川利秋議員、登壇願います。

石川議員。

[19番 石川利秋君 登壇]

○19番（石川利秋君） 議席番号19番、石川利秋でございます。

通告に従いまして一般質問を行います。

まず最初に、久慈川栗原釣場運営についてお伺いいたします。

栗原釣場運営協議会は、昭和39年4月1日に発足して52年が経過しております。

それでは、資料1をごらんください。

この資料は平成元年度からの入り込み客数と那珂市からの参加者数であります。

私は平成15年度の観光協会の総会において、本町の釣り大会参加者数についてただしたところ、市町村別内訳については調査されていないことが判明し、平成16年度から調査することになりました。平成16年度も参加者は113名ですが、合併前の市町村別で東海村が6名、里美村が1名、谷和原村が1名、金砂郷村が11名、瓜連町が2名、大宮町が5名、高萩市が1名、日立市が10名、ひたちなか市が11名、水戸市が8名、那珂町は20万円の負担金を支出しているが15名であり、事業の内容や効果に問題があります。

ここで伺います。

平成元年度から平成26年度間で、那珂市は負担金を439万4,000円支出しております。それでは、昭和39年度から昭和63年度までの25年間で何百万円ぐらい負担しているのか、また25年間の入り込み客数等についてお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） お答えいたします。

平成元年以降の負担金と入り込み客数につきましては、お手元に配付されました資料1のとおりでございますが、それ以前の数字につきましては、事務局の常陸太田市にも確認をしましたところ、残念ながらないということでございますので、把握できておりません。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） 全く本当にしっかりとそこいらの資料等残されていないということは残念であります。

また、久慈川栗原釣場運営協議会会則第1条の（目的）において、釣り客の誘致と資源の開発を図り、もって常陸太田市と那珂市観光事業の一助に寄与することを目的としますが、那珂市観光事業にどのような効果があったのかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） お答えいたします。

議員ご指摘の久慈川栗原釣場運営協議会につきましては、この目的達成のために行う事業を会則で定めており、その中には釣り大会の開催だけでなく、釣場の広報と釣り客の誘致、施設の整備や管理、魚類の放流と保護増殖、入漁券の委託販売などの各種の事業を行っております。

そうした事業の実施が県内でも有数のヘラブナの釣りの名所として広く県内外に知られることとなり、年間1万人程度の釣り客が来場されているところでございます。

さらに、栗原のため池は久慈川の旧河川がせきとめられてできた県内でも珍しい三日月湖でもございます。

また、ため池を含めた周辺地域は、動植物にとりまして優れた自然環境が残されており、自然環境を学ぶ学習の場としても注目されているところでございます。

そうしたことを考えますと、栗原釣場は那珂市のイメージアップ、そこから周辺地域への回遊効果、あるいはそれらに伴い波及する経済効果など、観光事業に対しては効果があると考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） 年間1万人程度の釣り人が来場されたとのことですが、聞くところによると、500人ぐらいの同じ方が、年間20回ぐらい来場されたのではないかと聞いております。

また、その釣り人が来場されても、那珂市への経済効果や観光事業等に対し効果があったとは考えられません。

栗原釣大会については、平成17年第2回定例会において、本市からの参加者がチラシ等で広報し、また商品等を出しても少ない要因について、経済環境部長にお伺いしたところ、部長は多くの国民は余暇時間はあらゆる趣味等に生かして、それぞれ自分の時間を有意義に過ごしているのが実情ではないかと、また同じ釣りにしても、川釣りの方、海釣りの方なども分かれており、さらに久慈川栗原釣場の場所が那珂市と常陸太田市との境にあるため、チラシ等で広報しても関心が薄いのではないかと考えられる、このような状況が参加者が少ない要因ではないかと答弁しております。

私は平成11年第1回定例会において、未利用ため池を住民に開放することで維持管理の協力が得られ、公的な安らぎの場を提供できるメリットがあるのではないかと提言したところ、前市長はため池の整備後、住民に管理していただくことは非常に大事なことなので、今後検討させていただくと答弁されました。

また、平成17年第2回定例会において、未利用ため池については、市が釣り場として整備し、市民に開放するなど公共物の有効活用を図り、さらに維持管理については利用者等が行い、管理費の軽減を図るべきでないかと提言をいたしました。

さらに、平成17年第4回定例会において、未利用地のため池について公共福祉のために有効的運用を図ることを提言しましたが、同じく前市長は未利用財産の活用と処分を実施項目に上げておりますので、その中で検討していきたいと答弁されております。

そこで私は、後台の津崎ため池を市民に釣り場として開放することを提言いたします。

津崎ため池については、県単ため池整備事業で事業費5,500万円、事業主体は那珂町で平成7年に整備完了しております。しかし、津崎ため池においては、長年にわたり不法投棄が行われており、市においては除草等も、不法投棄の回収等も一切行っておりません。

ここで資料2をごらんください。

このため池の釣り場としての開放に向けてのお願いについては、長年にわたり栗原釣大会に参加していた那珂市民12名の方から預かったものであります。

このようなグループに開放することにより、ため池の除草や不法投棄物回収など、未利用ため池の維持管理について協力が得られ、公的な安らぎの場を提供できるのではないかと思います。いかがなものかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） お答えいたします。

議員ご指摘の津崎ため池につきましては、平成7年度に県単ため池整備事業にて水源確保のための護岸工事を行っております。工事により管理道路等も設置しており、管理しやすいため池となっておりますが、工事以降、市では除草等は行ってございません。

釣りを目的とした方がフェンスの中に入って除草することについては大変危険でもありますので、そのような危険箇所については、管理上必要であれば市において除草を行ってまいりたいと考えております。

また、ため池は構造上深くなっておりまして、水深は1.5メートル以上ありまして危険な箇所もございます。護岸工事の際にはフェンスの設置も行いました。全国的にも農業用施設での転落事故が起きておりまして、市では立ち入り禁止の看板を設置するなど注意喚起を行っているところでございます。

通水期前には土地改良区及び水利組合等連絡協議会におきまして、農業用施設の事故防止やため池情報連絡体制を設けまして、ため池樋管管理者にも特に夏休み時期の子供たちへの注意の呼びかけをお願いしているところでございます。

津崎ため池は農業用としての施設となりますので、原則釣りを禁止しており、他の利用についての考えはございません。施設の管理については地域の皆様のご協力が不可欠であると考えております。

議員ご指摘の以前の一般質問、平成11年第1回定例会におきまして、この津崎ため池が未利用ため池であるとの答弁をしておりますけれども、先ほど答弁しましたように農業用のため池であることに訂正させていただき、おわびを申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） 釣りを目的とした方が、フェンス内に入って除草することは危険なので、管理上必要ならば市が除草を行うとのことですが、担当課に除草料及び処分費等について伺ったところ、面積が1,900平米あるので、事業費が36万3,200円とのこととあります。また、年3回除草を行えば109万円の支出となります。

そこで、私は前段でも述べましたが、未利用ため池を市民に開放することで維持管理費の協力が得られ、公的な安らぎの場を提供できるメリットがあるのではないかと提言したとこ

る、前市長はため池の整備後、市民に管理していただくことは非常に大事なので、今後も検討させていただきたいと答弁しております。

しかし、ただいまの答弁によると、以前に未利用ため池であると答弁したが、訂正させていただきたいとのことだが、担当職員が変れば答弁も変わるの納得できません。また、フェンス内に入って除草することは危険なので、市が除草することですが、下菅谷地区環境・防犯推進協議会においては、平成17年度から那珂市が管理している、みの内団地から下菅谷地区の住宅に隣接する排水路のフェンスに入って除草や竹の伐採及び不法投棄物の回収等を年に五、六回行っております。面積等についても、津崎ため池のおよそ10倍ぐらいあると思います。除草や竹の伐採及び不法投棄の回収等について、今後は市に危険であるということならば、除草や伐採及び不法投棄等の回収を行っていくなど、早急に環境保全に向けて取り組んでいただきたいと思います。

次に、道路行政について伺います。

まず最初に、道路橋の保全業務についてですが、道路橋の保全業務に当たる土木技術員がいない自治体が町で46%、村で70%に上がることが国土交通省の調査でわかりました。

全国の道路橋の7割は市町村が管理しているが、老朽化が急速に進行、点検の精度不足も指摘されており、小規模自治体の保全能力不足が浮き彫りになったと。また、調査には全市区町村の約半数に当たる848市区町村、市区が391、町が367、村が90、において回答しております。

それでは、国交省の調査に回答されたのか。また、道路橋の保全業務に当たる土木技術職員が6人以上と答えた市区は30%ですが、本市においては何人いるのか、2点について伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

国土交通省道路局からのアンケート調査につきましては、平成24年7月に橋梁の長寿命化施策に関する調査、また平成26年11月でございますが、道路ストックの点検に関する調査がそれぞれありまして回答をしております。

また、本市におきまして、橋梁管理業務に従事している土木技術者の人数でございますが、土木課管理グループ内に3名の技術者が在籍をしております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） ただいまの答弁で土木技術者は3名とのことですが、職員の点検業務に関する研修を行っているのか。また、国交省は点検方法について173市町村を抽出して、その調査結果、手の届く範囲で点検する近接目視を行うのは約2割にとどまり、他の自治体は離れた場所から見上げて橋の裏を調べるなど、距離のある場所からの目視点検で済ませており、国交省は点検の質に問題があると指摘しております。

そこで、本市においてはどのような方法で道路橋の点検を行っているのか。さらに、今後どのような保全業務を行っているのかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

まず最初に、職員の点検業務に関する研修の件でございます。

茨城県内の高速道路、国道、県道、市町村道の各道路管理者で組織されております茨城県道路メンテナンス会議主催の橋梁点検講習会のほうに出席をいたしまして、職員の点検技術の向上を図ってございます。

今年度につきましては、さる11月11日に茨城県庁におきまして開催され、橋梁点検の基礎知識等の講習と、国道50号大塚高架橋での現地実習が行われてございます。

続きまして、道路橋の点検についてでございます。

この点検につきましては、日常パトロールの中で、目視による検査を行っております。また、常磐自動車道にかかる7橋につきましては、平成24年11月にNEXCO東日本と橋梁の管理に関する確認書を締結いたしまして、日常点検をお願いしているところでございます。

さらに、本年6月でございますが、国土交通省からの通達によりまして、5年に1回の頻度で近接目視による定期点検が法的に義務づけられてございます。本市におきましては、平成28年度から平成30年度までの3カ年で186橋全部の点検を行う計画を策定しているところでございます。

続きまして、道路橋の保全業務に関するご質問でございますが、現在、管理している橋梁数でございますが186橋でございます。この中で橋長15メートル以上の橋梁につきましては23橋ございまして、木崎橋と落合橋を除く21橋につきまして、平成25年度に長寿命化計画を策定しております。

この計画につきましては、損傷が進んでから直すという対処療法型から、損傷の初期段階で直して、できるだけ長く使い続けるといった予防保全型への転換を図るものでございます。

本市におきましては、平成27年度からの10カ年計画で13橋の修繕のほうを予定してございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） 本市における橋梁数は186、また橋梁延長は1,728メートルであります。市民生活に直結する問題ですので、道路橋の保全業務については、万全の体制をとることを要望いたしまして、次に市道境界における立ち木の対応について伺います。

それでは、資料3をごらんください。

これは所有地の立ち木の対応についてを平成25年1月21日に山林の所有者に送付した資料であります。

私は、地域住民から苦情が寄せられたにもかかわらず、参考図面によると、道路幅員の境

界以外の民地に立ち木があるため、枝葉が市道にはみ出しており、車両等の通行の障害となっているので、早急に木枝の伐採等をお願いしたいということでもあります。しかしその後、木枝の伐採等が行われていないとのことで、私のところに地域住民の方から連絡があり、同年6月25日に現地確認をして、資料4のように道路境界に約30本の樹木があることが判明しましたので、担当課と協議し、資料5を作成し7月3日に再度山林所有者に送付させていただきました。

ここで伺います。資料3によると、位置図と写真を添付したとのことですが、なぜ境界杭を確認されなかったのか。また、先日地域住民の方から枝が折れ、電話線が切断されたとの連絡があり、現地確認後、担当課に電話線が切断された件について連絡いたしました。昨年7月3日以降、山林所有者と問題解決に向けて何回ぐらい、どのような協議をされてこられたのかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

境界杭の確認に関するご質問でございますが、官民境界を超えて道路用地内に入り込んでいる立ち木につきましては、どの程度道路用地内に入り込んでいるか、また車両や歩行者の通行に支障があるか否か、こういったことによりましてその対応策を決定してございます。

議員ご指摘の件につきましては、現地にて道路境界を含めた確認を行った上で、平成25年1月に資料3の様式によりまして枝の伐採等のお願いをしているところでございます。

次に、どの程度協議をされてきたのかというご質問でございますが、平成25年1月の通知の際に、所有者の方に枝の伐採等の対応はしていただいておりますが、隣接の方から再度ご要望がございましたので、平成25年7月に立ち木の伐採について記載をいたしました資料5の様式によりまして文書を再度発送してございます。

このときも枝の伐採等は行っていただいておりますが、今年の台風時に電話線の切断事故等がございました関係上、11月に改めて文書を送付したところでございます。

道路境界を超えた立ち木の伐採につきましては、個人の財産であるといったことから、ある程度所有者の判断に任せているところではございますが、引き続きまして文書でのお願いを行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） ただいまの答弁によると、個人の財産だというようなことを話しておりましたけれども、市の道路、道路の境界から道路内に立ち木が立っている、そういうことで、私はそういう答弁では納得できません。ただいまの答弁によると、文書を送付するだけで、山林の所有者と道路上における立ち木の伐採について、具体的に当事者間で協議した形跡は見られません。

それでは、資料6をごらんください。

平成20年12月23日に、下菅谷地区における民地の森林において、樹木、山林について、強風時に倒木するおそれがあり、住宅等に被害を及ぼす懸念、また歩行者や車両等の被害も考えられるので、土地所有者である水戸市下国井町の方にお会いし承諾をいただき、下菅谷地区環境・防犯推進協議会において、樹木の伐採を行っております。山林は伐採後、未相続問題で市が買い上げたところでございます。

しかし、市においては清水洞の上公園において平成23年9月21日に市が管理する公園内の杉2本が倒れ、近隣の民家の屋根を損壊したことにより、168万円の賠償金を支払っております。

私は、倒木するおそれのある樹木については、前もって伐採すべきであると思います。

さらに、平成24年1月17日から60本の杉を伐採しており、伐採費用60万9,000円を支出しております。

また、補償金については、全国町村会総合賠償保険制度に加入しており、保険料分担金としては市民1人当たり67.2円掛ける5万5,887人ですので、375万5,606円を支出しております。

私はこのような状況を鑑みると、市においては清水洞の上公園管理や、前段で述べました市道境界における立ち木の対応等の件についても、市の対応が不十分であります。

今後は、市が管理する道路や施設等について、しっかりと管理し、安全で安心なまちづくりと未利用ため池地の有効活用を図るなど、住民福祉の向上に最善を尽くすことを強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（助川則夫君） 以上で通告7番、石川利秋議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を11時15分といたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時15分

○議長（助川則夫君） 再開をいたします。

---

◇ 君 嶋 寿 男 君

○議長（助川則夫君） 通告8番、君嶋寿男議員。

質問事項 1. 国道118号線について。 2. 近年、豪雨発生による市内の被害状況について。 3. 那珂西部工業団地について。 4. 那珂市の魅力度発信について。

君嶋寿男議員、登壇願います。

君嶋議員。

〔13番 君嶋寿男君 登壇〕

○13番（君嶋寿男君） 議席番号13番、君嶋寿男でございます。

通告に従いまして質問をいたします。

国道118号線について順次質問をいたします。

まず初めに、現在118号線においては、日立笠間線の交差点までの工事が進んできております。特に、水郡線の跨線橋については、東日本大震災のときに被害を受け、現在の跨線橋はリースとして使用しておりますが、工事も進み、水郡線を挟んで両側に橋脚が建設されましたが、新しい跨線橋の完成時期はいつごろになるかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

国道118号線那珂大宮バイパスの第1期施工分につきましては、常陸大宮市の下村田地内から那珂市の飯田地内までの8.3キロメートルが計画されており、そのうち常陸大宮市側から静入り口交差点までの3.2キロメートルを優先区間として整備中でございます。

これまで、常陸大宮市側の1.6キロメートルが供用開始されておきまして、現在は静跨線橋を含む那珂市側の1.6キロメートルを事業中でございます。

静跨線橋につきましては、災害普及事業といたしまして、常陸大宮土木事務所におきまして平成23年度より、橋長20.5メートル、暫定2車線で工事を進めているところでございます。

現在、橋梁部及び前後の取り付け部を施工中でございまして、平成26年度内の供用開始を目途に工事を進めていると伺っております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 君嶋議員。

○13番（君嶋寿男君） では、下大賀地区坂下付近でも現在、数カ所橋脚工事が進められております。今後の流れと現在の道路との接続についてお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

下大賀坂下付近の既存道路と国道118号バイパスとの取り付け部の計画についてでございますが、常陸大宮市側から玉川橋、（仮称）下大賀高架橋、こちらを経まして既存の118号線、県道那珂瓜連線、市道、これらの道路と平面交差になる計画と伺っております。

現在の進捗状況でございますが、（仮称）下大賀高架橋の上り線の橋梁下部工事を年度内の完成に向けまして施工中でございます。

また、来年度以降の予定につきましては、引き続き高架橋の供用開始に向けまして工事を進めていくと伺っております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 君嶋議員。

○13番（君嶋寿男君） では、下大賀付近、新設される交差点接続について、下大賀鳥井戸線について、いつごろの計画か予定などをお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

国道118号バイパスの下大賀付近に新設されます交差点でございますが、茨城県が事業主体となりまして、おおむね買収も完了している状況にあると聞いてございます。

議員ご指摘のこの交差点の西側に当たります下大賀地内の市道につきましては、平成18年に境界測量業務を行ってございますが、まだ整備計画が策定されていない状況にございます。

市の計画道路としての位置づけもございます。なされている路線でございますので、県事業の進捗にあわせて、市道整備ができますよう、関係地権者との協議調整を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 君嶋議員。

○13番（君嶋寿男君） 鳥井戸線について、再度確認させていただきますが、国道4車線化と同時に取り付け道路については進むということよろしいのでしょうか。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

こちらの交差点につきましては、下大賀地内から水戸方面に向かう場合はこの交差点以外に右折をできる場所がございません。こういった状況を考えますと、こちらの県事業に合せて、同じ時期に供用開始ができるように進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 君嶋議員。

○13番（君嶋寿男君） 了解しました。

続きまして、下大賀地区の瀧神社の下には滝沢と呼ばれている地下水が湧いている場所があります。この水は旧瓜連町の時代に玉川、鹿島地区の飲料水として使用されておりました。東日本大震災のときには、水道が断水したために地元以外の市内各地から水をくみに多くの人が訪れました。

現在、2本のパイプから水が出ておりますが、今回の国道工事により、水の流れが変わってしまうのではないかと皆さん心配をしております。できれば、非常時の水源の確保として整備はできないのかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（石井 亨君） お答えいたします。

東日本大震災以降、生活用水を確保するために5カ所の拠点施設に井戸を整備してまいりました。

また、市民の皆様のご協力により、災害時協力井戸として現在56カ所、井戸を登録させていただいておるところでございます。

瀧神社下の湧水につきましては、東日本大震災時に近隣の方々が利用し、大変感謝していたと伺っているところでございます。

この水源地ですが、常陸大宮土木事務所に確認したところ、国道118号バイパス工事区域外とのことでございますけれども、工事箇所が水源地に近いこともあり、今後工事経過を十分注意、見つつ、工事完了後は地権者の同意が得られれば、水質検査を行い、災害時協力水源として登録をしていきたいと、このように考えているところでございます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 君嶋議員。

○13番（君嶋寿男君） この場所ですが、橋脚工事の関係によって、水の流れが本当に変わってしまうのではないかと不安もありますが、その点についてはできればお答えいただければお願いしたいと思います。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

現在、県のほうで橋梁下部工事を行っています。さらに、来年以降、その橋台から既存の118号に向けまして擁壁等の工事が予定をされてございます。この工事の際に、その水源のところの一部掘削が入ってまいりますので、その水源が場所が一時変る可能性はあるんですが、その工事の橋台とか、擁壁の中の水を地区外に処理をする工事があると思いますので、そういった点において、既存の場所に水が出るように、県のほうにはちょっと働きかけをしていきたいとは考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 君嶋議員。

○13番（君嶋寿男君） ぜひよろしくお願いをいたします。

日立笠間線までについての進捗状況についてはわかりましたが、3桁の国道は国・県が管轄をすると聞いております。県内の国道の中でも118号線においては、秋は紅葉の時期として大変混み合い、そしてまた現在、週末は袋田の滝のライトアップなどによりまして、交通情報センターなど、ラジオなどでも夕方になると静入り口が大変渋滞ということが流れておりますので、今後、市としても積極的に国・県への要望活動を行っていただきながら、一日も早い完成を望んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、近年、豪雨発生による市内の被害状況についてお伺いをいたします。

1時間の降水量が50ミリ以上の集中豪雨が発生する回数が近年増加していると伺っています。

那珂市において、集中豪雨発生による被害状況と件数についてお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（石井 亨君） お答えいたします。

市内の道路につきましては、冠水される箇所は十数カ所あると把握しているところでございます。ここ3年間における大雨時に冠水報告や対応をした箇所につきましては、門部白河内墓地の北側道路や、後台東十文字付近など10カ所に上っております。

対応につきましては、土木課、消防本部におきまして、その都度排水などの作業を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 君嶋議員。

○13番（君嶋寿男君） では、県道常陸大宮線の下大賀地区の弘願寺付近は、強い雨が降るたびに冠水し、住民は庭に水が浸入しないように土のうをみずから積んだりしております。

また、以前、道路と畑の区別がつかず、事故になりそうになったことがあります、市としての対応をお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

弘願寺付近の道路につきましては、県道2方向と市道2方向からの側溝排水が交差点に集中しているため、雷雨等の短時間の集中豪雨時には、既設の流末排水の断面では対応ができないような状態になってございます。

このような中、さる10月14日に下大賀自治会の方々より道路冠水に関する要望書が常陸大宮土木事務所と那珂市に提出がされました。現在、大宮土木事務所におきまして、その対応策を検討中と伺ってございます。

市におきましても、この交差点に市道側溝の排水が流入してございますので、見直しや改修等が可能かどうか、今後調査のほうを行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 君嶋議員。

○13番（君嶋寿男君） ぜひよろしくお伺いをいたします。

続きまして、西部工業団地についてお伺いをいたします。

この団地は、東海、那珂、ひたちなかで進められているサイエンス・フロンティア21構想の一翼を担う生産拠点としての工業団地であります。那珂インターからは約3キロ、国道118号線に近接しており、また茨城港、日立港区や常陸那珂港区などの連携により、首都圏はもとより、国内外へ容易にアクセスができる環境を有している工業団地ですが、現在、営業している企業、件数についてお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答えを申し上げます。

現在、那珂西部工業団地内では7社が操業いたしております。事業所名といたしましては、株式会社ソニーDADCジャパン、NTTエレクトロニクス株式会社、新藤電子工業株式会

社、森松工業株式会社、株式会社日立ハイテクマニファクチャ&サービス、有限会社佐藤電  
化工業所、それから最後にオプトエナジー株式会社でございます。

なお、現在1区画5ヘクタールが残っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 君嶋議員。

○13番（君嶋寿男君） 先ほど私のほうからも電気機械関係企業の誘致ということで質問さ  
せていただきましたが、そのほかにも考えがあるのかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答えを申し上げます。

那珂西部工業団地は企業立地促進法に基づく、那珂市を含む7市1町1村を産業集積区域  
といたします茨城県県北地域産業活性化基本計画の計画区域に含まれてございます。

この計画におきましては、目指すべき産業集積の方向として、電気・機械関連産業が位置  
づけられております。また、平成24年3月には、茨城産業再生特区に指定を受けてございま  
す。その中で、電気・機械関連産業につきまして、税制上の優遇措置が受けられるようにな  
ってございます。

しかしながら、企業誘致に当たりましては、那珂西部工業団地の非常に立地条件を生かし  
ながら、電気・機械といった業種に限定することなく、あらゆる業種につきまして税制上の  
優遇措置、低利な融資制度及び電気料金の補助なども活用しながら、積極的に誘致活動を進  
めていかなければならないと考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 君嶋議員。

○13番（君嶋寿男君） 現在、西部工業団地の5ヘクタール残っているところの未分譲地の中  
で、電気関連企業以外にも今後検討していくということですが、この西部工業団地  
については、10月22日にも開通されました那珂西大橋が開通し、またこの開通によりまし  
て水戸市、笠間市、城里町に行く時間も場所によっては短縮することができました。

また、平成27年度には菅谷飯田線が開通予定、そしてまた常磐高速道路の水戸北スマート  
インターが近いうちに上下線が利用できる、那珂インターと同じようなインターチェンジに  
なるということですので、大変立地条件がよくなる工業団地だと思います。その立地条件に  
よっては常陸那珂港までの交通アクセスも今以上に便利になりますので、この常陸那珂港周  
辺で現在、コマツ、日立建機などが企業として進出をしておりますが、今後、富士重工など  
の大型企業も進出してくるのではないかとというような話も聞いております。

ぜひ、この西部工業団地においては、積極的なPR活動をし、関連企業などの誘致活動が  
できるよう努力をしていただきたいと思います。その点についてお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答えを申し上げます。

残っております5ヘクタールにつきましては、これまで有力な引き合いがございませんでした。そういった関係で誘致が進まない状況でございました。

しかしながら、茨城県におきまして、本年10月に県所有の工業団地の分譲価格等につきまして見直しが行われまして、那珂西部工業団地につきましても分譲価格を約15%値下げしまして、1平方メートル当たり2万600円となったところでございます。

また、これまでは5ヘクタールを一体として分譲することが基本でございましたけれども、割賦分譲も可能ということになりました。

これらの見直しを契機に、少しでも企業等に那珂西部工業団地の立地条件、そういった環境等を十分理解していただくよう努力するとともに、誘致を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、県関係部局と連携をとりまして、情報の収集とPRを進め、誘致できるよう引き続き積極的に努力をしてまいりたいというふうに、かように考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 君嶋議員。

○13番（君嶋寿男君） 企業が進出して、西部工業団地に立地していただければ、雇用の面を通して、那珂市の雇用にも一つの発展になるのかなと思います。できれば、もう一つ私のほうから提案ということですが、これはひまわりフェスティバルでもたくさんのヒマワリ畑を皆さんに見ていただいております。そのヒマワリの種を使ったヒマワリ油も県内外で評判もよいと聞いておりますので、そういう加工をして、付加価値などができる、そして販売する、そういうものも含めた今後の誘致活動もお願いできればと思いますが、その点について再度部長からの答弁をお願いいたします。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

ただいま議員からご指摘のございました電気・機械関連産業にこだわらず、幅広く企業誘致を図っていくということでございますが、先ほど申し上げました県北地域産業活性化の基本計画の中にも、電気・機械関連産業以外にも環境エネルギーとか、いわゆる生活関連、衣料とか、食品とか、そういった企業等につきましても、この県北地域の特性を生かし、産業集積を生かした中で企業誘致を進める、産業の集積を図るという位置づけがされております。

そういったことも踏まえて、引き続き県当局とも十分協議、連携をとりながら企業誘致を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 君嶋議員。

○13番（君嶋寿男君） 積極的な誘致活動をお願いいたします。

続きまして、那珂市魅力度発信についてお伺いをいたします。

文化・スポーツに対してのPRについてお伺いをいたします。

先日、市制施行10周年記念式典が行われ、式典の中で那珂市の誇る名誉市民賞贈呈式が行われました。那珂市の誇る賢人たちの教えを後世に伝えるとともに、将来を担う人材育成に役立つことと思います。

また、市内においては、ふるさと大使に選ばれている京都造形芸術大学院教授の青木芳昭先生のように、芸術面で活躍されている方々が数名おられます。

九州出身の方で現在は市内において活動している島先生、また千葉県出身で市内に作業所を置き活動されている山田先生、那珂市出身で現在市外で陶芸の活動をしている中井川先生など、ほかにもたくさんの芸術面での活躍をされている方がおります。

この方たちは国内はもちろん、世界的にも有名で、専門紙など数多く紹介をされております。

また、スポーツ面においては、那珂市出身で全日本のラグビー選手として活躍をしている方も現在おります。

そしてまた、現在、高校球児として活躍をしている生徒さんもたくさんおりますが、多くの市民の方々にこのように那珂市の出身者、そして那珂市において活動、活躍をしていることを知っていただくことが、今後の後輩たちにも希望になり、そしてまた活動している方々の励みにもなるかと思っておりますが、その点についてのPR活動についてお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

ただいま議員のほうからもお話がございましたように、那珂市在住や出身で芸術・文化・スポーツなどにおいて非常に活躍されている方を市民に紹介していくことは非常に大切なことであるというふうに認識をしているところでございます。

市のPRはもとより、市の魅力を改めて市民の方が知っていただく機会になると思われまします。また、同時に将来を担う子供たちの励みや、地域の活性化にもつながるものでありまして、市民の方から情報を積極的に提供いただくとともに、市教育委員会生涯学習課とも情報の共有を図り、広報なか等におきまして、積極的に掲載し、紹介をしまいたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 君嶋議員。

○13番（君嶋寿男君） 広報なか等などに積極的にこれからもPRをしていただくということですが、今の若者たちというか、一般の方もそうですけれども、スマートフォンを使ったフェイスブック等によく情報交換などを行っている方も多く見られます。

那珂市においても、そのPR法についてはホームページはもとより、フェイスブック等にどんどん載せていただきながら紹介をしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

ただいま議員のほうからご提案ありましたフェイスブック、もちろんホームページもそうでしょうけれども、そういったいろいろなツールを使って、市民の方に、また市内外に市出身で、または市在住で非常にご活躍をされている方という方をご紹介申し上げていくということは、非常に必要だというふうに考えてございますので、そのような取り組みを進めてまいりたいというふうに、かように考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 君嶋議員。

○13番（君嶋寿男君） あともう一つ、やはり那珂市ではひまわりフェスティバル、そしてまた先日も行われました商工祭などにもどんどんそういう方に声をかけさせていただいて、出店をしていただく、そういうのもPRの一つかと思います。

そしてまた、今、各那珂市内において活動している団体等、消防団、そしてまた多くの方々もそういうものに対して活動しているのをPRも含めて、市民にお願いできればと思いますが、最後に市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えします。

ほかの自治体の事例なんですけれども、常陸太田市の広報紙で各分野で活躍をされている市内外の方を紹介するコーナーがありました。今続いているかどうかわかりませんが、私の友人なんか掲載されましたけれども、大変おもしろい企画であるというふうに思っております。

那珂市としても掲載できるデータの集積といいますか、単発で終わらないように、たくさん情報を頂戴して、そういったデータがそろえば、なるべく早い時期にそろった時点で掲載していきたいというふうに思っております。

また、先ほど部長のほうからもお話がありましたように、電子ベースでもそういった発進をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 君嶋議員。

○13番（君嶋寿男君） ぜひとも那珂市のPRを兼ねた魅力度発信をお願いいたしまして、私の質問を終了いたします。

○議長（助川則夫君） 以上で通告8番、君嶋寿男議員の質問を終わります。

---

## ◎議案等の質疑

○議長（助川則夫君） 日程第2、議案等の質疑を行います。

報告第16号から報告第17号までの報告2件、議案第62号、議案第63号及び議案第71号から議案第79号までの議案11件、以上13件を一括議題といたします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

報告第16号につきましては、地方自治法第180条第2項の規定による報告事項となっておりますので、報告をもって終了といたします。

---

#### ◎議案等の委員会付託

○議長（助川則夫君） 日程第3、議案等の委員会付託を行います。

報告第17号の報告1件と議案第62号、議案第63号及び議案第71号から議案第79号までの議案11件の以上12件につきましては、お手元に配付しました議案等委員会付託表のとおり所管の常任委員会に付託することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

つきましては、所管の常任委員会において審査の上、今期定例会期中に報告されますよう望みます。

---

#### ◎請願の委員会付託

○議長（助川則夫君） 日程第4、請願第4号の委員会付託を行います。

今期定例会におきまして受理しました請願は、お手元に配付いたしました請願陳情文書表のとおり、会議規則第141条第1項の規定により所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

つきましては、当該常任委員会におきまして審査の上、今期定例会期中に報告されますよう望みます。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（助川則夫君） 連絡事項がございます。今期定例会において開催予定の各常任委員会開催通知文は各議員の文書区分箱に配付しておきますので、ご確認を願います。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前 11 時 43 分

平成26年第4回定例会

# 那珂市議会会議録

第4号（12月12日）

## 平成26年第4回那珂市議会定例会

### 議事日程(第4号)

平成26年12月12日(金曜日)

- 日程第 1 議員定数等調査特別委員会調査事項
- 日程第 2 報告第17号 専決処分について(平成26年度那珂市一般会計補正予算(第4号))
- 議案第62号 那珂市立小学校・中学校設置条例の一部を改正する条例
- 議案第63号 那珂市いじめ問題対策連絡協議会等条例
- 議案第71号 平成26年度那珂市一般会計補正予算(第6号)
- 議案第72号 平成26年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)
- 議案第73号 平成26年度那珂市公園墓地事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第74号 平成26年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第75号 平成26年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3号)
- 議案第76号 平成26年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議案第77号 平成26年度那珂市水道事業会計補正予算(第3号)
- 議案第78号 市道路線の認定について
- 議案第79号 市道路線の廃止について
- 請願第 4号 「集団的自衛権行使容認の閣議決定」の撤回を政府に求める意見書の提出を求める請願
- 日程第 3 議員派遣について
- 日程第 4 委員会の閉会中の継続(調査・審査)申出について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### 出席議員(22名)

1番	筒井かよ子君	2番	寺門厚君
3番	小宅清史君	4番	助川則夫君
5番	綿引孝光君	6番	木野広宣君
7番	古川洋一君	8番	中庭正一君

9番	萩谷俊行君	10番	勝村晃夫君
11番	中崎政長君	12番	笹島猛君
13番	君嶋寿男君	14番	武藤博光君
15番	遠藤実君	16番	福田耕四郎君
17番	須藤博君	18番	加藤直行君
19番	石川利秋君	20番	木村静枝君
21番	海野進君	22番	木内良平君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野徹君	副市長	松崎達人君
教育長	秋山和衛君	企画部長	関根芳則君
総務部長	宮本俊美君	市民生活部長	秋山悦男君
保健福祉部長	萩野谷康男君	産業部長	助川保彦君
建設部長	岡崎隆君	上下水道部長	樫村悦雄君
教育部長	会沢直君	消防長	豊島克美君
会計管理者	野上隆男君	行財政改革推進室長	車田豊君
危機管理監	石井亨君	農業委員会事務局長	樫村武君
総務部次長	川崎薫君		

---

議会事務局職員

事務局長	城宝信保君	次長補佐	渡辺荘一君
書記	萩谷将司君		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（助川則夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。欠席議員はおりません。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（助川則夫君） 議案等説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に報告したとおりであります。

なお、出席者名簿については、2日目に配付したとおりですので、ご了承願います。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

---

◎議員定数等調査特別委員会調査事項報告、質疑、採決

○議長（助川則夫君） 日程第1、議員定数等調査特別委員会調査事項を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

加藤直行委員長、登壇願います。

〔議員定数等調査特別委員会委員長 加藤直行君 登壇〕

○議員定数等調査特別委員会委員長（加藤直行君） おはようございます。

議員定数等調査特別委員会報告をいたします。

本委員会の付託事件については、下記のとおり会議規則第110条の規定により報告いたします。

記。

1、付託事件。調査事項1、議員定数に関する事項。2、議員報酬等に関する事項。

2、結果。継続調査とすべきもの。

3、理由と経過でございます。10月9日、議員報酬について、意見交換を実施しましたが、意見集約には至りませんでした。公聴会の後で意見集約をすることにいたしました。

11月5日、公聴会の公述人9人を選出し、当日の会議日程、発言方法、順番などを決定しました。

11月16日、公聴会を開催しました。7人の公述人から、議員定数、議員報酬について、

意見を伺いました。

12月8日、委員会で意見集約をおこない、議員定数18人、議員報酬5万円増額、政務活動費を半額の12万円という意見が多数となりました。

今後は、定数や報酬、政務活動費の改正をするため、条例改正案などを作成し、平成27年3月定例会に議案を提出する予定でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、会議規則第56条の規定により、委員長報告に対する質疑の回数は1人3回までとします。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 質疑を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りいたします。委員長の報告は継続調査であります。本件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、議員定数等調査特別委員会調査事項は、委員長報告のとおり継続調査とすることに決定いたしました。

---

#### ◎報告第17号～議案第79号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決

○議長（助川則夫君） 日程第2、報告第17号並びに議案第62号から議案第63号まで及び議案第71号から議案第79号までの以上12件及び請願第4号を一括して議題とします。

各常任委員会の審査の経過並びに結果について各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務生活常任委員会、萩谷俊行委員長、登壇願います。

〔総務生活常任委員会委員長 萩谷俊行君 登壇〕

○総務生活常任委員会委員長（萩谷俊行君） 皆さん、おはようございます。

総務生活常任委員会よりご報告いたします。

総務生活常任委員会報告書。

本委員会の付託事件については、下記のとおり会議規則第110条の規定により報告いたします。

記。

1、付託事件。報告第17号 専決処分について（平成26年度那珂市一般会計補正予算

(第4号))、議案第71号 平成26年度那珂市一般会計補正予算(第6号)、議案第73号 平成26年度那珂市公園墓地事業特別会計補正予算(第1号)、請願第4号 「集団的自衛権行使容認の閣議決定」の撤回を政府に求める意見書の提出を求める請願。

2、結果。報告第17号は、承認すべきもの。

議案第71号、議案第73号は、全会一致で、原案のとおり可決すべきもの。

請願第4号は、賛成少数で不採択とすべきもの。

3、理由。報告第17号は、衆議院解散による選挙の経費を専決処分したものであり、妥当なものです。

議案第71号の一般会計補正予算は、平成27年4月から契約を行う債務負担行為の補正や、徴収漏れの源泉所得税、市税等過誤納還付金などによる予算増加であり、妥当なものです。

議案第73号の公園墓地事業特別会計補正予算は、前年度の決算確定による繰越金を補正するものであり、妥当なものです。

請願第4号は、集団的自衛権などは、我が国の安全保障環境の変化に対応し、国民の生命と平和を守るために重要な事項であり、今後、関連法案を整備して実施していくことが閣議決定されているので、この請願には反対するとの意見が多数となり、賛成少数で不採択となったものです。

以上、報告いたします。どうぞよろしくお願いたします。

○議長(助川則夫君) 続きまして、産業建設常任委員会、中崎政長委員長、登壇願います。

[産業建設常任委員会委員長 中崎政長君 登壇]

○産業建設常任委員会委員長(中崎政長君) 産業建設常任委員会報告書。

本委員会の付託事件については、下記のとおり会議規則第110条の規定により報告いたします。

1、付託事件。議案第71号 平成26年度那珂市一般会計補正予算(第6号)、議案第74号 平成26年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算(第3号)、議案第77号 平成26年度那珂市水道事業会計補正予算(第3号)、議案第78号 市道路線の認定について、議案第79号 市道路線の廃止について。

2、結果。すべて、全会一致で、原案のとおり可決すべきものとする。

3、理由。議案第71号は、主に道路改良舗装事業、両宮排水路整備事業等における工事請負費の増額などです。また、下菅谷地区、上菅谷駅前地区、菅谷地区のまちづくり事業においては、国からの交付金の決定額が予定額を大幅に下回ったことに伴い、事業費を減額しています。内容は妥当なものです。

議案第74号は、主に、農業集落排水施設維持管理費における、処理施設に係る電気料の増額と、その関連による繰越金の増額で、内容は妥当なものです。

議案第77号は、収益的支出において、浄水場関係の電気料金に不足が生じたことによる増額です。

委員から、浄水場の節電についての質疑があり、執行部からは、モーターをインバーター式にするなどの修繕を進めているとの回答がありました。また、委員から、石綿管の更新を進めてほしいという意見がありました。補正の内容は妥当なものです。

議案第78号、及び議案第79号は、菅谷地区まちづくり事業により、新たに道路が整備されることに伴い、そこに係る市道2路線の認定、及び3路線の廃止を行うもので、内容は妥当なものです。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（助川則夫君） 続きまして、教育厚生常任委員会、武藤博光委員長、登壇願います。

〔教育厚生常任委員会委員長 武藤博光君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（武藤博光君） 教育厚生常任委員会の報告をさせていただきます。

本委員会の付託事件については、下記のとおり会議規則第110条の規定により報告いたします。

記。

1、付託事件。議案第62号 那珂市立小学校・中学校設置条例の一部を改正する条例、議案第63号 那珂市いじめ問題対策連絡協議会等条例、議案第71号 平成26年度那珂市一般会計補正予算（第6号）、議案第72号 平成26年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）、議案第75号 平成26年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）、議案第76号 平成26年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

2、結果。すべて全会一致で原案のとおり可決すべきものとする。

3、理由。議案第62号は、本米崎小学校が来年の3月をもって閉校になることによる条例の改正です。

議案第63号は、いじめ防止対策推進法及び那珂市いじめ防止基本方針に基づき、那珂市いじめ問題対策連絡協議会、那珂市いじめ調査委員会、那珂市いじめ再調査委員会を設置するための条例です。

議案第71号 一般会計補正予算は、当委員会の所管部分について、特に問題なく、妥当なものであります。

議案第72号 国民健康保険特別会計補正予算、議案第75号 介護保険特別会計補正予算、議案第76号 後期高齢者医療特別会計補正予算は、特に問題なく、妥当なものであります。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（助川則夫君） 以上で、各委員長からの報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 質疑を終結いたします。

これより議案等について討論を行います。

討論の通告がありましたので、木村静枝議員に発言を許します。

木村議員。

○20番（木村静枝君） 「集団的自衛権行使容認の閣議決定」の撤回を政府に求める意見書の提出を求める請願、この請願第4号に賛成の立場から討論をいたします。

集団的自衛権行使容認の閣議決定は、憲法9条のもとでは、海外での武力行使は許されないという従来の政府見解を180度転換し、海外で戦争する国への道を開くものとなっています。こうした憲法改定に等しい大転換を、与党の密室協議を通じて、一遍の閣議決定で強行するなどというのは、立憲主義を根底から否定するものです。

閣議決定は、海外で戦争する国づくりを2つの道で推し進めるものとなっています。

その1つは、「国際社会の平和と安定への一層の貢献」という名目で、アフガニスタン報復戦争やイラク侵略戦争のような戦争を米国が引き起こした際に、武力行使をしてはならない、戦争・戦闘地域に行ってはならないという歯どめを外し、自衛隊を戦地に派兵するということです。

閣議決定は、自衛隊が活動する地域を後方地域、非戦闘地域に限定するという従来の枠組みを廃止し、これまで戦争地域とされてきた場所であっても支援活動ができるとしています。戦闘地域での活動は、当然、相手からの攻撃に自衛隊をさらすこととなります。攻撃されれば、応戦し、武力行使を行うこととなります。それが何をもたらすかは、アフガン戦争に集団的自衛権を行使して参戦したNATO諸国がおびたしい犠牲者を出したことに示されています。

2つ目は、「憲法9条のもとで許容される自衛の措置」という名目で、集団的自衛権行使を公然と容認していることです。

閣議決定は、自衛の措置としての武力の行使の新三要件なるものを示し、日本に対する武力攻撃がなくても、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合には、武力の行使、集団的自衛権の行使ができるとしています。

政府の第9条に関するこれまでの全ての見解は、海外での武力行使は許されないことを土台として構築されてきました。今回の決定は、従来の政府見解を土台から覆すものです。こうした解釈改憲を一遍の閣議決定で強行しようというやり方は、立憲主義の乱暴な否定です。

日本は、来年、戦後70年を迎えます。その間、戦争で一人の人間も殺さず、殺されることはありませんでした。一体、戦争をして何が得になるのでしょうか。大勢の無辜の人間の命を奪い、国土は焼土と化し、核に汚染された郷土は住むことさえできなくなってしまいます。

憲法9条にノーベル平和賞をと求めている実行委員会がノルウェー・ノーベル委員会に提出していたものが、今年、ノミネートされたということです。今年のノーベル平和賞は日本

国憲法9条が選ばれるのではないかと大いに期待をしましたが、残念ながら期待は外れました。

スペインのカナリア諸島には、日本国憲法9条の碑が建っているということです。世界中に日本国の平和憲法9条の碑が建つことを望むものです。

よって、この請願を支持し、賛成の討論といたします。

○議長（助川則夫君） 以上で討論を終結いたします。

これより報告第17号 専決処分について（平成26年度那珂市一般会計補正予算（第4号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は承認すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、報告第17号は、委員長報告のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第62号 那珂市立小学校・中学校設置条例の一部を改正する条例、議案第63号 那珂市いじめ問題対策連絡協議会等条例、議案第71号 平成26年度那珂市一般会計補正予算（第6号）から議案第79号 市道路線の廃止についてまでの以上11件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第62号から議案第63号及び議案第71号から議案第79号までの以上11件は、委員長報告のとおり決することに決定いたしました。

請願第4号 「集団的自衛権行使容認の閣議決定」の撤回を政府に求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

本件は起立による採決を行います。

採決の前に議員各位にあらかじめ申し上げます。本件に対する委員長の報告は、不採択とすべきものであります。

念のため申し上げます。これから行いますこの請願第4号の採決は、委員長報告に対するものではなく、請願第4号を採択にするか、不採択にするかを問うものでございます。

お諮りいたします。この請願第4号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（助川則夫君） 着席願います。

賛成少数であります。

よって、請願第4号は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

---

◎議員派遣について

○議長（助川則夫君） 日程第3、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第167条第1項の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり、それぞれの諸君を派遣することに決定をいたしました。

---

◎委員会の閉会中の継続（調査・審査）申出について

○議長（助川則夫君） 日程第4、委員会の閉会中の継続（調査・審査）申出についてを議題といたします。

会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、各委員長から閉会中の継続調査の申し出が提出されております。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、これを承認することに決定いたしました。

---

◎閉会の宣告

○議長（助川則夫君） 以上で、本会議に付議された案件は全部終了いたしました。

ここで、市長から発言の許可を求められていますので、これを許します。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 平成26年第4回那珂市議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をはじめとする21件の議案につきまして、慎重なるご審議を賜り、いずれも原案どおり議決をいただきました。まことにありがとうございます。

また、常任委員会におきましては、3日間にわたり、平成26年度那珂市一般会計補正予算をはじめとする各種の議案につきまして、熱心にご審議いただき、また貴重なご意見を多数頂戴することができました。各常任委員会の委員各位に対しまして、重ねて感謝を申し上げます。

さて、本年も残すところ、わずかとなってまいりました。2014年も、議員各位のご理解とご協力を賜りながら、市政運営において着実に進展を図ることができました。ここに改めて敬意と感謝の意を表したいと存じます。

また、本定例会の初日には、平成27年度予算編成基本方針をお配りいたしまして、今後の財政運営の考え方を明示させていただきました。依然として厳しい財政状況にはありますが、第1次那珂市総合計画に掲げた施策を確実に推進し、「一人ひとりが輝くまち」「未来に夢がもてるまち」那珂市の実現のため、行財政改革による徹底した節減合理化と創意工夫により、さらなる市政の発展に向け、職員ともども熱意を持って取り組んでいく所存でございます。どうか議員各位には、これまで同様、私ども執行部の行政運営に対し、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

結びに、議員の皆様におかれましては、夢と希望に満ちた輝かしい新年をお迎えになられますよう心からお祈り申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

17日間、ご苦勞さまでした。ありがとうございました。

○議長（助川則夫君） これにて平成26年第4回那珂市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時28分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

那珂市議会議長 助 川 則 夫

那珂市議会議員 須 藤 博

那珂市議会議員 加 藤 直 行

那珂市議会議員 石 川 利 秋